

資料編

【資料 1】 会津若松市環境基本条例

平成 9 年 3 月 28 日
会津若松市条例第 18 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等（第 10 条—第 14 条）

附則

わたしたちのまちは、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文化遺産の中で、今日まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化してきており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市におけるより質の高い環境の保全及び創造とゆとりと潤いのある快適な地域づくりの実現のため、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の協力と働きかけによって行われなければならない。

3 地球環境保全是、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民の健康で文化的な生活を確保するため、次章及び第3章に規定する環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境の保全上の支障の防止に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保すること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保並びに良好な景観の創造と保全及び歴史的文化遺産の保全を図ること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の推進を図ること。

(5) 地球環境保全及び環境への負荷の低減を図ること。

(環境基本計画の策定及び公表)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、会津若松市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに環境基本計画との整合を図るものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等

(情報の収集)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に収集するものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に提供するものとする。

(環境教育及び学習の促進)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図り、すべての者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第14条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と連携しながら、推進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

【資料2】会津若松市生活環境の保全等に関する条例

平成12年3月31日
会津若松市条例第16号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市、事業者及び市民の責務（第3条—第10条）
- 第3章 公害の防止（第11条—第15条）
- 第4章 ポイ捨て等の禁止（第16条—第26条）
- 第5章 都市型及び生活型公害の防止（第27条—第30条）
- 第6章 地球環境保全のための努力義務（第31条・第32条）
- 第7章 補則（第33条—第39条）
- 第8章 罰則（第40条—第44条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、会津若松市環境基本条例（平成9年会津若松市条例第18号）第3条に定める基本理念にのっとり、法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び創造に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全及び創造を図ることをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てること又は放置することをいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収する容器で規則で定めるものをいう。
- (7) 持帰り飲食料品 屋外において容易に飲食できる飲食料品であって、これを収納する容器その他これに類する物が捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (8) 公共の場所等 公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。
- (9) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (10) 自転車の放置 公共の場所等において、自転車の利用者等（利用者、所有者及び管理者をいう。以下同じ。）が自転車から離れてこれを直ちに移動することができない状態をいう。
- (11) 公共用水域 河川、湖沼その他公共用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）、会津若松市農業集落排水処理施設条例（平成10年会津若松市条例第26号）第3条第1項に規定する農業集落排水処理施設その他これらに類する施設を除く。）をいう。

- (12) 小規模焼却炉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設以外の焼却施設をいう。
- (13) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (14) 野焼き 一般廃棄物を処理することを目的として、焼却施設を用いずに一般廃棄物を焼却することをいう。
- (15) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (16) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

第2章 市、事業者及び市民の責務

（市の責務）

第3条 市は、公害を未然に防止する等生活環境の保全等に努め、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保しなければならない。

（施設の整備）

第4条 市は、生活環境の保全等のため、必要な施設の整備に努めなければならない。

（調査、監視及び公表）

第5条 市は、生活環境の保全等のため、市域の生活環境に関する必要な調査、監視及び研究に努めなければならない。

2 市は、前項の調査等を迅速かつ的確に行うために必要な測定機器、施設及び組織の効果的な整備に努めなければならない。

3 市は、第1項の調査等の結果明らかになった市域の生活環境の状況を公表しなければならない。

（苦情の処理）

第6条 市は、公害及び生活環境の悪化に関する苦情があつたときは、その実情を調査し、必要に応じ県その他の関係機関と協力し、その適切な処理に努めなければならない。

（市民意識の啓発）

第7条 市は、生活環境の保全等のため、市民に対して生活環境の保全等に関する知識の普及及び意識の啓発に努めなければならない。

（環境保全協定）

第8条 市は、工場又は事業場の規模、業態、立地条件等から総合的に判断し、生活環境の保全等のために必要があると認めるときは、当該工場又は事業場を設置する事業者に対し、環境保全協定の締結を申し入れるものとする。

2 事業者は、前項の規定による協定締結の申入れがあつたときは、これに応じなければならない。

（事業者の責務）

第9条 事業者は、生活環境の保全等のため、事業活動から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に管理するとともに、公害その他市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかにその解決に努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第10条 市民は、生活環境の保全等のため、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めな

ればならない。

- 2 市民は、生活環境の保全等に関する取組を自ら積極的に行うよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

第3章 公害の防止

(公害防止計画の提出命令)

第11条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、期限を定めて公害防止計画（以下「防止計画」という。）の提出を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により防止計画の提出を命ずるときは、当該防止計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

(計画変更命令)

第12条 市長は、前条第1項の規定により提出された防止計画が公害を防止するために適切でないとき、当該防止計画の変更を命ずることができる。

(実施命令)

第13条 市長は、事業者が第11条第1項の規定により提出した防止計画又は前条の規定により変更を命じられた防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該措置の実施を命ずることができる。

(緊急時の協力要請等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は排出水の量の減少について協力を求めることができる。

- (1) 気象状況の影響により大気の汚染が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
 - (2) 異常な濁水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
- 2 事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、速やかにばい煙又は排出水の量の減少について適切な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告)

第15条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに市長に報告しなければならない。

- (1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、これらの公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況
 - (2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事故の状況並びに当該事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

第4章 ポイ捨て等の禁止

(ごみ持帰りの努力義務)

第16条 何人も、屋外において自ら発生させたごみを持ち帰り、ごみの散乱を防止するよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第17条 何人も、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(回収容器の設置義務等)

第18条 自動販売機による飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

- 2 持帰り飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために必要な措置を講じなけれ

ばならない。

(自動販売機の設置届出義務等)

第19条 自動販売機による飲食料品の販売者は、その設置する自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)ごとに、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者(その地位を承継した者を含む。以下「届出者」という。)は、届出事項に変更(規則で定める軽微な変更を除く。)が生じたときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 届出者は、当該自動販売機の設置を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第20条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、届出者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 届出者は、当該自動販売機の見やすい箇所に届出済証を付しておかななければならない。

3 届出者は、当該届出済証を忘失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(宣伝物の散乱防止)

第21条 公共の場所等において宣伝物、印刷物その他の物(以下この条において「宣伝物」という。)を配布し、又は配布させた者は、当該配布場所及びその周辺において宣伝物が散乱したときは、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

(犬のふんの放置の禁止)

第22条 犬の所有者(所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。)は、その犬がふんをしたときは、これを放置してはならない。

(自転車の放置の禁止)

第23条 何人も、公共の場所等(駐輪場を除く。次条において同じ。)において自転車の放置をしてはならない。

(自転車の放置に対する措置)

第24条 市長は、公共の場所等に自転車が放置されている場合において、良好な生活環境を保持するために必要があると認めるときは、当該自転車の利用者等が自ら当該自転車を駐輪場その他の適切な場所に移動すべき旨の警告書を当該自転車に取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、相当の期間を経過してもなお自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去し、保管することができる。

(保管した自転車の措置)

第25条 市長は、前条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による告示の日から起算して6月(次項において「保管期間」という。)を経過してもなお、利用者等が引き取らない自転車又は利用者等が不明の自転車の所有権は、市に帰属する。

3 市長は、保管期間の経過前においても、第1項の規定による告示の日から相当な期間を経過してもなお当該自転車を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車について売却、廃棄等の処分をすることができる。

(空き地の適正管理)

第26条 空き地の所有者(所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。)は、当該空き地の雑草、枯れ草等を除去し、清潔の保持に努めることにより、近隣住民の生活環境を損なわないよう当該空き地を適正に管理しなければならない。

第5章 都市型及び生活型公害の防止

(公共用水域の水質汚濁の防止)

第27条 何人も、公共用水域の水質保全を図るため、洗剤等を適正に使用し、調理くず、食用油、残飯等を公共用水域に流入させないように努めなければならない。

(小規模焼却炉による自家焼却の自粛)

第28条 何人も、小規模焼却炉による一般廃棄物の自家焼却の自粛に努めなければならない。

(野焼きの禁止)

第29条 何人も、一般廃棄物の野焼きを行ってはならない。

(迷惑騒音等の発生防止)

第30条 何人も、他人の迷惑となる騒音、振動、悪臭及びばい煙を発生させないように努めなければならない。

第6章 地球環境保全のための努力義務

(地球環境保全のための努力義務)

第31条 何人も、生活環境の保全等に関する取組に当たり、地球環境保全が重要であるとの意識を持ち、節電、節水、リサイクル等を推進し、環境への負荷の少ない生活様式の確立に努めなければならない。

(自動車等の利用者等の努力義務)

第32条 自動車等の利用者等は、自動車等の必要な整備及び適正な運転に心がけるとともに、不必要なアイドリングをしないこと及び公共交通機関、自転車等を利用することにより自動車等から発生する排出ガス、騒音及び振動を低減し、地球環境保全に努めなければならない。

第7章 補則

(生活環境保全推進員)

第33条 市長は、第4章及び第5章に規定する事項の達成を図るため、生活環境の保全等に関する情報の収集、提供、啓発、指導その他の活動を行う生活環境保全推進員を置くものとする。

(生活環境保全重点区域の指定)

第34条 市長は、生活環境の保全等のため、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置及び自転車の放置を特に防止する必要があると認める区域を生活環境保全重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。指定した区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

(立入調査)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、公害を発生し、若しくは発生するおそれがあると認められる工場若しくは事業場、空き缶等が散乱している土地、自動販売機が設置されている土地、犬のふんが放置されている土地、適正な管理が行われていない空き地又は一般廃棄物の野焼きが行われている土地に立ち入り、当該施設又は設備その他の物件について必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第36条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第37条 市長は、第18条第1項、第19条第1項若しくは第2項、第21条、第26条又は第29条の規定に違反している者に対し、規則で定めるところにより、適当な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第38条 市長は、公共の場所等において第17条の規定に違反してポイ捨てをした者に対し、規則で定めるところにより、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、公共の場所等において第22条の規定に違反して犬のふんを放置した者に対し、規則で定めるところにより、ふんの回収その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第40条 第13条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第41条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第2項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第35条第1項の規定による調査を拒み、妨げ又は忌避した者

第43条 第38条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(会津若松市公害防止条例の廃止)

2 会津若松市公害防止条例(昭和48年会津若松市条例第27号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、報告その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、報告その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に自動販売機を設置し飲食料品を販売する者に対する第19条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成12年10月31日までに」とする。

【資料3】策定経過

1 第2期環境基本計画の策定経過（平成24年度～平成25年度）

年次	月 日	実施項目	実施内容
平成24年度	5月1日	第1回環境審議会	・新計画策定に関する説明
	7月～9月	市民環境意識調査 (アンケート)	・市民：対象1,000名、回答418名、期間8/27～9/7 ・区長：対象505名、回答306名、期間8/31～9/7 ・児童生徒：対象752名、回答694名、期間7/13～7/20 ・保護者：対象752名、回答616名、期間7/13～7/20 ・教員：対象563名、回答465名、期間9/3～9/19
	10月11日	第1回市民ワークショップ	・前計画の総括 (大気汚染、騒音、放射線等に関すること)
	10月25日	第2回市民ワークショップ	・前計画の総括 (動植物の保護、水質汚濁、ポイ捨て等に関すること)
	11月8日	第3回市民ワークショップ	・前計画の総括 (省エネ、新エネルギーの推進、ごみ減量、リサイクル等に関すること)
	11月29日	第4回市民ワークショップ	・前計画の総括（第1回～第3回までのまとめ）
	12月20日	第5回市民ワークショップ	・基本目標の方向性、取り組み内容の検討
平成25年度	4月	事業者環境意識調査 (アンケート)	・事業者：対象3,600社、回答144社、期間4/5～4/30
	5月31日	第1回環境管理委員会	・策定方針説明、環境管理委員会の組織体制説明
	6月5日	第1回環境審議会	・昨年度の経過報告、策定スケジュールの説明
	7月19日	第1回環境管理委員会幹事会	・計画策定の概要、前計画の総括
	8月1日	第1回新エネルギー等検討会議	・スマートシティ、エネルギーに関する講演、 市域の温室効果ガス排出に対する意見交換
	8月5日 ～ 8月26日	事業者ヒアリング	・対象：市内15事業所 環境負荷低減の取り組み内容、社内の推進体制、 推進にあたっての課題等をヒアリング
	8月23日	第2回環境管理委員会幹事会	・計画の基本理念、個別目標の検討
	8月27日	第2回新エネルギー等検討会議	・各社の環境に対する取り組み報告、事業者の配慮指針の検討、事業者ヒアリング中間報告
	9月18日	文教厚生委員会協議会	・計画策定状況の報告
	9月27日	第3回新エネルギー等検討会議	・温室効果ガスの削減目標値、再生可能エネルギーの導入目標値、事業者の配慮指針に対する提言内容まとめ

年次	月 日	実施項目	実施内容
平成 25 年度	10月15日	第3回環境管理委員会幹事会 分科会2	・生態系、野生生物、生物多様性、自然環境等に関する検討
	10月16日	第3回環境管理委員会幹事会 分科会3	・資源循環、エネルギー、廃棄物、地球環境保全、環境負荷低減に関する検討
	10月16日	第3回環境管理委員会幹事会 分科会4	・市民協働、パートナーシップに関する検討
	10月17日	第3回環境管理委員会幹事会 分科会1	・公害防止、健康保護、生活環境保全に関する検討
	10月30日	第4回環境管理委員会幹事会	・全体まとめ、素案の決定
	11月20日	第3回環境管理委員会	・素案説明、内容検討
	11月26日	庁議	・素案説明、内容検討、原案の決定
	12月13日	文教厚生委員会協議会	・原案説明
	12月～1月	パブリックコメント	・原案に対する市民意見の聴取
	1月21日	第2回環境審議会	・原案説明、計画全般についての審議
	2月12日	第3回環境審議会	・諮問、計画全般についての審議
	3月7日	第4回環境審議会	・答申内容についての協議
3月17日	答申	・諮問に対する審議結果について	

2 第2期環境基本計画（改訂版）の策定経過（平成30年度）

年次	月 日	実施項目	実施内容
平成 30 年度	4月～5月	環境意識調査（アンケート）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民：対象1,000名，回答317名，期間4/27～5/25 ・区長：対象506名，回答244名，期間4/27～5/25 ・児童生徒：対象739名，回答612名，期間4/27～5/25 ・保護者：対象739名，回答641名，期間4/27～5/25 ・教員：対象506名，回答437名，期間4/27～5/25 ・事業者：対象3,750社，回答99社，期間4/4～5/18
	5月30日	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員委嘱 ・基本計画、改訂スケジュールの説明
	6月7日	第1回環境管理委員会	・改訂方針、改訂スケジュールの説明
	10月18日	第1回環境管理委員会幹事会	・改訂版素案の協議・調整

年次	月 日	実施項目	実施内容
平成 30 年度	2月4日	庁議	・改訂版素案の審議、決定
	2月8日	第2回環境管理委員会	・改訂版素案の審議、決定
	同日	文教厚生委員会協議会	・改訂版素案の説明 ・パブリックコメント実施について
	2月～3月	パブリックコメント	・改訂版素案に対する市民意見の聴取
	3月15日	第2回環境審議会	・諮問 ・改訂版素案の説明、改訂版素案についての審議
	3月20日	第3回環境審議会	・答申内容についての審議
	3月27日	答申	・諮問に対する審議結果について

【資料4】 諮問・答申

1 第2期環境基本計画への諮問・答申

諮 問 書

25環第1259号
平成26年2月12日

会津若松市環境審議会
会長 渡部 洋子 様

会津若松市長 室井 照平

会津若松市第2期環境基本計画について（諮問）

会津若松市第2期環境基本計画を別紙のとおり策定することについて、会津若松市環境審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成26年3月17日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市環境審議会 会長 渡部 洋子

会津若松市第2期環境基本計画について（答申）

平成26年2月12日付け25環第1259号で諮問のありました標記の件につきましては、会津若松市環境審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申いたします。

答 申

今日の環境問題は、これまでの公害問題に加え、近隣騒音や廃棄物の増大などの日常生活に密接した問題、さらには地球温暖化やエネルギー問題、そして、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の飛散やPM2.5の越境飛来など、広範化・複雑化しています。

一方、快適で豊かな暮らしを維持することや、地域経済の活力再生に向けた取り組みの推進も不可欠であり、地球環境の保全や様々な公害等に対応し、豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐことと、調和を図っていくことが求められています。

このような中で、当審議会に諮問された「会津若松市第2期環境基本計画」は、会津若松市環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、本市の環境行政の最も基本となる計画であると同時に、市民や事業者の環境配慮指針を示すものでもあることから、諮問された原案について慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本計画は、

- 1 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策が示されていること
- 2 環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進するために必要な事項が定められていること
- 3 「市民・事業者環境意識調査」や「市民ワークショップ」、「新エネルギー等検討会議」などから得られた市民や事業者の意見が反映されていること

などから、当審議会といたしましては、計画の内容を適切であると認めるものであります。

今後は、別紙「附帯意見」について十分に配慮いただきながら、市民及び事業者との協働をさらに推進し、本計画の実現に向け努力されるよう切望するものであります。

【 附 帯 意 見 】

1 計画の浸透

計画は、市民や事業者に広く理解・共有される必要があることから、概要版の作成や出前講座の開催などによる積極的な周知に取り組まれない。

なお、概要版等の作成にあたっては、市民にわかりやすいものとなるよう、できるだけ平易な表現やイラスト等の活用を図られたい。

2 市民・事業者における環境に配慮した取り組みの推進

計画を推進させるためには、市民や事業者が、それぞれの強みやノウハウを生かして、環境に配慮した行動をとることが重要になる。そのため、取り組み状況が確認できるチェックシートの活用や補助制度等の情報提供など、市民や事業者が実践しやすい環境づくりに取り組まれない。

3 「スマートなまち」の推進

環境学習や環境保全活動等による環境意識の高揚や、再生可能エネルギー・ICT等の活用を推進し、自然環境と日常生活・事業活動が両立した社会をつくるために、市民・事業者・行政が一体となって取り組まれない。

4 目標達成状況の共有化

望ましい環境像を実現するためには、定期的に環境目標や環境施策の達成状況等を把握し、共有化することが不可欠であることから、その状況等を、目標設定期間にこだわらず短期的に取りまとめ、公表されたい。

2 第2期環境基本計画（改訂版）への諮問・答申

諮問書

30環第1207号
平成31年3月15日

会津若松市環境審議会
会長 左 一八 様

会津若松市長 室井 照平

会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）について（諮問）

会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）を別紙のとおり策定することについて、会津若松市環境審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答申書

平成31年3月27日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市環境審議会 会長 左 一八

会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）について（答申）

平成31年3月15日付け30環第1207号で諮問のありました標記の件につきましては、会津若松市環境審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申いたします。

答 申

今日の環境問題は、私たちの身の回りの自然環境や生活環境の問題から、地球温暖化対策や資源・エネルギー問題など広範に及び、多様化・複雑化している中、その解決に向けては、環境と社会との共生・持続可能性の仕組みづくりが求められています。

こうした中、現行の「会津若松市第2期環境基本計画」の策定以降、地球温暖化防止に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、日本を含むすべての条約締結国に温室効果ガス排出量削減が義務づけられたほか、国内でも、電力の小売全面自由化や新たなエネルギー基本計画の策定など、本市を取り巻く状況は大きく変化しました。

本市においても、「低炭素・循環型社会」の構築や「自然環境・生活環境」の保全を政策の柱の一つとする「会津若松市第7次総合計画」が策定されたところであり、快適で豊かな暮らしを維持し、地域経済の活力再生や地方創生に向けた取り組みを推進するとともに、先人たちが残してくれた豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくことが必要です。

こうした認識のもと、当審議会に諮問された「会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）」（以下「改訂版」という。）の原案について慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本改訂版は、

- 1 環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進するために必要な事項が定められていること
- 2 現行の「会津若松市第2期環境基本計画」における環境目標の進捗や市民等への環境意識調査の結果を総括し、加えて、「パリ協定」による温室効果ガスの排出量削減をはじめとする、環境を取り巻く新たな課題や社会経済情勢の変化に対応していること
- 3 市民や事業者、市民団体等との連携・協働の推進が定められていること

などから、当審議会といたしましては、改訂版の内容を適切であると認めるものであります。

今後は、別紙「附帯意見」について十分に配慮いただきながら、改訂版が掲げる望ましい環境像の実現に向け、努力されるよう切望するものであります。

【 附 帯 意 見 】

1 「低炭素・循環型社会」構築に向けた取り組みの強化

「会津若松市第7次総合計画」において、政策の柱の一つに掲げられている「低炭素・循環型社会」の構築に向け、市民や事業者、市民団体等との連携・協働のもと、再生可能エネルギーや電気自動車等の普及促進、省エネルギー化や3Rのさらなる推進など、その取り組みを強化されたい。

2 水素エネルギーの利活用の検討促進

国では、「第5次エネルギー基本計画」において、水素をカーボンフリーなエネルギーの新たな選択肢として位置づけており、県内外で水素ステーションの設置や燃料電池自動車の普及、コージェネレーション（熱電併給）システムの構築など、さまざまな取り組みが進められています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、最新の知見の情報収集に努めながら、水素エネルギーの利活用についてさらなる検討を進められたい。

【資料5】環境審議会委員名簿

1 第2期環境基本計画策定時

任期：平成24年5月1日から平成26年4月30日まで

役職名	氏名	所属団体等
会長	渡部 洋子	会津若松市区長会 (副会長)
副会長	田中 政巳	公立大学法人会津大学短期大学部 (食物栄養学科 教授)
委員	今井 亨英	環境に関心を持つ市民 (公募)
委員	齋藤 記子	環境に関心を持つ市民 (公募)
委員	岩橋 ひろみ	J A あいづ女性部若松支部 (支部長)
委員	新城 希子	会津若松商工会議所女性会 (副会長)
委員	青木 くみ子	会津若松市環境フェスティバル実行委員会 (副委員長)
委員	田代 圭	福島県弁護士会会津若松支部 (会津鶴城法律事務所)
委員	遠藤 仁志	東北電力株式会社会津若松支社 (副支社長)
委員	石綿 吉男	会津若松市立小中学校長協議会 (松長小学校校長)
委員	池田 鉄哉	国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 (所長)
委員	齋藤 善隆	福島県会津地方振興局 (県民環境部長)

※敬称略、委員順不同、団体名・役職名は委嘱時による。

2 第2期環境基本計画（改訂版）策定時

任期：平成30年5月30日から平成32年5月29日まで

役職名	氏名	所属団体等
会長	左 一 八	公立大学法人会津大学短期大学部 (食物栄養学科 教授)
副会長	鈴木 仁子	J A会津よつば女性部若松支部 (支部長)
委員	新山 敦司	環境に関心を持つ市民 (公募)
委員	渡辺 隆子	環境に関心を持つ市民 (公募)
委員	大須賀 睦美	会津若松商工会議所女性会 (副会長)
委員	佐藤 さつき	会津若松市環境フェスティバル実行委員会 (実行委員)
委員	石田 実	会津若松市区長会 (副会長)
委員	山田 雄三	福島県弁護士会会津若松支部 (リンクス法律事務所)
委員	井 関 智	東北電力株式会社会津若松支社 (副支社長)
委員	古川 徹	会津若松市立小中学校長協議会 (湊小学校校長)
委員	柳 正市	国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 (所長)
委員	室井 達雄	福島県会津地方振興局 (県民環境部長)

※敬称略、委員順不同、団体名・役職名は委嘱時による。

【資料6】主な環境施策一覧

基本目標1 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる

個別目標	環境施策	施策の内容
1-1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち		
有害物質の環境への排出を防ぎます		大気汚染・水質汚濁・土壌汚染の防止に向けた啓発
		家庭での灯油流出の防止に向けた啓発 【追加】
		環境保全協定、事業所パトロール等による公害の未然防止に向けた監視
		大気汚染状況（県測定）の継続的な確認と情報発信
		自動車等の排出ガスの抑制
有害物質による健康被害を防ぎます		水道水及び地下水の水質監視
		下水終末処理場における排水の適正な維持管理
		有害物質に関する情報収集と提供
1-2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち		
生活排水対策を推進します		河川の水質の継続監視
		下水道及び合併処理浄化槽への接続・転換の促進
		生活排水による水質汚濁の低減に向けた啓発
騒音・振動対策を推進します		騒音規制法・振動規制法及び県条例に基づく届出の徹底
		環境騒音の測定などによる監視の強化
		生活騒音の防止に向けた啓発
悪臭対策を推進します		事業所への立入調査・指導の強化
		側溝などの悪臭防止に向けた啓発
その他、良好な生活環境の維持を推進します		野焼き等防止に向けた啓発
1-3 放射能の不安のない安心なまち		
放射線量や放射性物質等を調査、監視します		飲料水や農作物、給食食材等のモニタリング調査による放射性物質の監視と情報収集
		環境放射線調査による放射線量の監視
		簡易放射線測定器等の貸出
市民へ正しい情報を発信します		各種広報媒体を活用した情報発信
		出前講座等を活用した情報発信

基本目標2 緑豊かで、住んでいて心地よく、人と自然が共生するまちをつくる

個別目標	環境施策	施策の内容
2-1 豊かな自然環境を守り、育てるまち		
	生態系に配慮した土地利用を行います	開発行為に対する適正な指導
		ほ場整備事業等における生態系への配慮
	森林の保全と活用を図ります	森林病虫害等防除事業の促進
		治山事業の推進
		森林整備計画による適正な指導
	豊かな緑と水辺地を保全、創出します	赤井谷地の保全
		天然記念物の調査・保存
		景観助成制度等による巨樹・巨木の保存
		公共施設や事業所における緑化推進
	野生生物を適正に保護します	都市公園の整備
		野生生物の生息環境等の保全
		阿賀川などの河川環境等の整備
		外来種対策の推進
2-2 美しい里山と農地を守り、活かすまち		
	里山を保全します	間伐や下刈りの推進
		中山間地における荒廃農地の発生抑制
	農地を保全します	環境保全型農業の推進
		荒廃農地の解消、農地の利用集積化等の推進
	農業・農村体験ができる場をつくります	市民農園等の普及推進
		グリーンツーリズム等の推進
2-3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち		
	自然汚濁・面的汚濁を低減します	森林整備の推進
		環境保全型農業の推進
	人為汚濁を低減します	高度処理合併浄化槽及び農業集落排水施設による生活排水処理事業の推進
		湖水面利用に係るPR活動
		キャンプ場利用者への啓発活動
	水辺環境の保全・整備促進を図ります	猪苗代湖環境保全推進連絡会等との連携による湖岸清掃の実施
		崎川浜の浄化槽整備及び維持管理
	市民参加による水環境保全活動の活性化に努めます	ボランティアによる水環境保全活動への参加呼びかけ
	水環境保全思想の啓発促進、地域交流・水文化の形成に努めます	猪苗代湖の水環境講座の実施
	水環境保全に関する調査研究等の充実に努めます	水質調査の実施

基本目標3 地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる

個別目標	環境施策	施策の内容
3-1 再生可能エネルギーの地産池消ができるまち		
	小水力発電を推進します	民間事業者による小水力発電施設設置の推進と環境保全対策の実施 【見直し】
	バイオマスエネルギーの活用を推進します	民間事業者によるバイオマス発電・バイオマス熱利用の推進と環境保全対策の実施 バイオマス発電によって発電した電気の公共施設での利用 生ごみ、下水汚泥、廃食用油、間伐材の活用推進
	太陽エネルギー利用を推進します	住宅用太陽光発電設備・蓄電設備の普及促進 【見直し】 公共施設への太陽光発電・太陽光熱設備・蓄電設備導入促進 【見直し】 民間事業者による太陽光発電設備設置の推進と環境保全対策の実施 【見直し】
	風力エネルギー利用を推進します	民間事業者による風力発電施設設置の推進と環境保全対策の実施
	温度差熱利用を推進します	道路等への温度差熱利用による融雪設備の導入促進 公共施設への温度差熱利用設備導入促進 温泉や工場などの廃熱活用の検討
	その他の未利用エネルギーの利用を検討します	地熱バイナリー、雪氷、その他の未利用エネルギーの活用検討 水素エネルギーの活用検討 【追加】
	自然環境と事業活動の調和を図ります 【追加】	再生可能エネルギーに関する情報提供、情報収集の強化 再生可能エネルギー施設における環境保全等に係る取り組みの促進 再生可能エネルギーに取り組む事業者等との意見交換の場の設置
3-2 みんなでCO ₂ を減らすまち		
	建築物や住宅における省エネを推進します	省エネ診断等の活用推進 高効率設備や省エネ型機器の普及啓発 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発 【追加】
	省エネ型の生活を推進します	家庭版及び学校版環境マネジメントシステムの推進 節電・節水等の省エネ活動の普及啓発 省エネ型商品の普及促進 エコドライブの推進 「福島議定書事業」、「エコチャレンジ事業」への参加促進 【追加】
3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち		
	再生可能エネルギーの安定供給とICTの有効活用を推進します	再生可能エネルギーの発電・需給状況の見える化、情報提供の推進 ICTを活用した省エネルギー化、低炭素化等の推進 【見直し】 再生可能エネルギー固定価格買取制度や電力自由化などエネルギーの動向についての情報提供の推進 【追加】
	環境にやさしい交通対策を進めます	電気自動車・プラグインハイブリッド車、充電設備の普及の推進 燃料電池自動車の普及啓発 【追加】 公共交通機関網の充実及び利用促進

3-4 「もったいない」が息づくまち	
ごみの減量化（3R）を推進します	ごみの分別排出徹底及びごみ減量の意識啓発
	事業系ごみの適正排出及び排出抑制の意識啓発
	生ごみ処理機等への補助
	学校給食の生ごみ減量の推進
	マイバッグ運動の推進
	リサイクルコーナーの充実
	集団資源物回収の促進（廃食用油など）
	古紙類やペットボトルの店頭回収の推進 【追加】

基本目標4 環境保全をともに学び、協働するまちをつくる

個別目標	環境施策	施策の内容
4-1 みんなで考え、みんなで学ぶまち		
市民、事業者、市民団体等と連携し、環境学習を推進します		学校版環境マネジメントシステムの運用や学校等における環境教育の充実
		出前講座や環境教室など家庭や地域における環境教育の充実
		省エネセミナー等による事業者向け情報提供の充実
		各種環境教室など、環境に触れながら学習する場の確保
環境に関する情報を提供します		人材育成の場の確保
		冊子「会津若松の環境」の発行による環境施策の実績等の公表
		市の広報媒体を活用した環境情報・イベント等の発信
		環境関連図書などの資料整備 【追加】
4-2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち		
市民協働を推進します		環境に対する情報共有の場や市民意見の反映の場づくり
		市民団体等と市が連携した地域の環境保全活動の推進（環境美化推進協議会、河川道路愛護会、公園等緑化愛護会、花と緑のスタッフ等）
		市民との協働による美しい景観づくりの推進
環境意識の醸成		環境に関する市民向けのイベントの開催
		環境に対する意識啓発の推進
		地域と市が一体となった巡回パトロール等によるまちの美化活動の推進

【資料7】環境基準・規制基準について

1. 大気について

(1) 大気汚染に関する環境基準

二酸化硫黄*	1時間値の1日平均値が0.04ppm*以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(昭和48.5.16告示)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(昭和48.5.8告示)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(昭和48.5.8告示)
二酸化窒素*	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和53.7.11告示)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(昭和48.5.8告示)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(平成9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(平成30.11.19告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(平成9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(平成13.4.20告示)
ダイオキシン(大気)	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(平成11.12.27告示)
【備考】 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。 ○ 大気汚染に係る環境基準…平成8年環境庁告示第73号(最終改正) ○ 二酸化窒素に係る環境基準…平成8年環境庁告示第74号(最終改正) ○ 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準…平成13年環境省告示第30号(最終改正) ○ ダイオキシン類に係る環境基準…平成21年環境省告示第11号(最終改正) ○ 微小粒子状物質に係る環境基準…平成21年環境省告示第11号(最終改正)	

2. 水質について

(1) 水質汚濁に関する環境基準

■ 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / L 以下
六価クロム	0.05 mg / L 以下
砒素	0.01 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下
1,2 -ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下
1,1 -ジクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
シス-1,2 -ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下
1,1,1 -トリクロロエタン	0.1 mg / L 以下
1,1,2 -トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
1,3 -ジクロロプロペン	0.002 mg / L 以下
チウラム	0.006 mg / L 以下
シマジン	0.003 mg / L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
ベンゼン	0.01 mg / L 以下
セレン	0.01 mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
ふっ素	0.8 mg / L 以下
ほう素	1 mg / L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg / L 以下

【備考】

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

[水質汚濁に係る環境基準 平成 28 年環境省告示第 37 号(最終改正)]

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

■ 河川

項目 類型	基準値					該当水域
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下	阿賀川(大川)、湯川(滝見橋より上流)、宮川、日橋川
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下	湯川(滝見橋より下流)、旧湯川
<p>【備考】</p> <p>1. 基準値は、日間平均とする（湖沼についても同じ）。</p> <p>2. 農業用利水については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼についても同じ）。</p> <p>3. MPNとは大腸菌群数の測定方法（最確法による定量法）。</p> <p>4. AA、C、D、E類型については、本市では該当する地域が無いため省略。</p>						

[水質汚濁に係る環境基準 平成28年環境省告示第37号(最終改正)]

■ 天然湖及び貯水量1,000万m³以上で、水の滞留時間が4日間以上である人口湖

項目 類型	基準値					該当水域
	水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下	猪苗代湖 (pHは適用しない)、 東山ダム貯水池
<p>【備考】</p> <p>1. 水産1～3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2. AA、B、C類型については、本市では該当する地域が無いため省略。</p>						

[水質汚濁に係る環境基準 平成28年環境省告示第37号(最終改正)]

■ 全窒素・全りんに関するもの

項目 類型	基準値		該当水域
	全りん		
II	0.01 mg/L以下		猪苗代湖、東山ダム貯水池 (東山ダム貯水池は、平成27年度までの暫定 目標0.014)
<p>【備考】</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。</p> <p>2. 全窒素については、本市では該当する水域が無いため省略。</p> <p>3. I、III、IV、V類型については、本市では該当する地域が無いため省略。</p>			

[水質汚濁に係る環境基準 平成28年環境省告示第37号(最終改正)]

3. 騒音について

(1) 騒音にかかる環境基準

■一般地域（道路に面しない地域）

地域の類型		基準値（dB）		本市における該当地域
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
AA	特に静穏を要する地域	50以下	40以下	—
A	専ら住居の用に供される地域	55以下	45以下	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居 専用地域
B	主として住居の用に供される地域	55以下	45以下	第1種・第2種住居地域 準住居地域
C	相当数の住居と併せて、商業、工業の用に供される地域	60以下	50以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

(注) 特に静穏を要する地域とは、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などを指す。

■道路に面する地域

地域の区分	基準値（dB）	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）	70以下	65以下

(注) 1. 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表す。
 2. 幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離によりその範囲が特定される。
 ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路…15 mまでの範囲
 ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路…20 mまでの範囲
 3. 幹線交通を担う道路に近接する空間において、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 dB以下、夜間にあっては40 dB以下）によることができる。

[騒音に係る環境基準 平成24年環境省告示第54号(最終改正)]

(2) 騒音にかかる規制基準

■ 騒音規制法・県条例の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値（単位 d B）・時間の区分			該当地域 （都市計画法に定める用途地域）
	昼間 （7時～19時）	朝（6時～7時） 夕（19時～22時）	夜間 （22時～6時）	
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域
第2種区域	55	50	45	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域
第4種区域	65	60	55	工業地域
第5種区域	75	70	65	工業専用地域

- (注) 1. 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m区域では上表に掲げる数値からそれぞれ5dBを減じた値となる（ただし、第1種区域を除く。）。
2. 工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における規制基準は、当該工場等の敷地に係る区域の区分に応じた値と当該隣地に係る区域の区分に応じた値との和の2分の1に相当する値となる。
3. 該当地域のうち下線を付した地域は、県条例の規制地域。

■ 特定及び指定施設一覧 ・ ・ ・ 【※設置30日前までに市に届出が必要】

1	金属加工機械
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ	せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
ヌ	タンブラー
ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

県)	土石用又は鉱物用の破砕機及び摩砕機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。）
県)	土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。）
4	織機（原動機を用いるものに限定。）
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限定。）
ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限定。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。）
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定。）
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定。）
ホ	丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定。）
ヘ	かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限定。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限定。）
県)	ガソリンエンジン（定格出力が7.5kW以上のものに限定。）
県)	ディーゼルエンジン（定格出力が7.5kW以上のものに限定。）
県)	冷凍機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。）

- (注) 1. 県条例の騒音指定施設は、騒音規制法に規定する指定地域内にある特定工場等に設置する騒音発生施設は除かれるため、騒音規制法の適用を受ける工場・事業場については県条例は適用されない。
2. 特定及び指定施設のうち下線を付した施設は、県条例の指定施設。

(3) 深夜営業の規制基準

区域の区分		規制内容	音響機器の使用 禁止の時間帯	音量規制	
				時間帯	基準値
A区域	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	午後11時～ 翌日の午前6時	午後10時～ 翌日の午前6時	45 d B	
B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			55 d B	

- (注) 1. 音響機器とは、音響再生装置、楽器、有線放送装置及び拡声装置。
2. 音響機器の使用の制限については、音が外部に漏れない場合は適用しない。

4. 振動について

(1) 振動規制法の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値 (d B) ・ 時間の区分		該当地域 (都市計画法に定める用途地域)
	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～7時)	
第1種区域	60	55	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	65	60	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

- (注) ただし、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dB減じた値とする。

■ 振動規制法の特定施設・・・【※設置30日前までに市に届出が必要】

1	金属加工機械
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ 機械プレス
	ハ セン断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）

5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）	
6	木材加工機械	
	イ	ドラムバーカー
	ロ	チッパー（原動機の定格出力が2.20kW以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

5. 特定建設作業及び騒音指定建設作業について

(1) 特定建設作業及び騒音指定建設作業にかかる規制基準

基準種別 区域区分		騒音の 規制基準	振動の 規制基準	作業時間に 関する基準	1日あたりの 作業時間	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
法	第1号 区域	85 d B	75 d B	7時～19時の時 間内であること	1日10時間を 超えないこと	連続して6 日間を超え ないこと	日曜・休日 でないこと
	第2号 区域			6時～22時の時 間内であること	1日14時間を 超えないこと		
県条例 (騒音のみ)			—	7時～19時の時 間内であること	1日10時間を 超えないこと		

(注)

- 第1号区域…第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80mの地域
 - 第2号区域…工業地域のうち、第1号地域で規制される地域を除く地域
 - 県条例(騒音)…工業専用地域、調整区域、都市計画区域以外の地域（市内において騒音規制法で規制されていない地域全て）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲80m以内の地域
- 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策のほか、1日当たりの作業時間を上表で定める時間未満4時間以上の間において短縮することができる。
- この基準には、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合などの適用除外が設けられている。

■ 騒音特定建設作業及び騒音指定建設作業・・・【※作業7日前までに市に届出が必要】

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
---	--

2	びよう打機を使用する作業
3	<u>さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）</u>
4	<u>空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</u>
5	<u>コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</u>
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

(注) 1. 下線を付した作業は、県条例に該当する騒音指定建設作業。

■ 振動特定建設作業・・・【※作業7日前までに市に届出が必要】

①	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
②	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
④	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

6. 悪臭について

(1) 悪臭に関する規制基準

■ 会津若松市の悪臭防止法による規制地域

地域区分	規制地域（都市計画法に定める用途区域区分など）
A区域	1. 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 2. 神指町大字南四合の区域のうち、字深川東、字深川西、字深川、字幕内北、字幕内西、字才ノ神（227番から505番までに限る）、字柳原（591番から688番までに限る）、字幕内及び字幕内南（256番から635番までに限る）の区域 3. 柳原町四丁目の区域のうち、584番から699番までの区域
B区域	商業地域及び準工業地域

C区域	工業地域（A区域の2に掲げる区域を除く）及び工業専用地域
-----	------------------------------

■ 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地境界線の地表における規制基準（単位 ppm）

特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域	に お い
アンモニア	1	2	5	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な青臭いにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	6	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	30	60	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	5	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭いにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	蒸れた靴下のようにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	蒸れた靴下のようにおい

[平成28年11月会津若松市告示第105号(最終改正)]

■ 福島県悪臭防止対策指針に基づく基準（単位 臭気指数）

区域の区分	対象地域	工場等の敷地境界の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出口における基準		
			5m～30m	30m～50m	50m～
第1種区域	悪臭防止法に基づくA区域	10	28	30	33
第2種区域	悪臭防止法に基づくB区域並びに都市計画法に基づく用途区域以外の区域	15	33	35	38
第3種区域	悪臭防止法に基づくC区域	18	36	38	41

[平成19年1月福島県告示第5号(最終改正)]

【資料8】会津若松市の放射線の状況

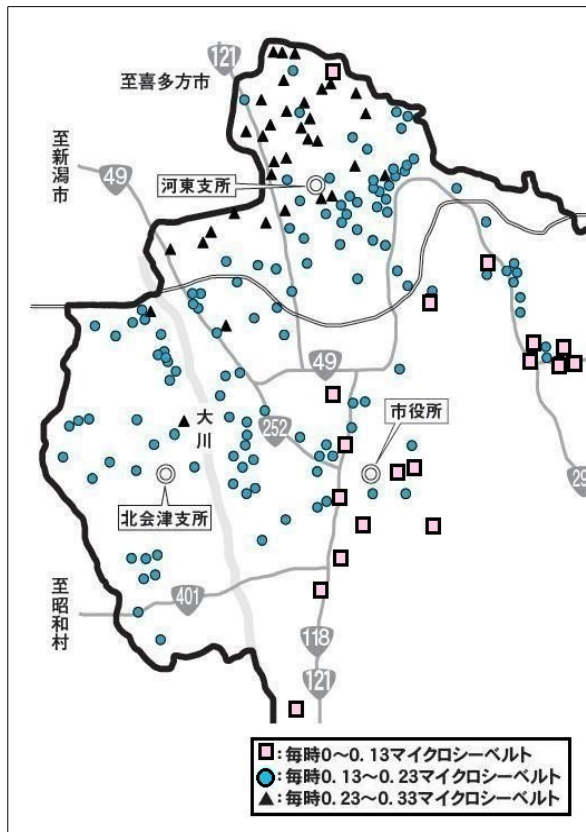
○ 環境放射線量の現状

会津若松市では、福島原子力発電所の事故発生直後である平成23年（2011年）3月15日夜から16日未明にガスやちりになって飛んできた放射性物質が、この時降っていた雨に洗い落とされて、地面等に付着し、放射線を出していると考えられます。

平成24年（2012年）3、4月と平成29年（2017年）5～8月に実施した放射線量の詳細調査（下図1、2）やモニタリングポストの測定結果をみると、同一場所で測定した放射線量は、事故発生後から比べて着実に減少しており、国が目指す将来の目標値である毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）、年間追加被ばく線量推計値 1mSv （ミリシーベルト）を超えるところは、平成25年（2013年）度以降の調査では確認されていません。

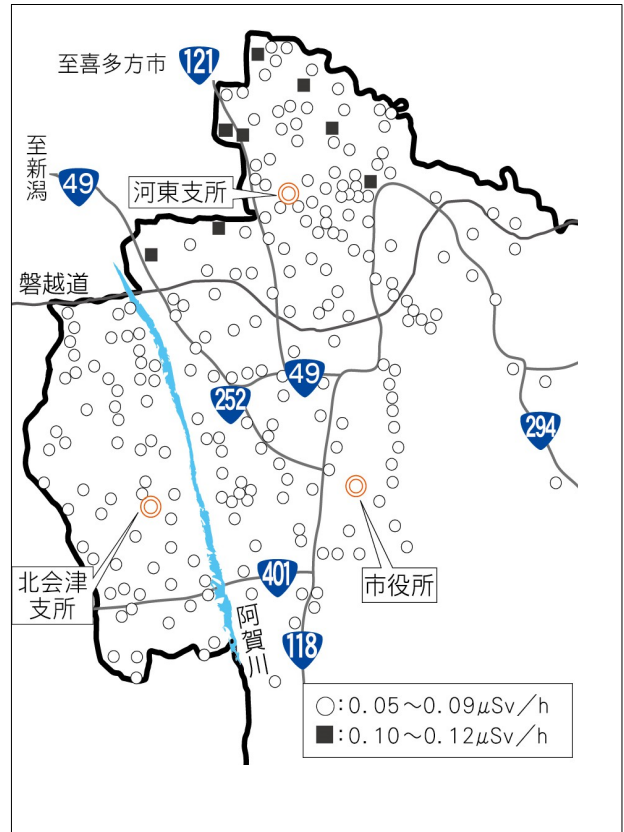
放射線はこの先自然に減少していきますので、数値は今後も少しずつ下がっていくと見込まれます。

図1



会津若松市環境放射線量
詳細調査結果 平成24年3~4月

図2



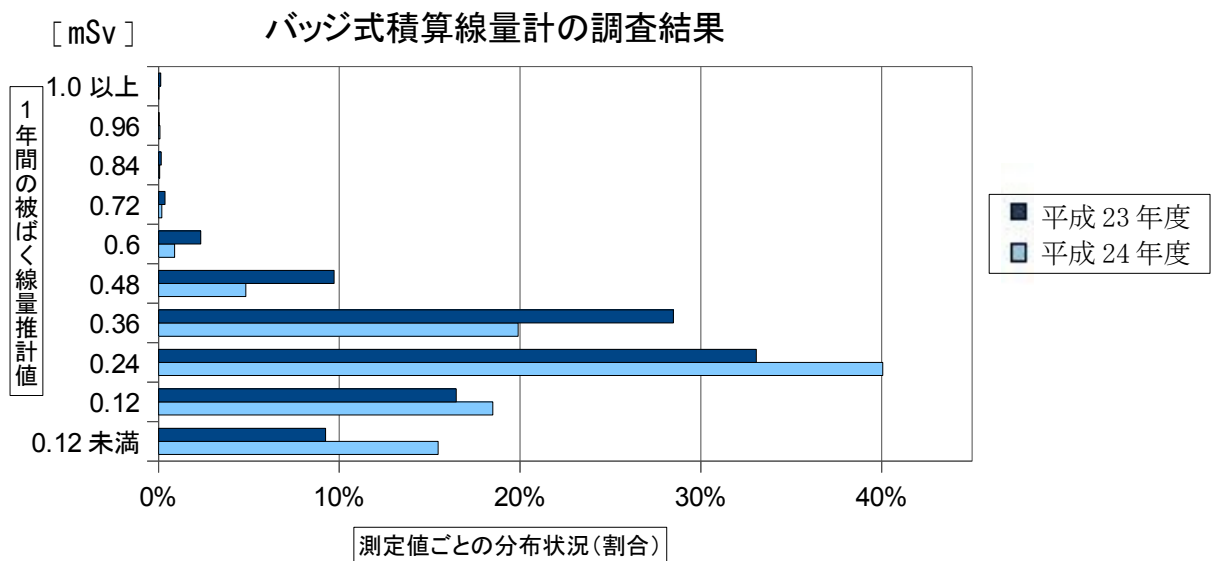
会津若松市環境放射線量
詳細調査結果 平成29年5~8月

○ バッジ式積算線量計による被ばく線量調査

バッジ式積算線量計による被ばく線量調査は、実際の被ばく線量を把握し、子どもの安全を確保するための調査です。本市では、下表のとおり平成23年（2011年）度と平成24年（2012年）度に市内の中学生以下の子どもを対象にバッジ式積算線量計の貸し出しを行い、放射線被ばく量の調査を実施しました。

■ バッジ式積算線量計貸し出し実績

	実施期間	測定者	平均測定値
平成23年度 (2011年度)	第1回目（1ヶ月間） 平成23年（2011年） 11月21日～12月20日	中学生以下の子ども 8,597名	月平均 0.02mSv (年間推定値 0.24mSv)
	第2回目（2ヶ月間） 平成23年（2011年） 12月21日～ 平成24年（2012年） 2月20日	中学生以下の子ども 8,679名	月平均 0.025mSv (年間推定値 0.30mSv)
平成24年度 (2012年度)	第3回目（2ヶ月間） 平成24年（2012年） 7月20日～9月19日	中学生以下の子ども 4,781名	月平均 0.015mSv (年間推定値 0.18mSv)



測定値ごとの分布状況を見ると、平成24年（2012年）度の測定結果は、平成23年（2011年）度の測定結果よりも低い数値の割合が多くなっています。

また、推計される1年間の数値が、平常時の被ばく限度量である1 mSv（ミリシーベルト）を超える人は13名いましたが、測定期間中に市外の線量の高い地域に長期間滞在していたことや、レントゲンを複数回受けたり、空港で手荷物検査を受けたりなど、すべて特殊な事情があることがわかりました。

この調査結果に対して、市放射線管理アドバイザーの下道國氏からは、健康に影響を与えるような数値ではないとの見解をいただいています。

【資料9】本市の温室効果ガス排出量の推計結果及び削減目標値

■ 市域からの温室効果ガス排出量

国の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」等に基づき、市域からの温室効果ガス排出量を下記のとおり推計しました。

会津若松市の部門別温室効果ガス排出量の推計

(単位千トンCO₂)

	H 2 (1990)	H 12 (2000)	H 22 (2010)	H 23 (2011)	H 24 (2012)	H 25 (2013)	H 26 (2014)	H 35 (BAU)	H 35 (対策後)	H 22~26 (2010~ 2014) 増加率 (%)	H 22~35 (2010~ 2023) (対策後) 増加率 (%)
温室効果ガス排出総量（削減目標）	—	—	1,018.6	1,152.1	1,193.0	1,144.9	1,087.0	1,038.5	883.6	6.7	F -13.2

A + D

B + E

(内訳)

再生可能エネルギー導入による排出削減効果	—	—	0.0	3.3	-15.2	-25.2	-29.6	A -53.2	B -118.6	—	—
温室効果ガス排出量	—	—	C					D 1,091.7	E 1,002.2	9.6	-1.6
二酸化炭素	879.8	1,016.4	938.4	1,068.7	1,126.2	1,125.7	1,068.0	1,041.9	970.7	13.8	3.4
エネルギー起源二酸化炭素	870.0	1,006.2	926.3	1,056.8	1,113.5	1,113.6	1,055.6	1,033.7	962.7	14.0	3.9
エネルギー転換部門	0.5	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	12.1	12.1
産業部門	306.1	288.0	233.2	229.1	287.0	286.4	270.5	319.0	298.4	16.0	28.0
内訳											
建設業・鉱業	(20.7)	(23.4)	(11.9)	(11.2)	(13.6)	(13.8)	(12.2)	(11.1)	(11.1)	2.0	-6.7
製造業	(282.9)	(262.5)	(218.5)	(214.4)	(269.6)	(270.0)	(255.2)	(305.5)	(284.8)	16.8	30.3
農林水産業	(2.5)	(2.1)	(2.7)	(3.5)	(3.8)	(2.6)	(3.1)	(2.4)	(2.4)	15.8	-10.3
民生家庭部門	184.7	226.4	219.2	257.0	274.3	268.4	262.8	249.4	233.3	19.9	6.4
民生業務部門	263.3	289.2	297.3	366.0	371.5	357.9	335.7	281.7	264.2	12.9	-11.1
運輸部門	115.2	202.3	176.1	204.3	180.2	200.4	186.0	183.0	166.3	5.6	-5.6
内訳											
自家用家計乗用車	(51.4)	(77.6)	(72.5)	(102.4)	(76.5)	(92.2)	(77.2)	(73.3)	(159.2)	6.6	-5.6
貨物車・乗合車	(55.5)	(117.1)	(96.2)	(93.3)	(94.4)	(98.8)	(99.7)	(101.6)		3.7	
鉄道	(8.3)	(7.6)	(7.5)	(8.6)	(9.2)	(9.5)	(9.1)	(8.1)	(7.1)	20.8	-5.1
廃棄物起源二酸化炭素	9.8	10.3	12.1	11.9	12.6	12.1	12.4	8.2	8.0	3.0	-33.9
メタン	25.4	26.3	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	15.3	14.6	0.2	-26.4
内訳											
廃棄物部門	(0.8)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.8)	(0.6)	(0.6)	4.4	-22.8
農業部門	(24.6)	(25.5)	(19.0)	(19.0)	(19.0)	(19.0)	(19.0)	(14.7)	(14.0)	0.0	-26.5

一酸化二窒素	4.1	3.4	2.6	2.7	2.7	2.6	2.6	2.0	1.6	0.3	-39.8
内訳	廃棄物部門	(1.7)	(1.8)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(1.3)	(0.9)	-0.2	-46.2
	農業部門	(2.5)	(1.6)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.8)	(0.7)	1.0	-29.1
ハイドロフルオロカーボン	—	—	14.2	14.4	17.6	19.2	24.1	29.1	12.0	69.4	-15.6
パーフルオロカーボン	—	—	34.8	34.4	34.1	1.1	1.1	1.7	1.7	-96.9	-95.2
六フッ化硫黄	—	—	7.8	7.7	7.0	0.5	0.4	0.7	0.7	-94.6	-91.3
三フッ化窒素	—	—	1.1	1.1	0.9	1.1	0.7	1.1	1.1	-37.8	-1.8

※四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

推計値の詳細について

- A** → 基準年度（平成22年（2010年）度）以降に稼働した、または稼働が決定している再生可能エネルギー施設による削減量
- B** → Aに加えて、さらに再生可能エネルギー導入を進めた場合の削減量

Aについては、基準年度（平成22年（2010年）度）以降に稼働した、または稼働が決定している再生可能エネルギー施設による削減量の合計を表しており、平成35年（2023年）度（BAU）（注）における再生可能エネルギーの供給量の値（下表）から推計しております。

再生可能エネルギーの種類	H22(2010)年度実績		H26(2014)年度実績		H35(2023)年度目標(BAU)		H35(2023)年度目標(対策後)		増加量(熱量)	
	熱量換算(TJ)	設備容量(kW)	熱量換算(TJ)	設備容量(kW)	熱量換算(TJ)	設備容量(kW)	熱量換算(TJ)	設備容量(kW)	2010→2023(BAU)	2023(BAU)→2023(対策後)
太陽光発電	20.3	2,356	85.4	10,795	121.8	16,269	344.3	36,000	101.5	222.5
太陽熱利用	0.3	-	0.5	-	0.5	-	0.5	-	0.2	0.0
風力発電	0.0	3	31.8	16,006	381.5	20,600	750.1	30,000	381.5	368.6
水力発電	6,206.7	163,350	6,223.3	163,350	6,209.1	163,727	6,245.3	164,480	2.4	36.2
うち、小水力発電(1,000kW未満)	61.2	1,870	61.2	1,870	62.8	2,247	99.8	3,000	1.6	37.0
地熱発電	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
うち、地熱バイナリー発電	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
バイオマス発電	0.0	0	390.4	5,725	390.4	5,725	392.3	5,725	390.4	1.9
バイオマス熱利用	12.8	-	14.4	-	14.8	-	417.1	-	2.0	402.3
バイオマス燃料製造	2.1	-	2.0	-	2.0	-	3.1	-	-0.1	1.1
温度差熱利用	6.8	-	7.2	-	7.2	-	7.2	-	0.4	0.0
雪氷熱利用	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	0.0
計	6,249.0	165,709	6,755.1	195,876	7,127.4	206,321	8,160.0	236,205	878.4	1032.6
一次エネルギー需要(会津若松市)	15,976.5	-	15,280.4	-	15,005.0	-	14,245.8	-	-971.5	-759.2
一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量の割合(%)	39%	-	44%	-	-	-	57%	-		

※四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

（注）BAU…Business as usual 推計 = “温室効果ガス対策を現状のまま何も行わなかった場合”を表しています。

【Aの推計値】

再生可能エネルギーの種類	熱量換算増加量 (H22→H35BAU)	温室効果ガス削減効果 (H22→H35BAU)
太陽光発電	101.5TJ	6.14千トンCO ₂
太陽熱利用	0.2TJ	0.01千トンCO ₂
風力発電	381.5TJ	23.11千トンCO ₂
水力発電（小水力発電含む）	2.4TJ	0.14千トンCO ₂
バイオマス発電	390.4TJ	23.65千トンCO ₂
バイオマス熱利用	2.0TJ	0.14千トンCO ₂
バイオマス燃料製造	-0.1TJ	-
温度差熱利用	0.4TJ	0.03千トンCO ₂
合計	878.4TJ	53.2千トンCO ₂

※四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

Bについては、平成35年（2023年）度（対策後）における再生可能エネルギーの供給量の目標値を基に削減量を推計しました。

なお、A、Bともに、推計にあたっては、省エネ法における電力の1次エネルギー換算係数（9.76GJ/千kWh）および原油換算係数（0.0258kl/GJ）、地球温暖化対策法における電力の排出係数（0.000591tCO₂/kWh：平成25年（2013年）度）を使用しました。

【Bの推計値】

再生可能エネルギーの種類	熱量換算増加量 (H35BAU→対策後)	温室効果ガス削減効果 (H35BAU→対策後)
太陽光発電	222.5TJ	13.5千トンCO ₂
風力発電	368.6TJ	22.3千トンCO ₂
水力発電（小水力発電含む）	36.2TJ	2.2千トンCO ₂
バイオマス発電	1.9TJ	0.1千トンCO ₂
バイオマス熱利用	402.3TJ	27.2千トンCO ₂
バイオマス燃料製造	1.1TJ	0.1千トンCO ₂
小計	1,032.6TJ	65.4千トンCO ₂
基準年度（平成22年（2010年）度）以降に稼働した、または稼働が決定している再生可能エネルギー施設		53.2千トンCO ₂
合計		118.6千トンCO ₂

※四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

C → 基準年度（平成22年度）～平成26年度（2010年度～2014年度）の排出量

D → BAU（=Business as usual）推計の排出量

CおよびDは、エネルギー等使用量に排出係数をかけて推計する「積み上げ法」で算出しています。ただし、市内のエネルギー・燃料消費量に関する統計データが整備されていない部分については、各種統計データを関連する指標で按分する「按分法」により推計しています。

なお、統計データは最大3～4年程度遅れて公表され、最新の推計年度は平成26（2014）年度となります。

【C・Dの推計方法】

部 門	推計方法	基礎となるデータ、按分法等
二酸化炭素 (CO₂)		
エネルギー起源二酸化炭素		
エネルギー転換部門	積み上げ法	ガス事業年報（資源エネルギー庁）等
産業部門		
建設業・鉱業	按分法	都道府県別エネルギー消費統計値（資源エネルギー庁）を就業者数で按分
製造業	按分法	都道府県別エネルギー消費統計値を製造品出荷額で按分
農林水産業	按分法	都道府県別エネルギー消費統計値を就業者数で按分
民生家庭部門	按分法・積み上げ法	都道府県別エネルギー消費統計値を世帯数で按分 都市ガスは市域消費量より算定（市統計データ）
民生業務部門	按分法・積み上げ法	都道府県別エネルギー消費統計値を業務系建物床面積で按分 都市ガスは市域消費量より算定（市統計データ）
運輸部門		
自家用家計乗用車	按分法	都道府県別エネルギー消費統計値を乗用車等の台数で按分
営業車・貨物車	積み上げ法	市区町村別自動車交通CO ₂ 排出量推計データ提供システムにより集計
鉄道	按分法	エネルギーバランス表（資源エネルギー庁）記載の全国値を人口で按分
廃棄物起源二酸化炭素	積み上げ法	廃棄物処理量及びプラスチック割合（市統計データ）
メタン (CH₄)		
廃棄物部門	積み上げ法	下水処理量、し尿処理量、浄化槽（合併・単独）処理人口（会津若松市資料、統計データ及び県「水洗化人口等の状況」）
農業部門	積み上げ法	生産量及び栽培面積データ（会津若松市統計データ）
一酸化二窒素 (N₂O)		
廃棄物部門	積み上げ法	メタンに同じ
農業部門	積み上げ法	メタンに同じ
4 ガス (HFC、PFC、SF₆、NF₃)	按分法・積み上げ法	国の排出量を製造品出荷額、年間商品販売額及び世帯数で按分算定・報告・公表制度データにより積み上げ

※ なお、**D** を算定するにあたり、人口、世帯数、生産量等については、市などの統計資料をもとに、今後推定される数値に変化させ、エネルギーの使用効率や温室効果ガスの削減対策については、平成26年（2014年）度のままで推計しています。ただし、電力の排出係数については、国「地球温暖化対策計画」（平成28（2016）年5月策定）にあわせ、平成25年（2013年）度の数値を使用しています。

【BAU推計にあたって参考とした人口、世帯数、生産量等の値】

参考 《会津若松市の関連統計》	H 2年度 (1990)	H 12年度 (2000)	H 22年度 (2010)	H 26年度 (2014)	H 35年度 (2023)	H 2～22 増加率	H 22～35 増加率
人口（人）	136,336	135,415	126,220	122,715	109,632	-7.4	-13.1
世帯数（世帯）	43,596	47,638	47,891	48,379	45,907	9.9	-4.1
製造品出荷額等（億円）	3,639	3,214	2,365	2,122	—	-35.2	—
卸・小売業年間販売額（億円）	5,461	4,801	3,138	3,256	2,732	-42.5	-12.9
卸売業年間販売額（億円）	3,819	2,965	1,520	1,597	—	-60.2	—

小売業年間販売額（億円）	1,642	1,837	1,618	1,659	—	-1.5	—
販売電力量（千kwh）	810,812	—	1,255,912	1,129,331	—	54.9	—
家計用自家用車台数（台）	39,698	62,109	68,581	72,994	—	72.8	—

E → 温室効果ガス対策が行われた後の排出量

Eについては、今後、国や県により追加の温室効果ガス排出量削減対策が行われ、さらに本市独自の対策が行われた場合について推計しました。

推計にあたっては、国「地球温暖化対策計画」における対策削減量の根拠資料等を基に、本市の数値を算出しました。

各部門の削減効果とその主な対策は次のとおりです。

（単位：千トンCO₂）

温室効果ガス	部門	温室効果ガス排出量 (H35BAU)	温室効果ガス排出量 (H35対策後)	温室効果ガス削減効果 (H35BAU→H35対策後)
二酸化炭素	エネルギー転換部門	0.5	0.5	—
	産業部門	319.0	298.4	20.7
	民生家庭部門	249.4	233.3	16.0
	民生業務部門	281.7	264.2	17.5
	運輸部門	183.0	166.3	16.7
	廃棄物起源二酸化炭素	8.2	8.0	0.2
メタン	廃棄物部門	0.6	0.6	—
	農業部門	14.7	14.0	0.8
一酸化二窒素	廃棄物部門	1.3	0.9	0.4
	農業部門	0.8	0.7	0.1
4ガス	産業部門・民生業務部門	32.6	15.5	17.1
	合計	1,091.7	1,002.2	89.5

※四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

I 産業部門・・・20.7千トンCO₂の削減

《主な対策》

- ・高効率空調、低炭素工業炉、高性能ボイラー等高効率機器の導入
- ・コジェネレーションの導入
- ・FEMS（工場エネルギー管理システム）の導入 など

II 民生家庭部門・・・16.0千トンCO₂の削減

《主な対策》

- ・高効率給湯器、高効率照明の導入
- ・新築住宅における省エネ基準適合の徹底
- ・既存住宅の断熱改修の推進
- ・浄化槽の省エネ化
- ・HEMSの導入 など

III 民生業務部門・・・17.5千トンCO₂の削減

《主な対策》

- ・業務用給湯器、高効率照明の導入
- ・新築建築物における省エネ基準適合の徹底
- ・建築物の省エネ改修
- ・BEMSの導入 など

IV 運輸部門・・・16.7千トンCO₂の削減

《主な対策》

- ・次世代自動車の普及・燃費改善
- ・トラック輸送の効率化
- ・エコドライブの推進
- ・カーシェアリングの普及 など

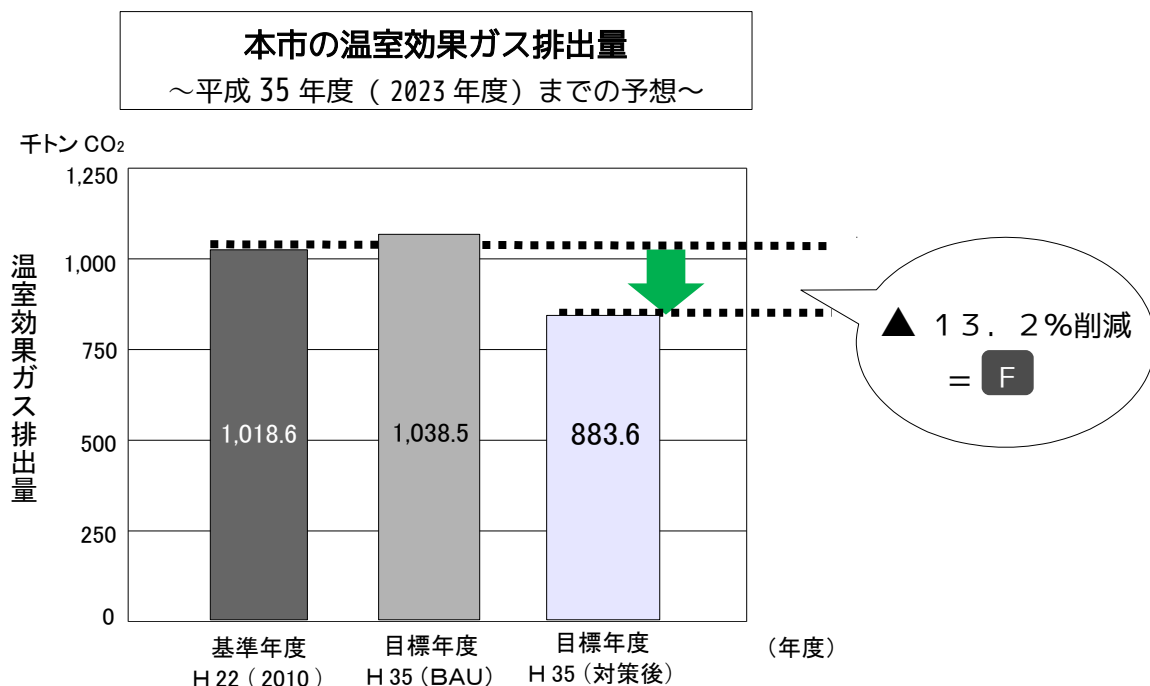
V その他・・・18.5千トンCO₂の削減

《主な対策》

- ・プラスチック容器包装のリサイクル（廃棄物起源二酸化炭素）
- ・下水焼却汚泥施設における燃焼の高度化（一酸化二窒素）
- ・施肥に伴う一酸化二窒素削減（一酸化二窒素）
- ・水田メタン排出削減（メタン）
- ・ガス、製品製造時のノンフロン化（4ガス）
- ・業務用冷凍空調機器の漏えい防止（4ガス） など

F → 本市の温室効果ガス削減目標値

本市では、再生可能エネルギー導入による削減量 **B** と、温室効果ガス対策が行われた後の排出量 **E** を足しあわせ、「基準年度（平成22年（2010年）度）と比較し、平成35年（2023年）度の計画終了年度までに13.2%削減する（=**F**）」という目標値を設定しました。



【資料 10】新エネルギー等検討会議の開催概要

1 会議設置の目的

第2期環境基本計画の策定にあたり、「再生可能エネルギー供給目標値」や「温室効果ガス削減目標値」「事業者の環境配慮指針」については、事業者の動向に依存する部分が多いことから、直接的に意見を集約・反映することで、より実効性のある計画とすることが可能となります。

そのため、本市の電気、ガス、運輸等のエネルギー関連事業者に、学識経験者を加えた「新エネルギー等検討会議」を開催し、本市の新エネルギー等の施策の方向性について検討を行うことを目的とします。

2 構成委員名簿 ※敬称略、委員順不同、団体名・役職名は会議開催時による。

	所属団体等	役職等	氏 名
座 長	いわき明星大学	科学技術学部 教授	東 之 弘
委 員	東北電力株式会社 会津若松支社	総務課長	伊 藤 博
委 員	若松ガス株式会社	執行役員	亀岡 芳雄
委 員	富士通セミコンダクター株式会社 会津若松工場	総務部長	佐藤 彰彦
委 員	株式会社グリーン発電会津	専務取締役	齋藤 大輔
委 員	会津若松市建設業組合 (東北土木株式会社代表取締役)	理事	小野 太成
委 員	株式会社リオン・ドールコーポレーション	開発部 マネジャー	田下 和憲
委 員	会津若松トラックセンター協同組合	代表理事	今 井 誠
委 員	会津若松商工会議所	事務局長	渡部 耕三
委 員	特定非営利活動法人 環境保全会議あいづ	理事長	佐々木 篤信

3 開催月日・内容

回	開催日	内 容
第1回	平成24年 (2012年) 8月1日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講 演 会津若松市のスマートシティに向けた取り組み (アクセンチュア(株)福島イノベーションセンター長 中村彰二郎氏) ○ 講 演 本市を取り巻く新エネルギー*の動向 (いわき明星大学・東之弘教授) ○ 会津若松市域からの温室効果ガス排出量に関する説明
第2回	8月27日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各社・団体の環境負荷低減に向けた取り組み状況の報告 ○ 事業者の環境配慮指針に関する検討 ○ 市が実施した事業者ヒアリングの報告
第3回	9月27日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギー導入目標値に関する検討 ○ 温室効果ガス削減目標値に関する検討 ○ 事業者の環境配慮指針に関する検討

4 検討内容及び提言事項

(1) 再生可能エネルギー供給目標について

「会津若松市地域新エネルギービジョン」（平成15年（2003年）3月策定）の総括及び第2期環境基本計画における供給目標値について検討を行った。

◆提言事項

○ 今後重点的な推進に取り組んでいく再生可能エネルギー

本市は猪苗代湖、阿賀川などの水資源に恵まれ、市内各所に用水路が流れていることもあり、その有効活用が期待されること。

また、山林未利用材を活用したバイオマス発電所が立地し、周辺市町村との連携も含めて、木質資源の有効活用を図っていくべきであること。

さらには、年々設置件数が増加している太陽光発電や、背あぶり山周辺など風況が良いと言われている場所での風力発電についても、今後の設置を加速化させ、再生可能エネルギー比率を高めていくこと。

このようなことから、次の4つについて、重点的に推進することを提言する。

- ・小水力発電
- ・バイオマス発電・熱利用・燃料化
- ・太陽光発電
- ・風力発電

○ 平成35年（2023年）度までの再生可能エネルギー供給目標値

上記のとおり、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、本市の再生可能エネルギーの比率について、次の目標値を目指していくことを提言する。

- ・一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量の割合
平成22年度 41% → 平成35年度 60% を目指す
(2010年度) (2023年度)

(2) 温室効果ガス削減目標について

第2期環境基本計画における温室効果ガス削減目標値について、その妥当性及び実現可能性を含めて検討を行った。

◆提言事項

○ 温室効果ガスの削減目標値

市民アンケートの結果から、省エネの取り組みや再生可能エネルギー設備の導入について、市民に一定程度の意欲が見られることや、事業者についても、大型設備の入れ替えのタイミングで、省エネ型機器に転換されていくことなど、温室効果ガスの削減に向けた取り組みが期待できるものとなっている。

これとあわせて、再生可能エネルギーの導入目標値として提言した、平成35年度の再生可能エネルギー比率「60%」を目指して、市でもその推進に積極的に取り組んでいくことや、スマートシティ会津若松を目指した取り組みを進めていくことを勧告し、次の目標値を目指していくことを提言する。

- ・平成35年（2023年）度までに平成22年（2010年）度比で、
温室効果ガス 20%削減 を目指す

※ 上記の提言のあった「再生可能エネルギー供給目標」および「温室効果ガス削減目標」については、改訂版において数値の改訂を行いました。

(3) 「事業者の環境配慮指針」について

前計画において「事業者の役割」として規定していた項目を整理し、第2期環境基本計画においては、事業者が取り組むべき「環境配慮指針」として示すものであり、その内容について検討を行った。

◆提言事項

- 事業者の環境配慮指針について
 - ・ 数値目標を設定することについても検討すること
 - ・ より取り組みやすいよう、チェックシート形式とすること
 - ・ 分かりやすい指針とするよう、多すぎず、具体性を持たせたものとする
 - ・ 業種ごとに指針を分けることも検討すること
 - ・ 市民や事業者への効果的な周知方法も検討すること

(4) その他

◆提言事項

- 計画の目標値の設定について
 - ・ 行政は概して目標値の設定に関しては慎重になるが、少し高い目標を設定し、市民や事業者と行政とが、共に同じ目標を目指し協働していくのが、本来のあるべき姿と考える。是非、高い目標を目指してほしい。
- 今後の進行管理について
 - ・ この会議体を解散させずに、目標値が達成できたかどうかをチェックするような場、組織として存続させ、毎年報告会などを開くようにすることを検討していくこと

【資料11】会津若松市バイオマス活用推進計画（改訂版抜粋）

1 バイオマス活用の現状と目標

(1) 現在のバイオマス活用状況

会津若松市のバイオマス賦存量・利用量・利用率については、次のとおりです。

なお、本計画では、現状の利用率が低く、今後会津若松市が特に重点的に活用を進めていく、生ごみ、下水汚泥、廃食用油、間伐材を対象とします。

バイオマス賦存量及び利用状況（平成22年（2010年）度）（単位：t／年）

バイオマスの種類	賦存量	炭素換算賦存量	利用方法	利用量	炭素換算利用量	利用率（％）
廃棄物系バイオマス						
生ごみ	8,868	392	堆肥化	2,354	104	27%
下水汚泥	4,626	444	堆肥化	1,048	101	23%
廃食用油	198	141	BDF化	51	37	26%
未利用バイオマス						
間伐材	2,837	632		0	0	0%

(2) 目標

目標年度に達成すべき利用量についての目標を定めました。目標年度の賦存量についてはBAU推計値等から予測しました。

目標年度（平成35年（2023年）度）のバイオマス賦存量及び利用目標値（単位：t／年）

バイオマスの種類	賦存量	炭素換算賦存量	利用方法	利用量	炭素換算利用量	利用率（％）
廃棄物系バイオマス						
生ごみ	8,386	371	堆肥化	4,193	185	50%
下水汚泥	5,353	514	堆肥化	3,212	308	60%
廃食用油	166	119	BDF化	100	71	60%
未利用バイオマス						
間伐材	3,406	759	チップ化	681	152	20%

(3) 活用実績

中間評価にあたり、平成29年（2017年）度の賦存量及び利用量、利用率の実績については次のとおりです。

中間評価年（平成29年（2017年）度）のバイオマス賦存量及び利用目標値（単位：t／年）

バイオマスの種類	賦存量	炭素換算賦存量	利用方法	利用量	炭素換算利用量	利用率（％）
廃棄物系バイオマス						
生ごみ	8,798	389	堆肥化	2,075	92	24%
下水汚泥	3,828	367	堆肥化	2,754	264	72%
廃食用油	191	137	BDF化	105	75	55%

未利用バイオマス						
間伐材	3,546	790	チップ化	714	159	20%

2 バイオマス活用の取り組み方針

中間評価にあたり、平成26年（2014年）度から平成29年（2017年）度までの利用状況を踏まえ、平成31年（2019年）度以降の取り組み方針は次のとおりとします。

(1) 生ごみの活用

家庭用生ごみ処理機等設置への補助制度については毎年20件前後の申請があり、各家庭への生ごみ処理機等の設置は順調に推移しております。このことから、補助制度を継続し、各家庭での堆肥化を引き続き促進することで、家庭からの生ごみの減量化を図ります。

また、学校給食施設からの生ごみについても、市内の給食センターなど19施設から収集が行われ、堆肥化が進められているところであり、引き続きリサイクルを推進します。

さらに、ごみ処理場の建て替えについては、会津若松地方広域市町村圏整備組合において、平成37年（2025年）度の稼働開始に向け、施設整備に係る基本計画策定が進められているところであり、ごみ焼却施設での発電や廃熱利用などの機能が導入されるよう、引き続き会津若松地方広域市町村圏整備組合へ要望していきます。

(2) 下水汚泥の活用

下水道供用区域が拡大し、下水汚泥の発生量は増加すると見込まれていますが、下水浄化工場内における堆肥化（汚泥発酵肥料「あいづ土根性」）や堆肥工場への搬出は、毎年一定量進められており、引き続きこうした取り組みにより下水汚泥の利用を推進します。

また、下水消化ガス発電設備については、平成31年（2019年）度以降、下水浄化工場において増設が予定されており、バイオマス資源のさらなる活用が図られるものと見込まれます。

(3) 廃食用油の活用

近郊のNPO法人において、ホテル・飲食店・病院等から回収した廃食用油や、集団回収で各家庭から集められた廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）に精製しており、資源物回収奨励金交付制度を継続し、廃食用油の回収促進を進めます。

他方、公用車でのバイオディーゼル燃料活用は継続しているものの、これまで活用していたバス会社やタクシー会社では、車両の買い替えなどによりバイオディーゼル燃料の使用量が減少しております。

また、平成21年（2009年）度から市民協働の取り組みとして行ってきた「菜の花プロジェクト」については、栽培を担う団体の高齢化や収入額の減少により、残念ながら実行委員会が解散となりました。

こうしたことから、環境教室や生涯学習出前講座におけるバイオディーゼル燃料の普及啓発や公用車でのバイオディーゼル燃料の利用を継続するとともに、事業者の利用状況や国県の動向などを見ながら、廃食用油の活用促進に向け、新たな活用方法などについても情報収集を進めます。

(4) 間伐材の活用

間伐材の搬出支援（会津材循環利用促進事業補助金）については、創設以来、搬出運搬量は増加傾向にあるほか、間伐材を燃料としている市内の木質バイオマス発電施設も順調に操業しており、引き続き支援を継続することで、間伐材の活用促進を図ります。

また、ペレットストーブ等の木質バイオマスを利用した暖房器具についても、引き続き各小学校等公共施設への設置を進めるとともに、市民や事業者への普及啓発を図ることで、木質バイオマスのさらなる利用拡大を目指します。

3 中間評価以降の取り組み工程

計画期間のうち中間評価以降の取り組み工程を以下に示します。

利活用項目	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2020)	H35 (2023)	事後 評価
生ごみの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機等の普及促進 ・生ごみ堆肥化の促進 ・生ごみ活用設備の導入要望 					
下水汚泥の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥化した汚泥の利用推進 ・堆肥工場への搬出促進 					
廃食用油の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収促進 ・バイオディーゼル燃料の普及啓発 ・バイオディーゼル燃料を燃料とする公用車の利用継続 					
間伐材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材の活用促進 ・ペレットストーブの公共施設への導入検討 ・市民や事業者へのペレットストーブの普及啓発 					

【資料 11-1】会津若松市バイオマス活用推進計画 中間報告書

1 中間評価の目的

会津若松市バイオマス活用推進計画の策定から平成 30 年（2018 年）度で 5 年が経過することから、第 2 期環境基本計画に掲げたバイオマスの利活用目標の進捗状況を整理し、必要に応じて見直しを行います。

評価対象期間は平成 26 年（2014 年）度～平成 29 年（2017 年）度で評価します。

2 バイオマス活用状況

利用量の経年変化は以下のとおりです。

バイオマスの種類	賦存量 (t)	炭素換算 賦存量 (千t-CO2)	炭素換算利用量 (千t-CO2)					利用率(%)				
	現状値(H22年度)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	現状値 (H22年度)	中間評価値 (H29年度)	中期目標値 (H30年度)	目標値 (H35年度)	達成率 (H29/H35)		
廃棄物系バイオマス												
生ごみ	8,868	392	93	102	95	92	27	24	40	50	48	
下水汚泥	4,626	444	269	262	267	264	23	72	60	60	120	
廃食用油	198	141	82	82	81	75	26	55	40	60	91	
未利用系バイオマス												
間伐材	2,837	632	154	259	189	159	0	20	17	20	100	

3 取り組みの進捗状況

具体的な取り組み内容の進捗状況は以下のとおりです。

(1) 生ごみの活用

○家庭用生ごみ処理機等の普及啓発

事業名	「生ごみ処理機等設置補助金交付制度」(ごみ減量化事業補助金)	
取り組み内容	【概要】 一般家庭から排出されるごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等を設置する者に対し、補助金を交付 【交付対象者】 市の区域に住所を有する者（法人は対象外） 【補助対象等】	
	家庭用生ごみ処理機	家庭用生ごみ処理容器
補助対象	電動式、手動式	堆肥化容器、密閉式容器等
補助金額	購入費用の 1/2	購入費用の 1/2
補助限度額	20,000 円	3,000 円
その他	同一年度に 1 世帯につき 1 基まで対象	

進捗	【交付実績】				
	年度	家庭用生ごみ処理機		家庭用生ごみ処理容器	
		交付件数 (件)	交付金額 (円)	交付件数 (件)	交付金額 (円)
	26	2	40,000	15	34,800
	27	7	116,000	13	29,000
	28	7	132,000	12	26,100
29	10	200,000	8	17,600	

○生ごみ堆肥化の促進

事業名	「学校給食施設等生ごみリサイクル事業」			
取り組み内容	【概要】 資源の有効利用とごみの減量化を図るため、一般廃棄物処理業の許可を有する事業者の施設において、市内の学校給食施設等から排出される調理残渣や食べ残し等の生ごみを堆肥化処理 【収集施設】 19施設（学校10校、給食センター8施設、保育所1施設） 【処理事業者】 2社（いずれも市内）			
進捗	【処理実績】			
	年度	処理量 (kg)	年度	処理量 (kg)
	26	105,980	28	93,500
	27	98,060	29	83,910

○生ごみ活用設備の導入要望

取り組み内容	【概要】 会津若松地方広域市町村圏整備組合が建て替えを計画している新たなごみ処理施設（中間処理施設）において、生ごみを有効活用できる設備を導入できるよう要望。 平成28年（2016年）6月には、施設整備基本計画検討委員会が、生ごみ処理を行うごみ焼却施設を「エネルギー回収推進施設」と位置づけ、発電と余熱利用を行うよう組合管理者に答申
進捗	【経過】 平成25年（2013年） ごみ処理施設（中間処理施設）の建て替えを決定 平成27年（2015年） 施設整備基本計画検討委員会の設置 平成28年（2016年） 同委員会が組合管理者に「基本計画に関する基本的事項」について答申 【答申の内容（抜粋）】 <基本コンセプト> ③発電等の熱回収による余熱利用 可燃ごみの処理は、エネルギー回収推進施設（ごみ焼却処理施設）で行い、施設で発生する余熱を積極的に回収・利用する。また、発電などの利用により化石燃料使用量の抑制を目指す。

(2) 下水汚泥の活用

○堆肥化した汚泥の利用推進

取り組み名	汚泥発酵肥料「あいづ土根性」の配布																	
取り組み内容	<p>【概要】 下水汚泥の有効活用のため、下水浄化工場で発生する汚泥を堆肥化し、希望する方へ無償で配布</p> <p>【肥料】 汚泥発酵肥料「あいづ土根性」（平成15年12月25日農林水産大臣登録（登録番号84630））※放射能濃度（セシウム合計値）：検出せず（平成30年4月）</p>																	
進捗	<p>【実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>堆肥化した汚泥量 (kg)</th> <th>配付量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>17,000</td> <td>3,018</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>20,200</td> <td>6,920</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>20,000</td> <td>7,606</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>20,000</td> <td>6,573</td> </tr> </tbody> </table>			年度	堆肥化した汚泥量 (kg)	配付量 (kg)	26	17,000	3,018	27	20,200	6,920	28	20,000	7,606	29	20,000	6,573
年度	堆肥化した汚泥量 (kg)	配付量 (kg)																
26	17,000	3,018																
27	20,200	6,920																
28	20,000	7,606																
29	20,000	6,573																

○堆肥工場への搬出促進

取り組み名	民間堆肥工場への下水汚泥の搬出																									
取り組み内容	<p>【概要】 下水汚泥の有効活用のため、下水浄化工場及び北会津北部浄化センターで発生する汚泥を民間の堆肥製造事業者へ搬出し、堆肥化を促進</p>																									
進捗	<p>【実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">搬出量 (t)</th> </tr> <tr> <th>下水浄化工場</th> <th>北会津北部 浄化センター</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>2,339.81</td> <td>445.94</td> <td>2,785.75</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>2,288.27</td> <td>419.73</td> <td>2,708.00</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>2,386.30</td> <td>370.67</td> <td>2,756.97</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>2,328.95</td> <td>405.28</td> <td>2,734.23</td> </tr> </tbody> </table>			年度	搬出量 (t)			下水浄化工場	北会津北部 浄化センター	合計	26	2,339.81	445.94	2,785.75	27	2,288.27	419.73	2,708.00	28	2,386.30	370.67	2,756.97	29	2,328.95	405.28	2,734.23
年度	搬出量 (t)																									
	下水浄化工場	北会津北部 浄化センター	合計																							
26	2,339.81	445.94	2,785.75																							
27	2,288.27	419.73	2,708.00																							
28	2,386.30	370.67	2,756.97																							
29	2,328.95	405.28	2,734.23																							

○消化ガス発電設備の増設検討

取り組み内容	<p>【概要】 下水汚泥の処理過程で発生する消化ガス（メタン等）を活用する発電設備を下水浄化工場に設置（平成27年（2015年）3月稼働）。消化ガスの有効利用のため、さらなる増設を検討</p>
--------	--

進捗	【発電設備】 1基（出力25kW）			
	【発電実績】			
	年度	発電量 (kWh)	年度	発電量 (kWh)
	26	11,933	28	196,383
27	195,895	29	196,300	

(3) 廃食用油の活用

○廃食用油の回収促進

事業名	「資源物回収奨励金交付制度」				
取り組み内容	<p>【概要】 資源物の再利用化及びごみの減量運動の推進に資するため、町内会など市内の各種団体が廃食用油などの再生利用可能な資源物の回収を実施する場合に、奨励金を交付</p> <p>【対象資源物】 廃食用油（植物性油）※このほか、古紙類等も奨励金交付対象</p> <p>【算定基準】 3円/kg（1ℓを1kgに換算）</p>				
進捗	【交付実績】				
	年度	交付団体数	回収量 (kg)	交付金額 (円)	<参考> 登録団体数
	26	21	1,554	4,662	229
	27	21	1,584	4,752	229
	28	19	1,629	4,887	212
	29	20	1,474	4,422	200

○バイオディーゼル燃料の普及啓発

事業名	「環境教室」及び「生涯学習出前講座」の開催				
取り組み内容	<p>【概要】 バイオディーゼル燃料（BDF）への理解促進を図るため、市民を対象にした「環境教室」や「生涯学習出前講座」などを開催</p> <p>【内容】</p> <p>①「環境教室」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども環境教室「エコろうそくをつくろう！」（廃食用油を利用したろうそくづくり）※バイオディーゼル燃料を利用する公用車の展示 ・市民環境教室「再生可能エネルギー見学バスツアー」（バイオディーゼル燃料製造所を含む再生可能エネルギー関連施設の見学） <p>②「生涯学習出前講座」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や団体などの要望に応じて、再生可能エネルギー、地球温暖化などに関する講座を開催 ・公用車へのバイオディーゼル燃料利用など市の取り組みを紹介 				

進捗	【開催実績】				
	年度	環境教室		生涯学習出前講座	
		開催回数 (回)	のべ参加人数 (人)	開催回数 (回)	のべ参加人数 (人)
	26	3	95	8	97
	27	2	59	8	318
	28	2	52	5	60
29	2	74	2	30	

○バイオディーゼル燃料を燃料とする公用車の導入検討

取り組み 内容	【概要】 バイオディーゼル燃料（BDF）への普及促進を図るため、公用車において利用
進捗	【実績】 平成21年（2010年）度、公用車（トラック）1台にバイオディーゼル燃料利用開始。以後、継続してごみ収集等に利用。平成29年（2017年）度からさらに1台の公用車（トラック）に利用 また、「環境教室」において展示を行い、バイオディーゼル燃料への理解促進を図っている。

○菜の花プロジェクトの推進

取り組み 内容	【概要】 平成21年（2010年）度に、廃食用油の利活用による循環型社会の形成を目的に設立された「会津若松市菜の花エコフェスティバル実行委員会」（平成26年（2014年）に改称）では、菜の花の栽培や市民向けの啓発イベントの開催など、バイオマス資源の普及促進に関する事業を行ってきた。 しかしながら、栽培を担ってきた団体の高齢化、補助金の終了に伴う収入不足等により、菜の花の栽培が困難となり、平成27年（2015年）5月末で事業は終了、実行委員会も解散となった。 【主な事業】 ・菜の花鑑賞会、収穫体験会、菜種まき体験会等の開催 ・環境フェスタ、地産地消まつり等への出展 ・勉強会の開催 など
進捗	【主な経過】 平成22年（2010年）1月 会津若松市菜の花フェスティバル実行委員会 設立 平成22年（2010年）5月 菜の花鑑賞会の開催（参加者362名） ※以後、平成25年（2013年）度まで鑑賞会や収穫体験会等を毎年開催（平成26年（2014年）度は市民向けの啓発イベントの開催なし） 平成27年（2015年）5月 実行委員会 解散

(3) 間伐材の活用

○間伐材の新しい搬出先の確保

事業名	「会津材循環利用促進事業補助金交付制度」																																							
取り組み内容	<p>【概要】 間伐材の安定供給・有効利用を図るため、森林経営計画を策定して間伐事業を行う林業事業体（森林組合等）に対し、補助金を交付</p> <p>【補助対象者】 林業事業体</p> <p>【補助金額】 1,500円/材積1m³</p> <p>【補助対象経費】 間伐材を山元土場から原木市場、製材所、チップ工場等まで運搬する経費</p>																																							
進捗	<p>【交付実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">用途別間伐材搬出運搬量 (m³)</th> <th rowspan="2">交付金額 (千円)</th> </tr> <tr> <th>建築用材</th> <th>合板用</th> <th>燃料チップ</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>985</td> <td>987</td> <td>1,928</td> <td>3,900</td> <td>5,850</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>1,221</td> <td>1,127</td> <td>3,244</td> <td>5,592</td> <td>8,388</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>688</td> <td>1,945</td> <td>2,367</td> <td>5,000</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>625</td> <td>1,377</td> <td>1,989</td> <td>3,991</td> <td>5,987</td> </tr> </tbody> </table>						年度	用途別間伐材搬出運搬量 (m ³)				交付金額 (千円)	建築用材	合板用	燃料チップ	計	26	985	987	1,928	3,900	5,850	27	1,221	1,127	3,244	5,592	8,388	28	688	1,945	2,367	5,000	7,500	29	625	1,377	1,989	3,991	5,987
年度	用途別間伐材搬出運搬量 (m ³)				交付金額 (千円)																																			
	建築用材	合板用	燃料チップ	計																																				
26	985	987	1,928	3,900	5,850																																			
27	1,221	1,127	3,244	5,592	8,388																																			
28	688	1,945	2,367	5,000	7,500																																			
29	625	1,377	1,989	3,991	5,987																																			

○ペレットストーブの公共施設への導入検討

事業名	「福島県森林環境交付金（地域提案重点枠）」の活用																														
取り組み内容	<p>【概要】 県森林環境交付金を活用し、学校などの市有施設にペレットストーブを導入</p> <p>【対象者】 市町村有施設、学校並びに未就学児が通う幼稚園および保育施設</p> <p>【補助率】 10/10（交付金上限400千円/台）</p> <p>【補助対象経費】 ペレットストーブまたは薪ストーブ導入費用</p>																														
進捗	<p>【導入実績（市有施設のみ）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>台数</th> <th>導入場所</th> <th>事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>永和小学校</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>日新小学校</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>謹教小学校</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>湊中学校</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>						年度	件数	台数	導入場所	事業費（千円）	26	1	3	永和小学校	1,200	27	1	3	日新小学校	1,200	28	1	6	謹教小学校	2,400	29	1	3	湊中学校	1,200
年度	件数	台数	導入場所	事業費（千円）																											
26	1	3	永和小学校	1,200																											
27	1	3	日新小学校	1,200																											
28	1	6	謹教小学校	2,400																											
29	1	3	湊中学校	1,200																											

○市民や事業者へのペレットストーブの普及啓発

取り組み内容	<p>【概要】 木質バイオマスの利用拡大を図るため、市ウェブサイトにおいて、ペレットストーブを紹介するページを公開しているほか、県が実施するペレットストーブ等導入に係る補助制度の情報を提供</p>
--------	--

4 取り組み工程の状況

各利活用項目の取り組み工程の状況は以下のとおりです。

利活用項目		H26	H27	H28	H29	H30
生ごみの活用	計画	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用生ごみ処理機等の普及啓発 生ごみ堆肥化の促進 生ごみ活用設備の導入要望 				
	実績	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用生ごみ処理機等の普及啓発 生ごみ処理機等設置補助金交付制度 生ごみ堆肥化の促進 「学校給食施設等生ごみリサイクル事業」 生ごみ活用設備の導入要望 施設整備基本計画 検討委員会による 検討・答申 				
下水汚泥の活用	計画	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥化した汚泥の利用推進 堆肥工場への搬出促進 消化ガス発電設備設置・稼働 消化ガス発電設備の増設検討 				
	実績	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥化した汚泥の利用促進 汚泥発酵肥料「あいづ土根性」の配布 堆肥工場への搬出促進 民間堆肥工場への下水汚泥の搬出 消化ガス発電設備の増設検討 消化ガス発電設備設置・稼働 消化ガス発電設備 増設・稼働 				

廃食用油の活用	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収促進 ・バイオディーゼル燃料の普及啓発 ・バイオディーゼル燃料を燃料とする公用車の導入検討 ・菜の花プロジェクトの推進
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収促進 「資源物回収奨励金交付制度」 ・バイオディーゼル燃料の普及啓発 「環境教室」及び「生涯学習出前講座」の開催 ・バイオディーゼル燃料を燃料とする公用車の導入検討 公用車に利用 ・菜の花プロジェクトの推進 実行委員会の解散
間伐材の活用	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材の新しい搬入先の確保 ・ペレットストーブの公共施設への導入検討 ・市民や事業者へのペレットストーブの普及啓発
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材の新しい搬出先の確保 「会津材循環利用促進事業補助金交付制度」 ・ペレットストーブの公共施設への導入検討 「福島県森林環境交付金（地域提案重点枠）」の活用 ・市民や事業者へのペレットストーブの普及啓発 市ウェブサイトでの情報提供

5 取り組みの評価と課題

(1) 生ごみの活用

家庭用生ごみ処理機等設置への補助制度については毎年 20 件前後の申請があり、各家庭への生ごみ処理機等の設置は順調に推移しております。このことから、補助制度を継続し、各家庭での堆肥化を引き続き促進することで、家庭からの生ごみの減量化を図ります。

また、学校給食施設からの生ごみについても、市内の給食センターなど 19 施設から収集が行われ、堆肥化が進められているところであり、引き続きリサイクルを推進します。

さらに、ごみ処理場の建て替えについては、会津若松地方広域市町村圏整備組合において、平成 37 年（2025 年）度の稼働開始に向け、施設整備に係る基本計画策定が進められているところであり、ごみ焼却施設での発電や廃熱利用などの機能が導入されるよう、引き続き会津若松地方広域市町村圏整備組合へ要望していきます。

(2) 下水汚泥の活用

下水道供用区域が拡大し、下水汚泥の発生量は増加すると見込まれていますが、下水浄化工場内における堆肥化（汚泥発酵肥料「あいづ土根性」）や堆肥工場への搬出は、毎年一定量進められており、引き続きこうした取り組みにより下水汚泥の利用を推進します。

また、下水消化ガス発電設備については、平成 31 年（2019 年）度以降、下水浄化工場において増設が予定されており、バイオマス資源のさらなる活用が図られるものと見込まれます。

(3) 廃食用油の活用

近郊の NPO 法人において、ホテル・飲食店・病院等から回収した廃食用油や、集団回収で各家庭から集められた廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）に精製しており、資源物回収奨励金交付制度を継続し、廃食用油の回収促進を進めます。

他方、公用車でのバイオディーゼル燃料活用は継続しているものの、これまで活用していたバス会社やタクシー会社では、車両の買い替えなどによりバイオディーゼル燃料の使用量が減少しております。また、平成 21 年（2010 年）度から市民協働の取り組みとして行ってきた「菜の花プロジェクト」について、栽培を担う団体の高齢化や収入額の減少により、残念ながら実行委員会が解散となりました。

こうしたことから、環境教室や生涯学習出前講座におけるバイオディーゼル燃料の普及啓発や公用車でのバイオディーゼル燃料の利用を継続するとともに、事業者の利用状況や国県の動向などを見ながら、廃食用油の活用促進に向け、新たな活用方法などについても情報収集を進めます。

(4) 間伐材の活用

間伐材の搬出支援（会津材循環利用促進事業補助金）については、創設以来、搬出運搬量は増加傾向にあるほか、間伐材を燃料としている市内の木質バイオマス発電施設も順調に操業しており、引き続き支援を継続することで、間伐材の活用促進を図ります。

また、ペレットストーブ等の木質バイオマスを利用した暖房器具についても、引き続き各小学校等公共施設への設置を進めるとともに、市民や事業者への普及啓発を図ることで、木質バイオマスのさらなる利用拡大を目指します。

6 計画の見直し

上記を踏まえ、以下のとおり計画を見直します。

○「菜の花プロジェクトの推進」の削除

「菜の花プロジェクト」の実施主体であった実行委員会が解散したため、この取り組み項目を削除します。

【資料12】市民・事業者等の環境意識調査結果

1 調査概要

対象	対象者数		回答者数			実施期間（改訂時）
	策定時	改訂時	策定時	改訂時	回答率	
市民	1,000名	1,000名	418名	371名	37.1%	平成30年（2018年）4月 27日～5月25日
区長	505名	506名	306名	244名	48.3%	
児童生徒	752名	739名	694名	612名	82.9%	
保護者	752名	739名	616名	641名	86.8%	
教員	563名	506名	465名	437名	86.4%	
事業者	3,600社	3,750社	144社	99社	2.7%	平成30年（2018年）4月 4日～5月18日
計	7,172名	7,240名	2,643名	2,404名	33.2%	

※ 事業者以外は無記名回答

※ 事業者の対象者数は、各経済団体へ配付依頼したため重複があります。

2 対象者の抽出方法

市民：19歳以上の方から無作為抽出（郵送による発送／回収）

区長：全区長506名（郵送による発送／回収）

児童：市立小学校5年生と市立中学校2年生（各校1クラスを抽出）

保護者： // の保護者

教員：市立小学校、市立中学校の教員

事業者：会津若松商工会議所、あいづ商工会及び会津若松法人会へ配付依頼（ウェブ及びファックス等にて回答）

3 調査の主旨

環境行政の基本となる環境基本計画の改訂を行うにあたり、市民の本市の環境に関する現状認識や今後の環境保全等への意向、並びに福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線に関する不安等の把握を行うため意識調査を実施しました。

4 その他

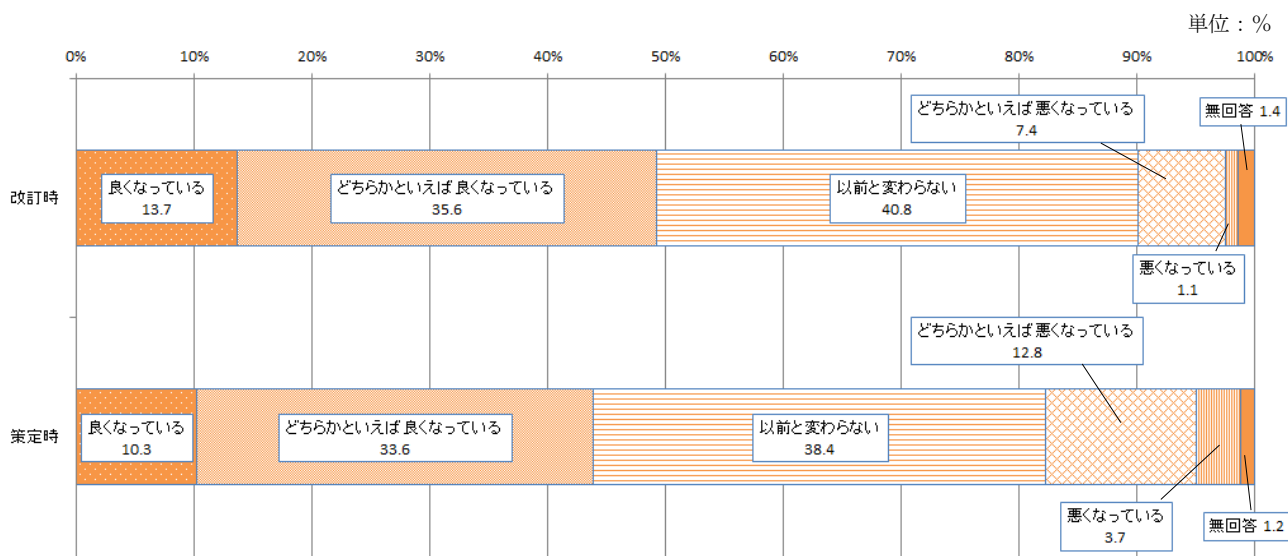
各設問については、本計画の策定にあたり、特に参考としたものを抜粋して掲載しました。また、各設問の自由回答等についても、主だったものを抜粋して掲載しました。

I 環境について

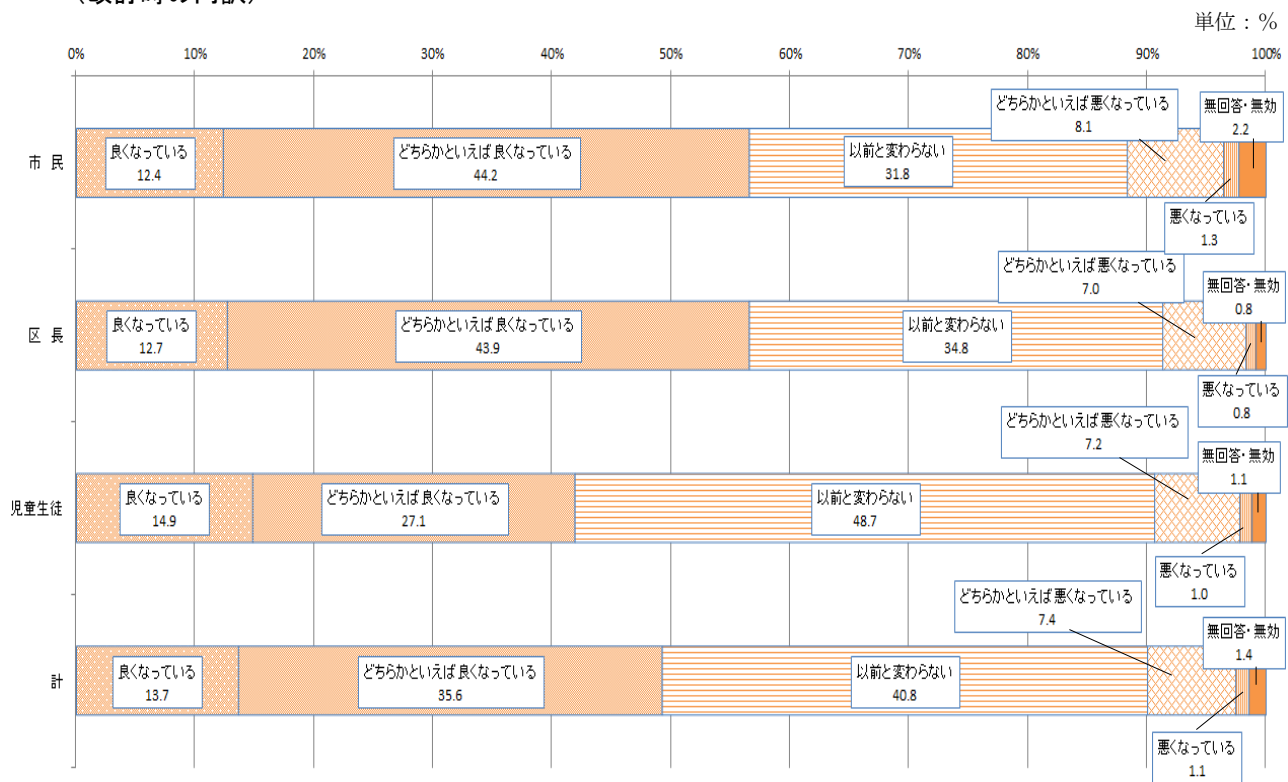
《市の環境（自然、景観、公害など）》

【問1】市の環境について、4～5年前と比べてどのように感じていますか？最も近いものを1つ選んでください。
 <対象：市民、区長、児童生徒>

※児童生徒用設問
 最近の市の環境について、どのように感じていますか。最も近いものを1つ選んでください。



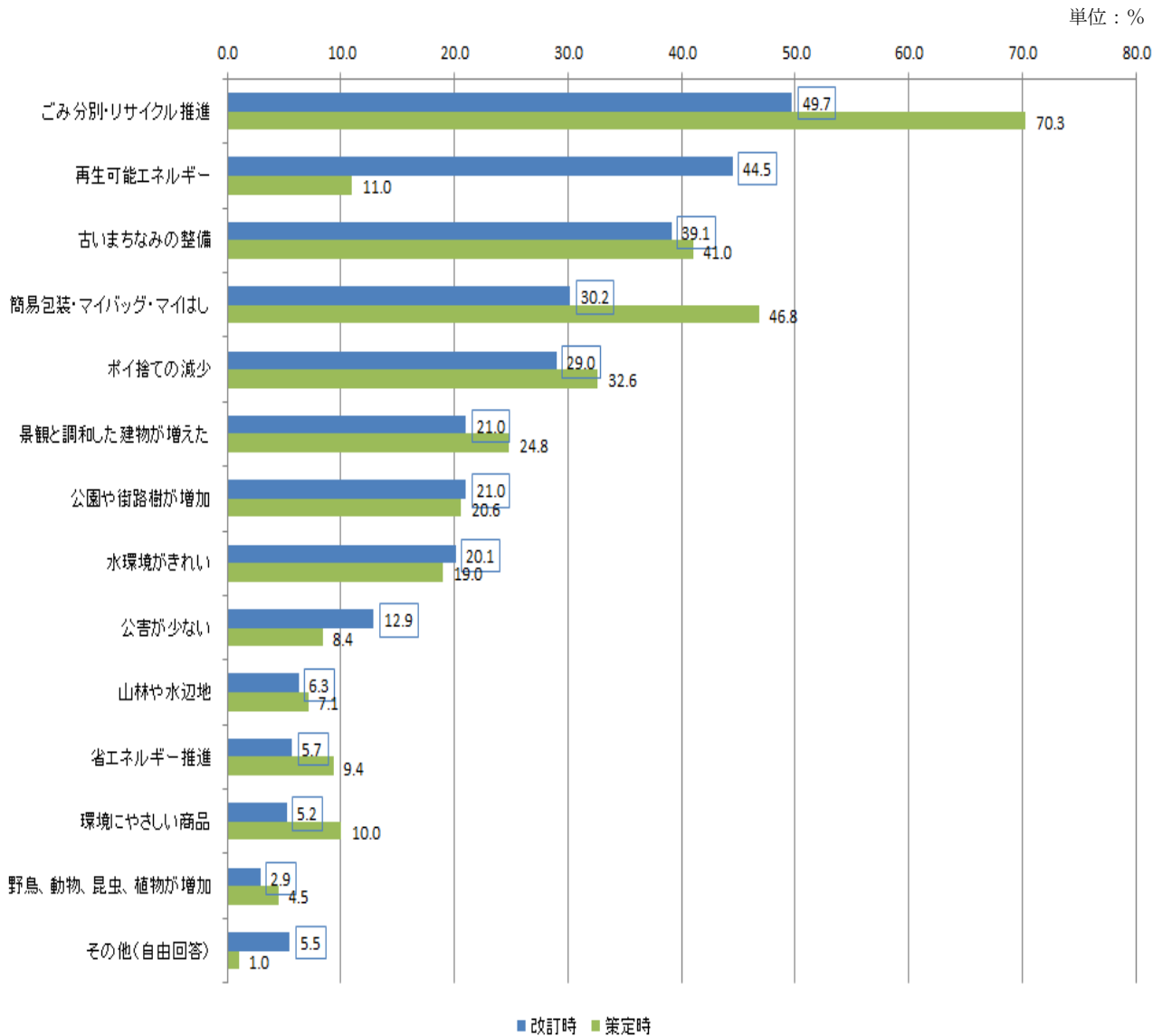
(改訂時の内訳)



《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「良くなっている」・「どちらかといえば良くなっている」との回答は全体の49.3%で、計画策定時の調査から約6ポイント増えた一方、「悪くなっている」・「どちらかといえば悪くなっている」との回答は8.5%で、計画策定時の調査から大幅に減少した。他方、「以前と変わらない」と回答した方は4割を超えた。

【問2】（問1で「良くなっている」、「どちらかといえば良くなっている」と回答した方）
市の環境について、4～5年前と比べてどのようなことが良くなったと感じていますか？ 該当するものを3つまで選んでください。 <対象：市民、区長>



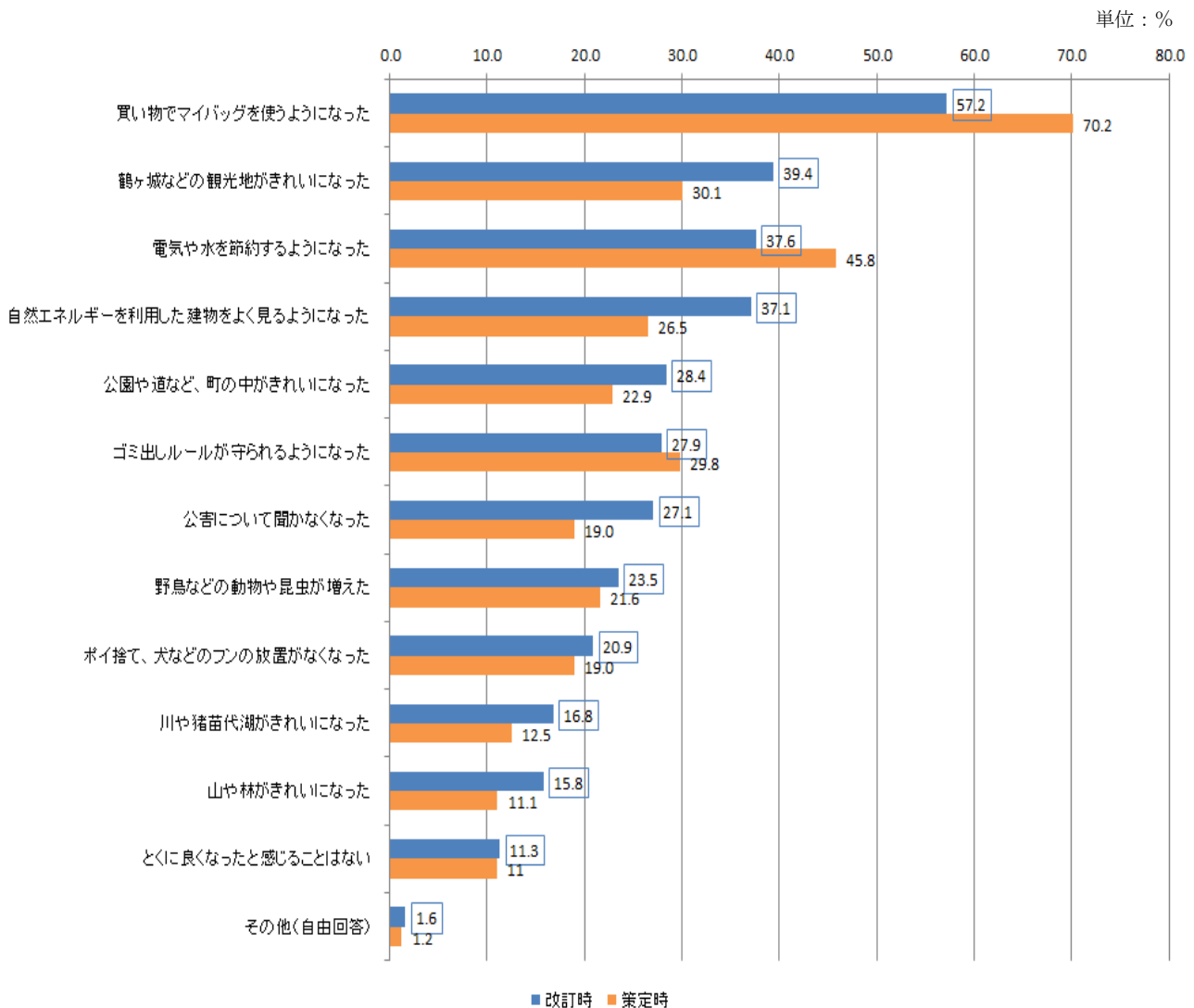
～自由回答～

- ・街中から電柱が消え、景色が良くなっていると思う。側溝が整備され、異臭がなく、とてもいい生活環境ができたと思います。【市民（60歳代）】
- ・七日町通りの景観がよくなった。【市民（50歳代）】
- ・ごみの分別、リサイクルもだいぶ良くなっています。風力発電も目立ちます。【区長（80歳代以上）】
- ・国道118号線、会津高校入口の道路の拡張工事や門田中野周辺の拡張工事など、歩行者や電線地中化などにより、景観などが大変よくなっていることが感じられる。【区長（70歳代）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「ごみ分別・リサイクル推進」が最も高く、次いで「再生可能エネルギー」、「古いまちなみの整備」の順となっている。「再生可能エネルギー」は計画策定時の調査よりも大幅に回答率が高くなっており、計画策定以降、風力発電所をはじめ、市内各所に再生可能エネルギー施設が設置されたことにより、市民や区長の認知度が上がったと思われる。

【問2-1】 あなたの家のまわりの環境やまわりの人の行動で、良くなったと感じることを選んでください。いくつでも選べます。 <対象：児童生徒>



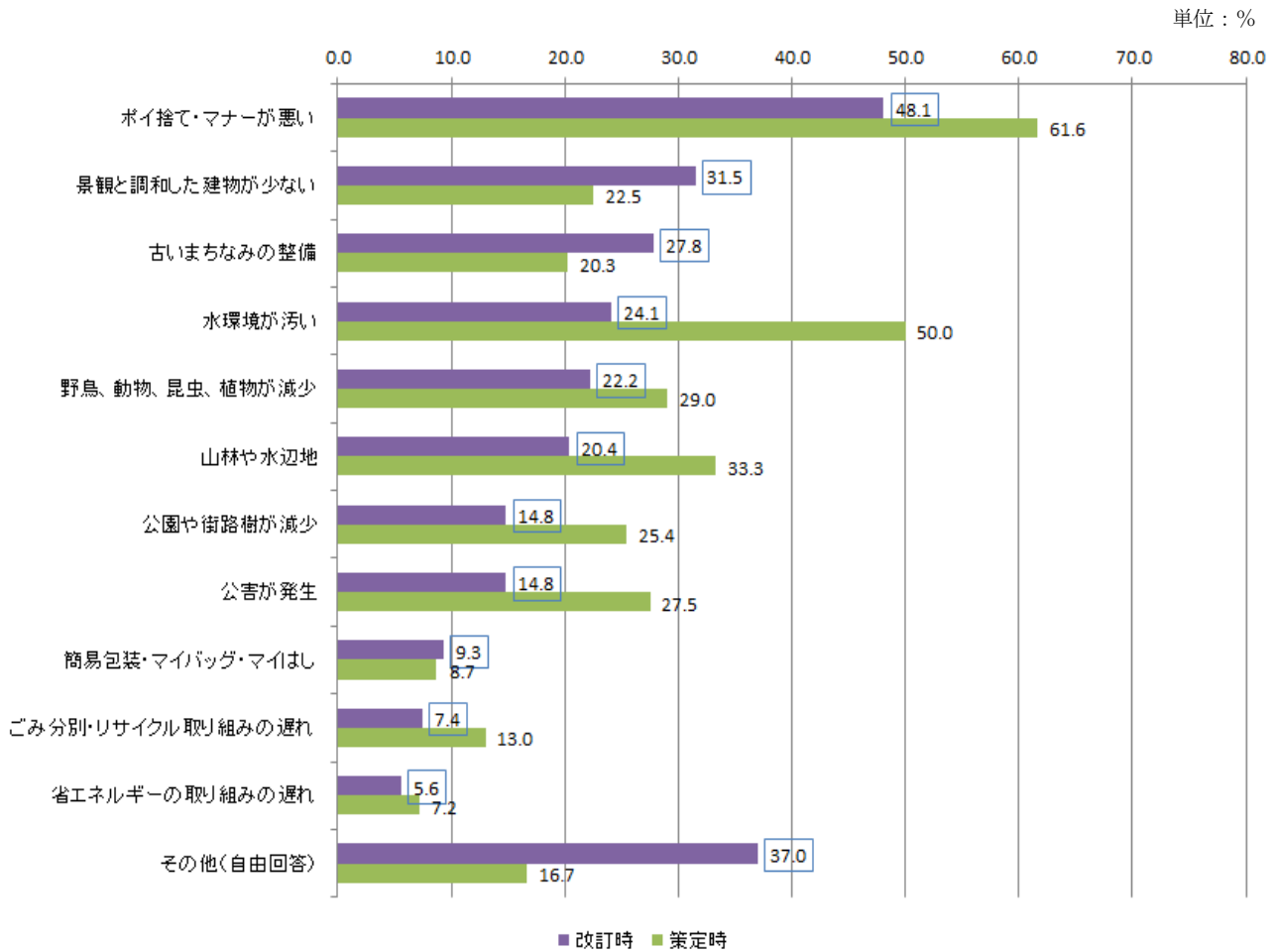
～自由回答～

- ・花が町の色んな所に植えてあって気持ちいい。【児童生徒（小学5年）】
- ・ポイ捨てが減った。【児童生徒（小学5年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

19歳以上の市民や区長を対象とした設問と同様、「再生可能エネルギー（自然エネルギー）」は計画策定時の調査から回答率が高くなっている。

【問3】（問1で「どちらかといえば悪くなっている」、「悪くなっている」と回答した方）
 市の環境について、4～5年前と比べてどのようなことが悪くなったと感じていますか？ 該当するものを3つまで選んでください。 <対象：市民、区長>



～自由回答～

- ・空き家が目立ってきており、かなり老朽化して景観的にもかなりひどくなっている。【市民（50歳代）】
- ・道路沿いの小さな川の汚れが目立つ、ほんと汚いです。車で行動する人ばかりで、小鳥たちの生息の場という意識がない。【市民（60歳代）】
- ・湯川の中地のヨシや柳の木にゴミがひっかかって、水の流れが良く見られない。【区長（70歳代）】
- ・カラス公害。【区長（80歳代以上）】
- ・道路に穴が空いたまま直されていない場合が多く、走りづらい。空き家が多くなり危険が増えつつある。【区長（70歳代）】

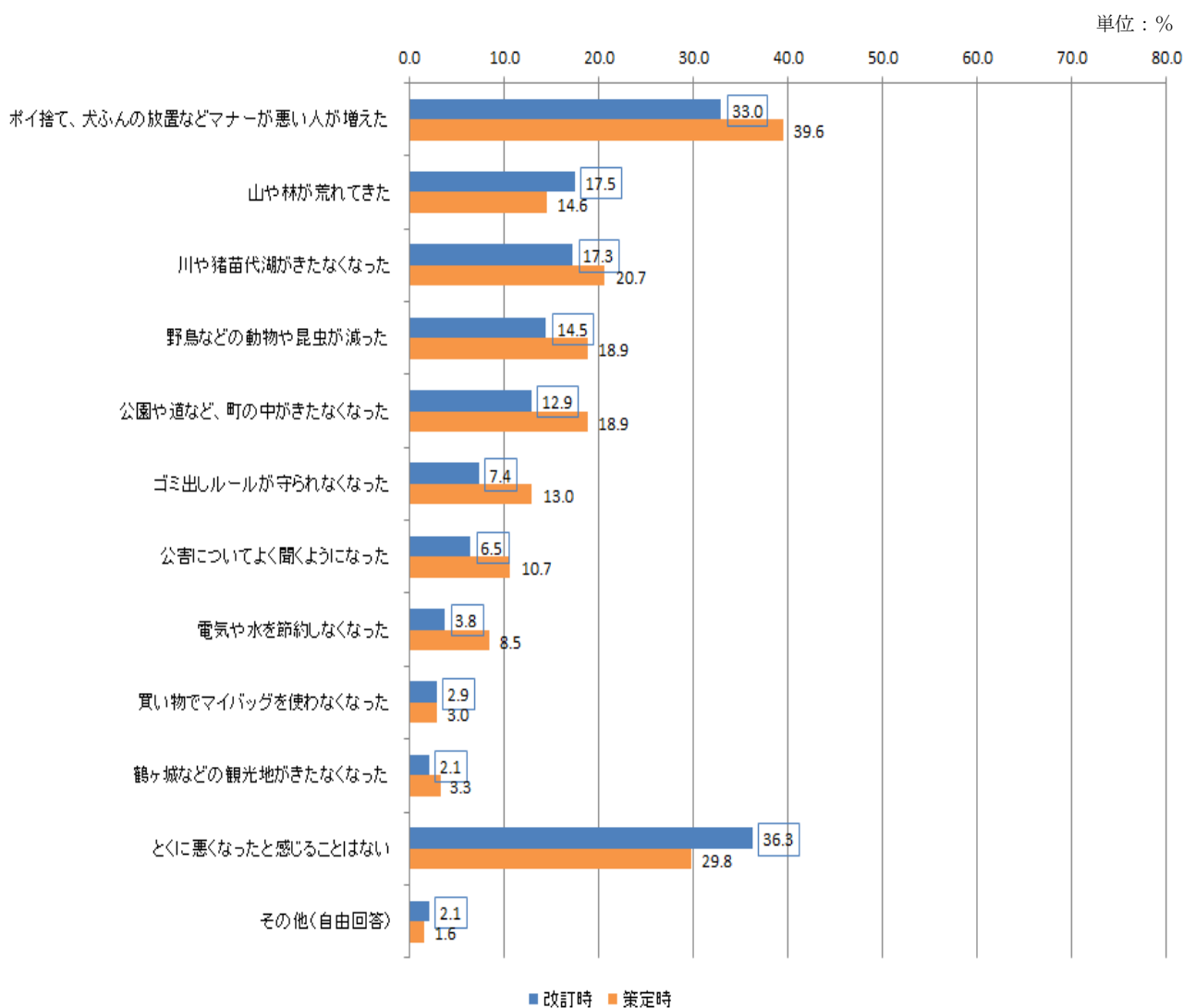
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「ポイ捨て・マナーが悪い」が最も高く、次いで「景観と調和した建物が少ない」、「古いまちなみの整備」の順となっている。「ポイ捨て・マナー」については、計画策定時の調査から回答率が低くなったものの、依然回答者全体の半数近い方が悪くなっていると感じている。

他方、「水環境」については、大幅に回答率が低くなり、多くの市民や区長が、河川などの水環境の改善を実感していると思われる。

自由回答では、空き家が増え、景観に悪影響を及ぼしているとの回答が多く見られた。

【問3-1】あなたの家のまわりの環境やまわりの人の行動で、悪くなったと感じることを選んでください。いくつでも選べます。
 <対象：児童生徒>



～自由回答～

- ・通りすがりの人がゴミの日ではない日に捨ててる。迷惑です。【児童生徒（小学5年）】
- ・空き缶やタバコのポイ捨てマナーが悪い人が少し増えた。【児童生徒（小学5年）】
- ・ゴミ捨て場がカラスに荒らされている。【児童生徒（中学2年）】
- ・道路がガタガタ（所々）。【児童生徒（中学2年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

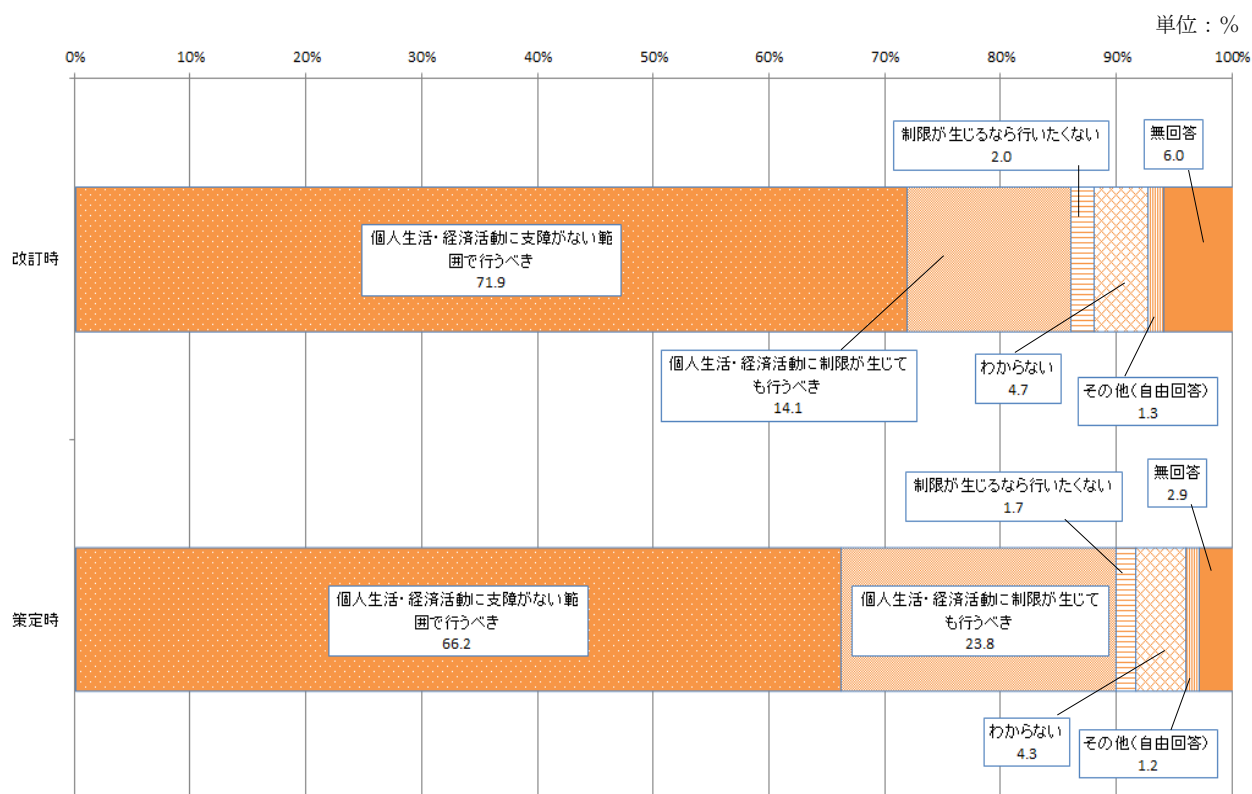
19歳以上の市民や区長を対象にした設問と同様、「ポイ捨て、犬ふんの放置などマナーが悪い人が増えた」が最も高いが、計画策定時の調査と比較すると、悪くなったという回答率はほとんどの項目で低くなった。

「とくに悪くなったと感じることはない」との回答も3割以上あった。

《環境配慮と個人生活について》

【問4】省エネルギーの取り組みや環境に配慮した商品（省エネ型家電、エコカーなど）の選択といった環境に配慮した行動は、個人生活とのかかわりが大きく、また、経済的な負担を伴うこともありますが、あなたの考えにもっとも近いものを1つ選んでください。

<対象：市民、区長>



～自由回答～

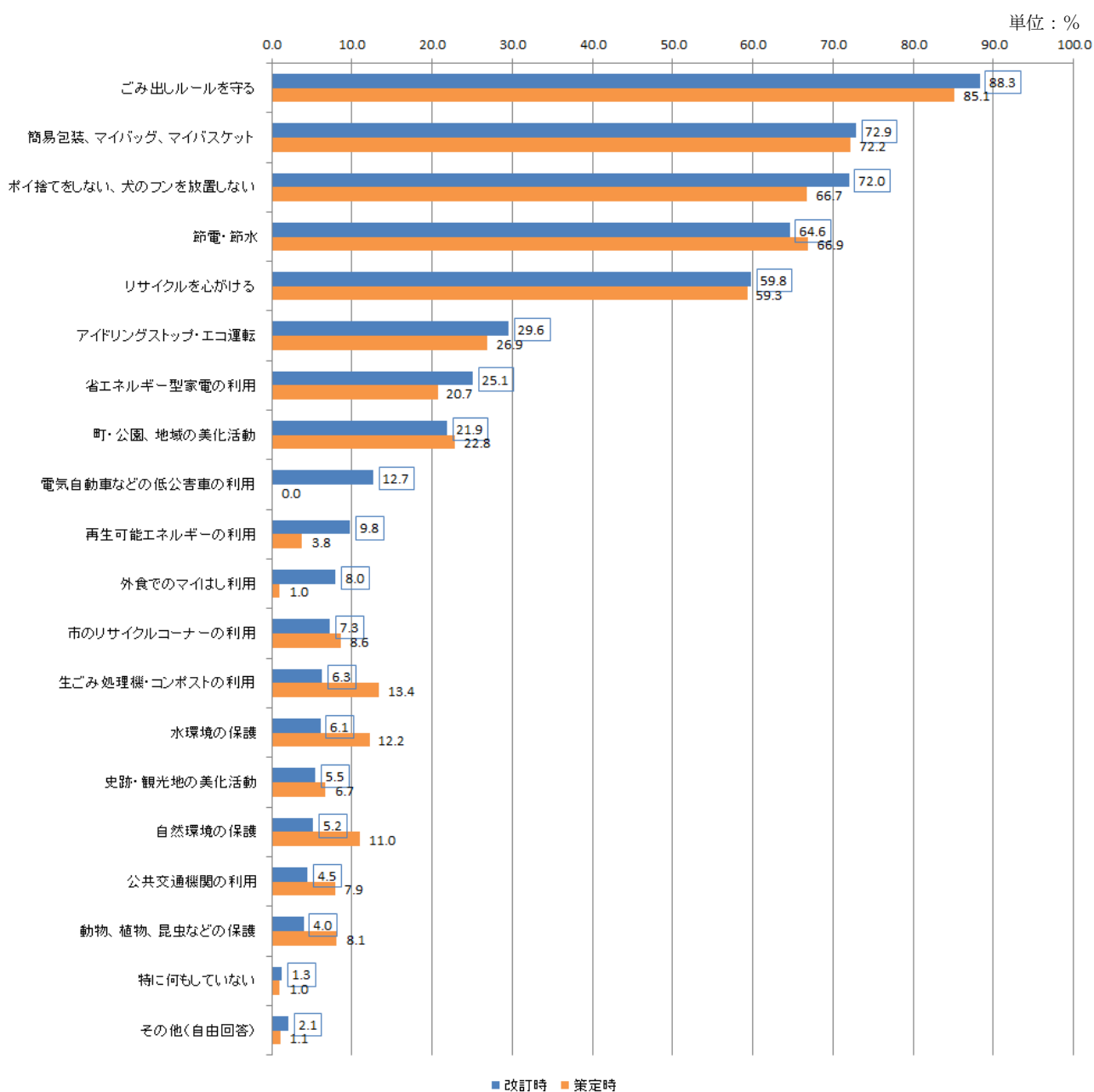
- ・「制限」は今よりももう少しの範囲であればと思います。【市民（50歳代）】
- ・市や県で省エネ家電やエコカーを購入する際の補助金を出してもらえると大変ありがたい。【市民（40歳代）】
- ・省エネやリサイクルシステムの強化は必要で最優先だが、自然保護にはそれぞれ捉え方が違ってくる。自然は人間が上手に関わっていかないと、ある意味自然が崩壊する。人間と自然の共存が理想である。【区長（60歳代）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

個人の生活・経済活動を優先し、環境等への配慮は、「支障ない範囲で行うべき」、「制限が生じるなら行いたくない」と回答した方が、全体の73.9%となっており、計画策定時の調査結果と同様、環境等への配慮は「制限が生じてもうるべき」と回答した方を大きく上回っている。

《環境を良くするためにしていること・したいこと》

【問5】あなたは、環境を良くするためにどのようなことを行っていますか？いくつでも選べます。
 <対象：市民、区長、保護者>



※「アイドリング・エコ運転」は計画策定時の調査において、保護者の回答項目には含まれていなかったため、回答率は市民と区長の計。

※「電気自動車などの低公害車の利用」は、改訂時の調査において新たに回答項目に追加した。

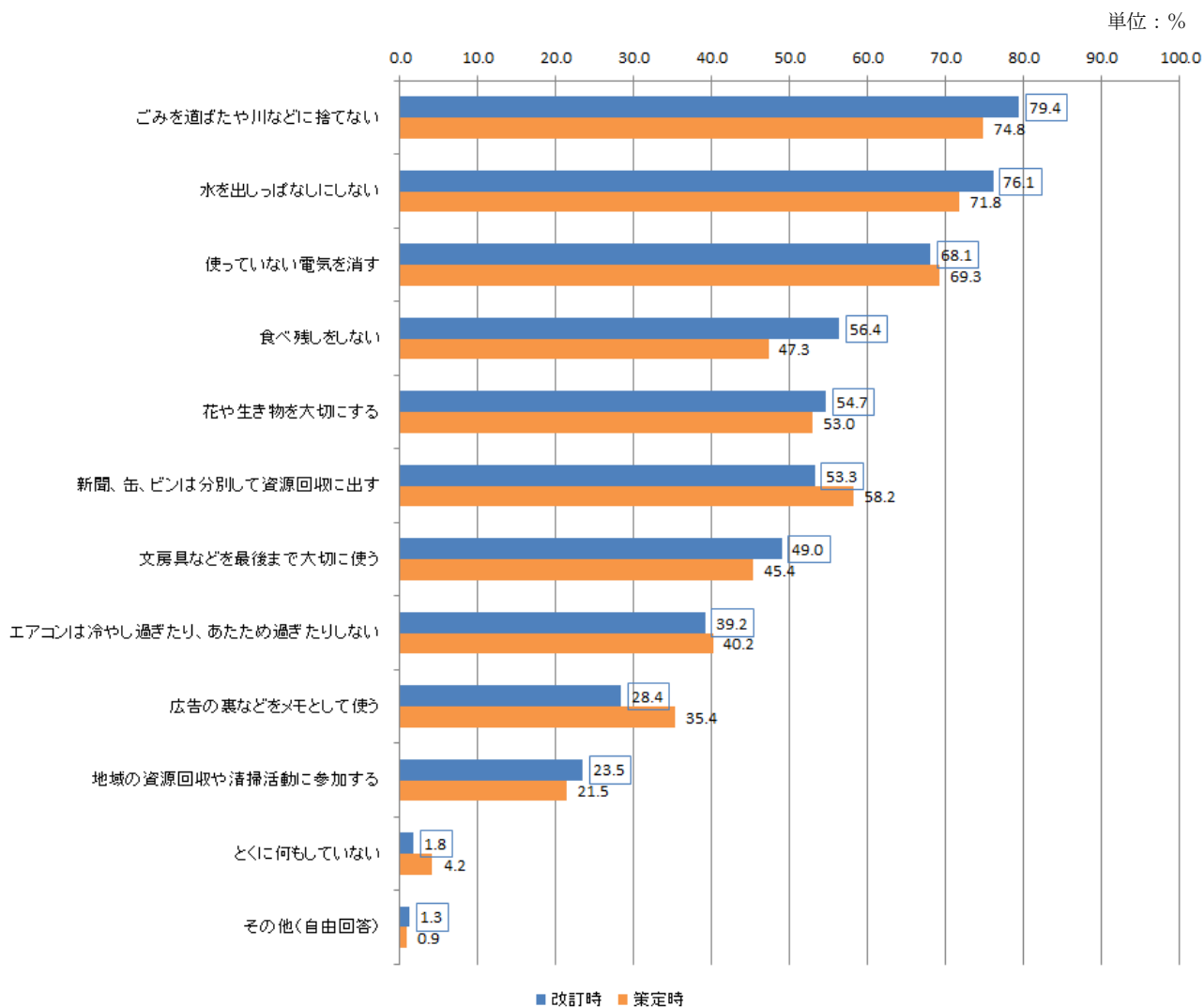
～自由回答～

- ・自宅の畑に処理機等を利用しています。【市民（70歳代）】
- ・マイペットボトルの利用。【市民（60歳代）】
- ・油のついた汚れの酷いフライパンや皿などは、紙でふき取ってから洗っている。【保護者（小学5年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「ごみを出しっぱなしにしない」が約9割と最も高く、次いで「簡易包装・マイバッグ・マイバスケッ
ト」、「ポイ捨てをしない、犬のフンを放置しない」、「節電・節水」、「リサイクルを心がける」
の順となっており、身近な取り組みを行っているとの回答が多かった。

【問5-1】あなたは、環境を良くするためにどのようなことをしていますか。いくつでも選べま
す。 <対象：児童生徒>



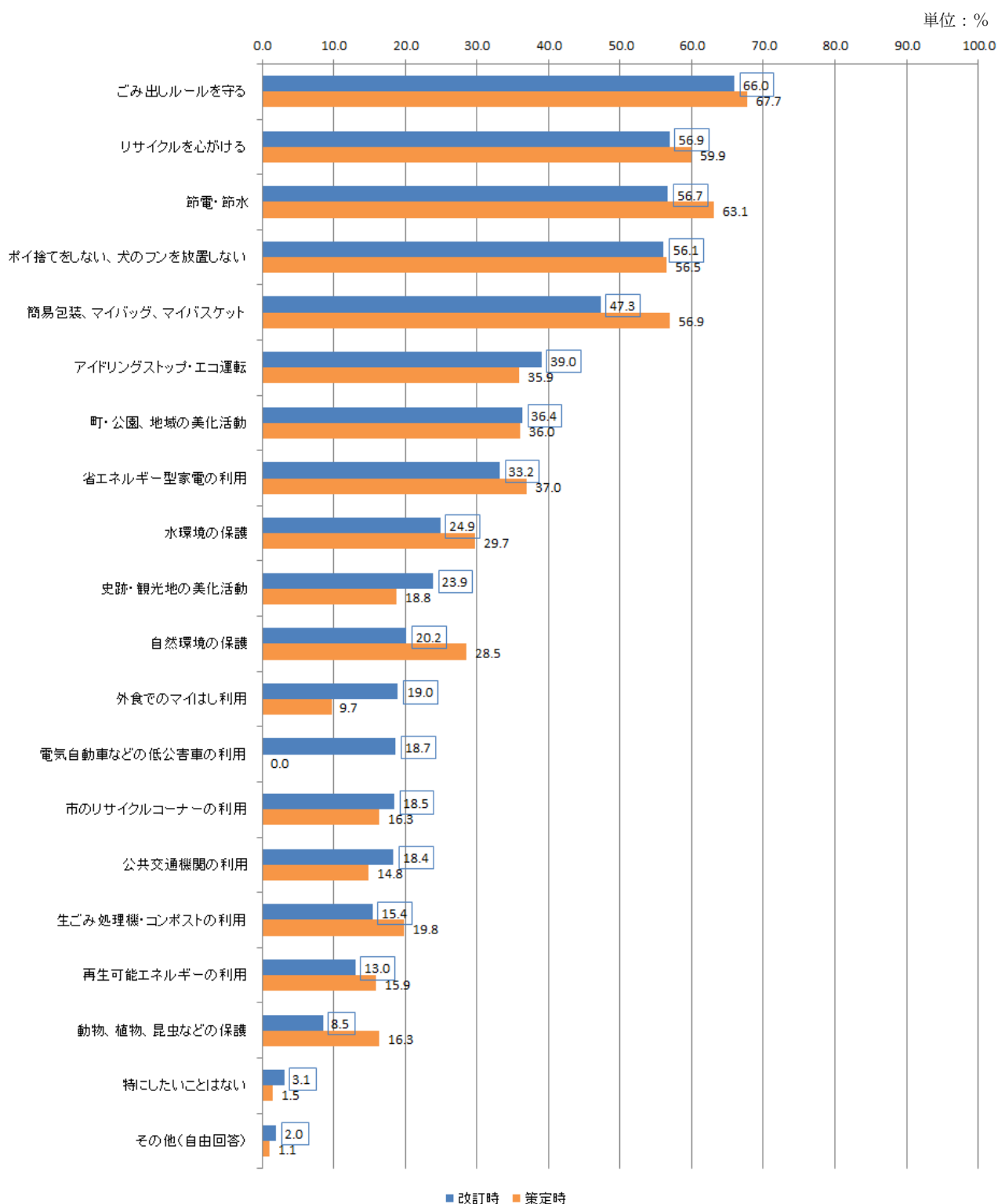
～自由回答～

- ・水を汚す洗剤を使わないようにしている。【児童生徒（小学5年）】
- ・油は固めて捨てる。【児童生徒（小学5年）】
- ・歩いている時、ゴミ拾いをしている。【児童生徒（中学2年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「ごみを道ばたや川などに捨てない」が最も高く、次いで「水を出しっぱなしにしない」、「使っ
ていない電気を消す」、「食べ残しをしない」の順となっており、19歳以上の市民や区長を対象とし
た設問同様、身近な取り組みを行っているとの回答が多かった。

【問6】あなたが、これからの環境を良くするために行ってみたいことは何ですか？いくつでも選べます。
 <対象：市民、区長>



※「電気自動車などの低公害車の利用」は、改訂時の調査において回答項目に追加した。

～自由回答～

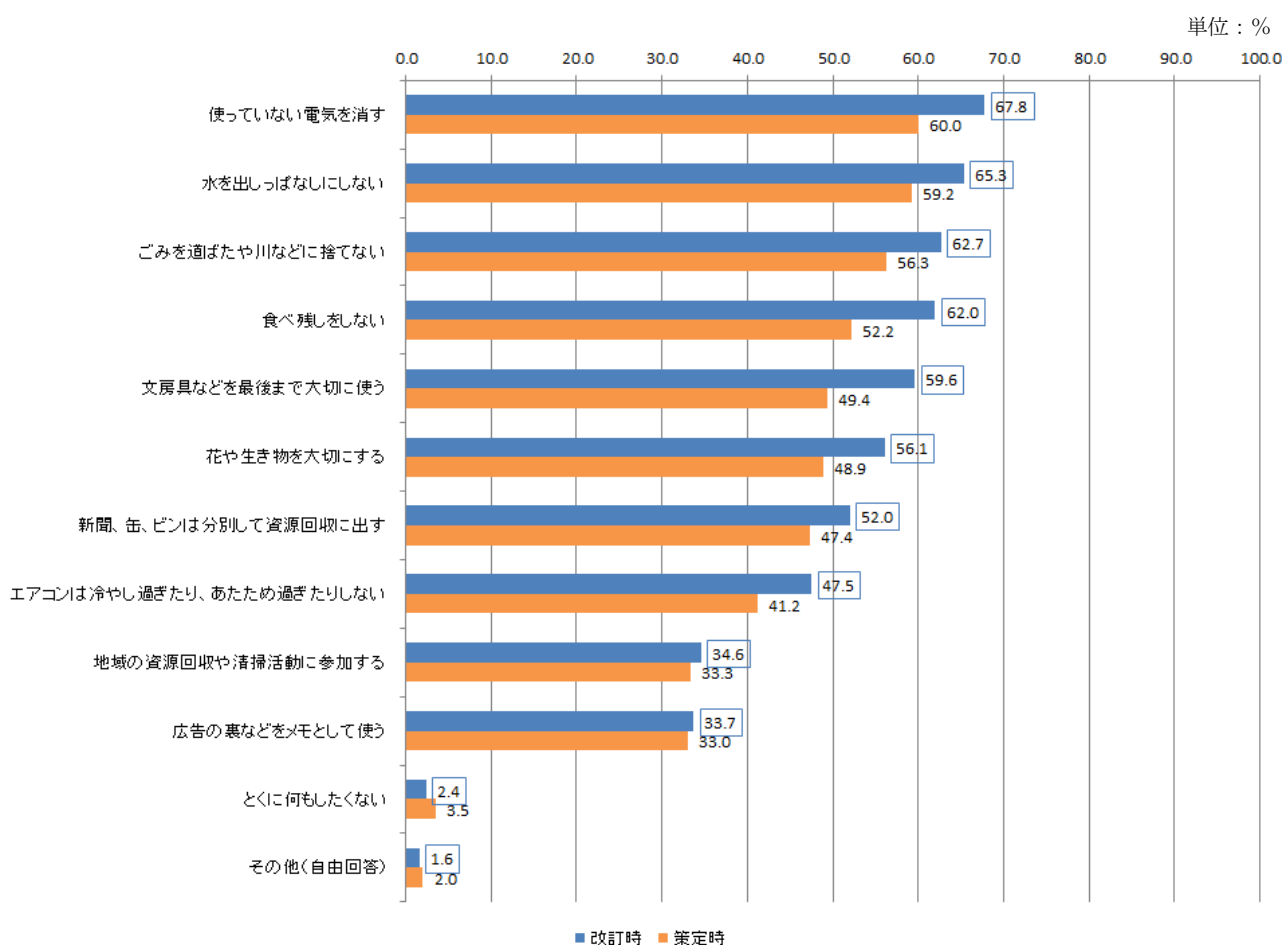
- ・市内は自転車利用する。【市民（70歳代）】
- ・居住地内の樹木の管理をしっかりやる。管理できないものは植えておかない。【区長（70歳代）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「ごみ出しルールを守る」が最も高く、次いで「リサイクルを心がける」、「節電・節水」、「ポイ捨てをしない、犬のフンを放置しない」、「簡易包装・マイバッグ・マイバケット」の順となっており、身近な取り組みを行いたいとの回答が多かった。

【問6-1】あなたは、環境を良くするためにどのようなことをしてみたいと思いますか。いくつでも選べます。
 <対象：児童生徒、保護者>

※保護者用設問
 あなたは、環境を良くするために、お子さんにどのようなことをさせたい（してほしい）ですか。いくつでも選べます。



～自由回答～

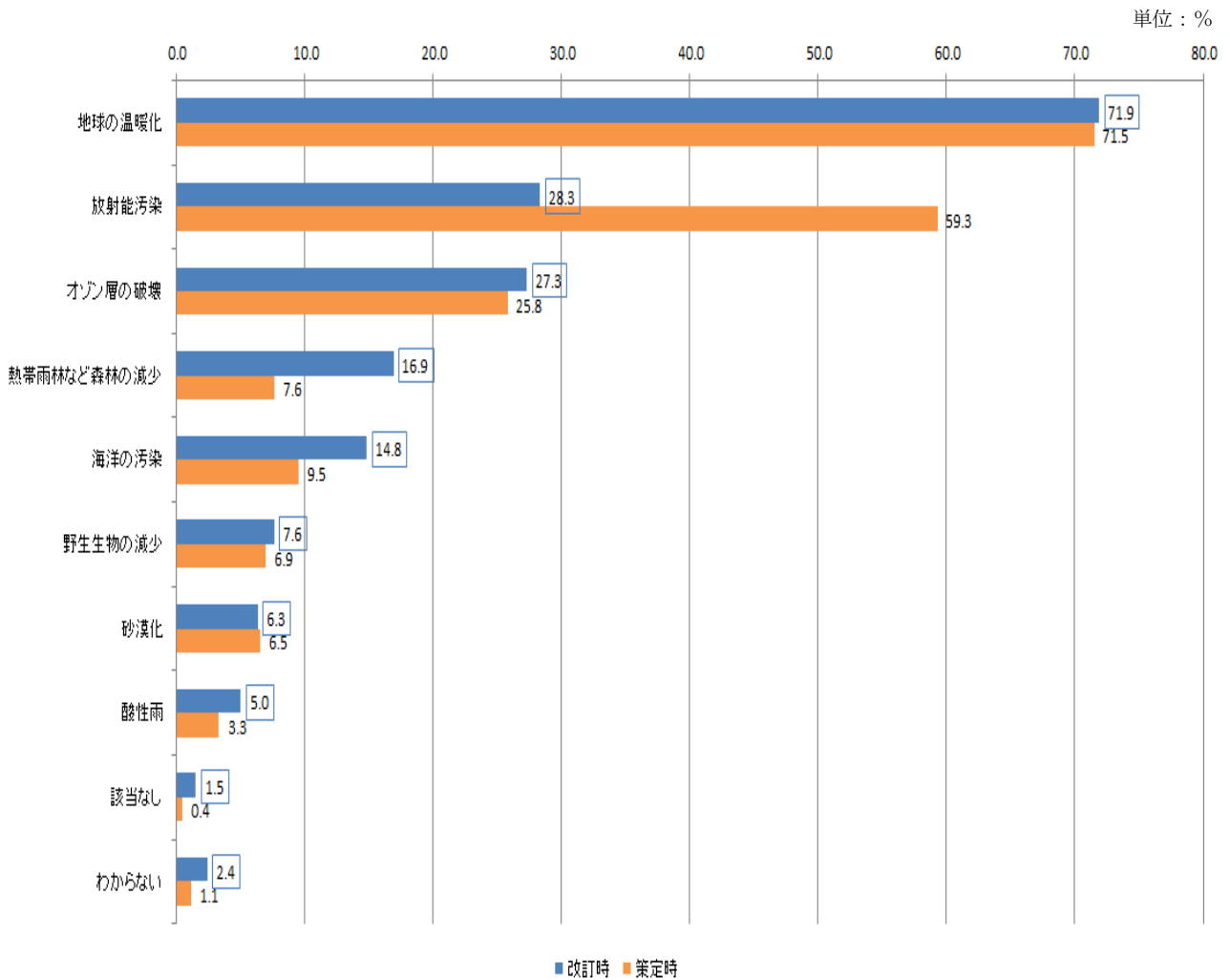
- ・HVやPHV、FCVへの乗り換えをお勧めするなど。【児童生徒（小学5年）】
- ・普段から節電節水や裏紙をメモにして使ったりしています。子供にとっても感謝しています。【保護者（中学2年）】
- ・広告でゴミ箱を作って、ゴミを片づけるようにしている。【保護者（中学2年）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「使っていない電気を消す」が最も高く、次いで「水を出しっぱなしにしない」、「ごみを道ばたや川などに捨てない」、「食べ残しをしない」の順となっており、19歳以上の市民や区長を対象とした設問同様、身近な取り組みを行っているとの回答が多かった。

《地球の環境問題》

【問7】あなたは、地球環境に関して、特に問題だと思うものは何ですか？ 該当するものを2つまで選んでください。 <対象：市民、区長>



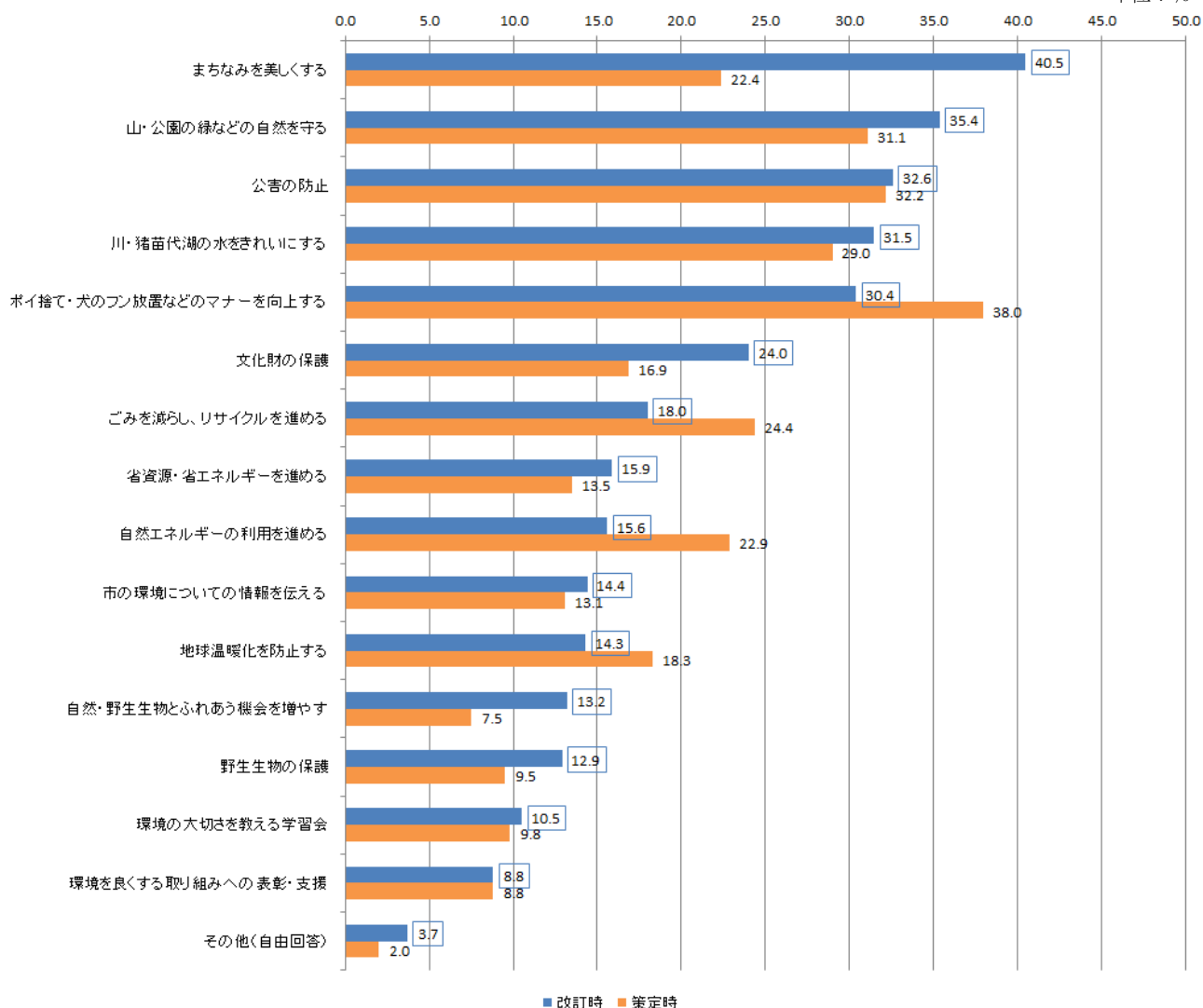
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と同様、「地球の温暖化」が最も高く、次いで「放射能汚染」、「オゾン層の破壊」の順となっているが、「放射能汚染」の回答率が大幅に減少した。

《市役所の環境への取り組み》

【問8】環境を良くするために、市役所に取り組んで欲しいことは何ですか？ 該当するものを3つまで選んでください。
 <対象：市民、区長、児童生徒、保護者、事業者>

単位：%



～自由回答～

- ・人を変えようと色々やっても変わらないが、きれいにしている姿を見ることで人は自ら変わるもの。市職員が長靴はいて川ざらいをできますか。できなければ何も変わらない。【市民（60歳代）】
- ・あまりにも印刷物が多く配られ過ぎると思います。【市民（70歳代）】
- ・カラスやムクドリ糞が歩道に大量に落ちている時があるので、綺麗にしてほしい。【市民（60歳代）】
- ・環境向けのPR。美しい場所を発信してほしい。【市民（30歳代）】
- ・義務教育中の児童にも、環境の大切さを身近な問題として指導してほしい。【市民（70歳代）】
- ・公の負担は「私たちの負担」を明確にすること。増税よりごみ収集有料化。【区長（60歳代）】
- ・ゴミ置き場を改修するとき、市より補助金を出してほしい。【区長（60歳代）】
- ・できるだけ車に頼らなくするために自転車道の充実を強く望む。冬、雪道での歩道の確保も強く望む。現在は車道ばかり充実しているが、車いす等障がい者や自転車、歩行者に配慮を。【区長（70歳代）】
- ・飼い主の放し飼いが多く、車にひっかきキズ（猫の爪あと）等の被害が出ているので、対策を講じてほしい。【市民（70歳代）】

- ・下水道接続可能の住宅、事業所に対し、100%実施を目指し、積極的な施策を推進してほしい。
【区長（80歳代以上）】
- ・ゴミ捨て場の距離を平等にしてほしい。ゴミ捨て場が遠いと、つい近くにある他の地区のゴミ捨て場を利用してしまう。【児童生徒（小学5年）】
- ・ポスターなど沢山の人の呼びかけて、環境を良くする会をしたり、作品の募集（環境について）をする。環境のルールを作る。【児童生徒（小学5年）】
- ・公園などが小さく、少ないので、町の中心などに作ってほしい。【児童生徒（中学2年）】
- ・湯川の川草をとって川幅を広くしてほしい。湯川に雪を捨てるのはいいが、雪を固めないでほしい。
【児童生徒（中学2年）】
- ・地球温暖化対策として、市民が気軽に参加できる植樹イベントを市で運営し、緑を増やす。【児童生徒（中学2年）】
- ・町内会任せにせず、市も一緒になってゴミ捨て場の問題に関わってほしい。宙ぶらりんな土地の酷い雑草を町内会任せにしないで、市で対処してほしい。【保護者（小学5年）】
- ・子供がもっと興味を持つような学習会の開催。【保護者（小学5年）】
- ・雪があるときのポイ捨ての多さが気になる。消えた後にあちらこちらに落ちているのを何とかしてほしい。【保護者（中学2年）】
- ・町内のハクビシンの捕獲活動に取り組んでほしい。【保護者（中学2年）】
- ・環境を悪化させるのも美化するのも人だと思います。教育・意識付けは重要だと思います。【保護者（中学2年）】
- ・山林の保護。【事業者（その他の事業所）】

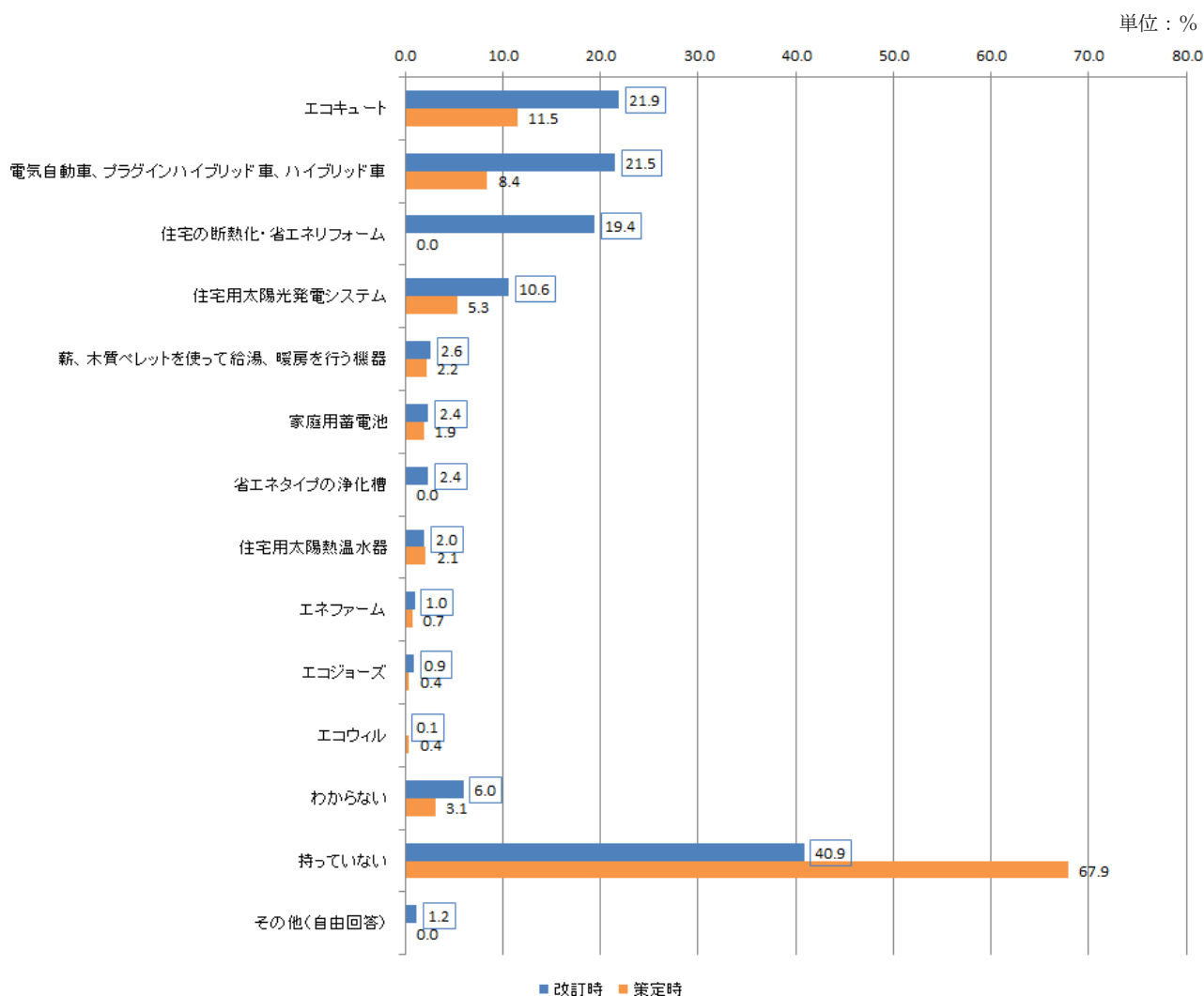
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と比較すると、「まちなみを美しくする」の回答率が大幅に増加したほか、「文化財の保護」の回答率も増加した。自然保護や公害防止の身近な取り組みに加え、景観や文化財の保護など、観光都市としての取り組みを市役所に期待する方が多い。

《再生可能エネルギー（新エネルギー）、省エネルギー機器について》

【問9】あなたは、ご自宅で次のものを導入されていますか？ いくつでも選べます。

＜対象：市民、区長、保護者、教員＞



※「住宅の断熱化・省エネルギーフォーム」、「省エネタイプの浄化槽」、「その他（自由回答）」は、改訂時の調査において回答項目に追加した。

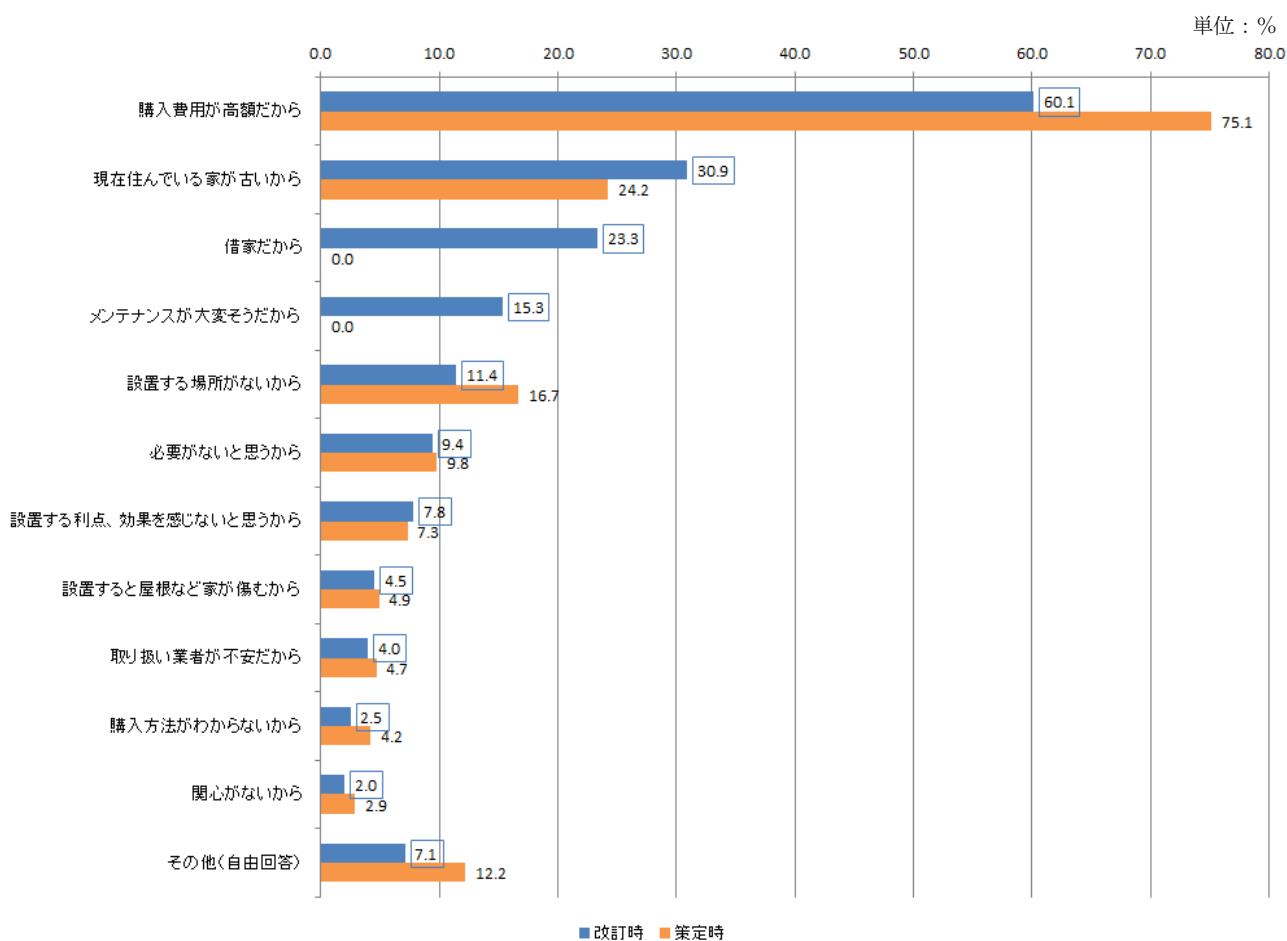
～自由回答～

- ・薪ストーブを使用しておりますが、とても温かさが柔らかく、家族で協力し合い、薪割している。暖かさにほれる。【市民（60歳代）】
- ・エコフィール（ボイラー）ヒートポンプエアコン。【市民（30歳代）】
- ・照明のLED化、室外防犯灯と太陽光発電システム。【区長（60歳代）】
- ・車は2台から1台にしました。1人に1台の家庭が多いことにも疑問を持っています。【教員（小学校）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と同様、「エコキュート」が最も高く、次いで「電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車」となっているが、それぞれの回答率が大幅に増加した。また、今回の調査から回答項目に追加した「住宅の断熱化・省エネルギーフォーム」も19.4%と比較的回答率が高くなっている。

【問10】問9の機器を導入されていない方にお伺いします。導入していない理由は何ですか？
いくつでも選べます。 <対象：市民、区長、保護者、教員>



※「借家だから」、「メンテナンスが大変そうだから」は、改訂時の調査において回答項目に追加した。

～自由回答～

- ・太陽光発電は今後買電してもらえなくなるという報道を見て。また、雪の多い地方は発電量も少なく、雪の重みで壊れてしまう可能性もあると聞いて。他の設備はそもそも分からない。【市民（20歳代）】
- ・高齢で一人暮らしです。【市民（80歳代以上）】
- ・エコファームやエコキュートなど詳細がわからない。【市民（30歳代）】
- ・建設の際に省エネルギー等についての説明をあまり受けていない。【区長（70歳代）】
- ・実家住まいで権限は親のため。【保護者（小学5年）】
- ・機器を使わなくとも、別の形で節約すればいいのではないのでしょうか。【保護者（中学2年）】
- ・維持管理費用が高額で、修理等が複雑な印象。技術・性能的に発展途上で導入時期を決意できない。【保護者（中学2年）】
- ・経済的コストの点から。【教員（中学校）】

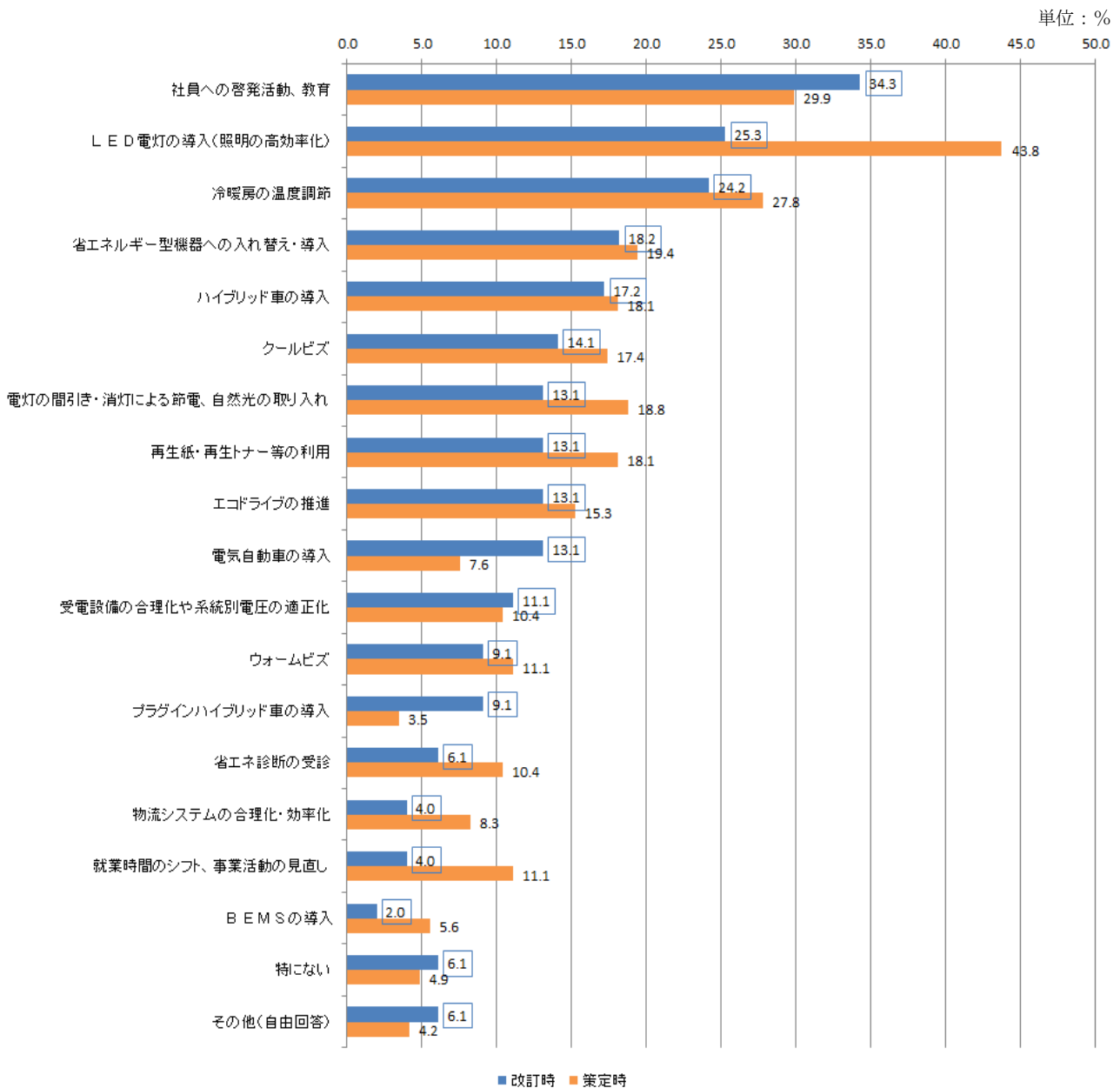
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と同様、「購入費用が高額だから」、「今住んでいる家が古いから」という回答の順となった。また、今回の調査から回答項目に追加した「借家だから」という回答も23.3%と比較的割合が高くなっている。

このほか、自由回答では、高齢を理由とする回答も多かった。

《省エネルギー、省資源の取り組み（今後）》

【問 1 1】 貴社がこれから新たに行いたいと考えている省エネルギー、節電の取り組みは何ですか。該当するものを選んでください。いくつでも選べます。 <対象：事業者>



～自由回答～

- ・木材廃材を暖房燃料資源として使用。【事業者（建設業）】
- ・再生可能エネルギーの自給自足。【事業者（卸売業）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と比較して、「LED電灯の導入（照明の高効率化）」の回答率が大幅に減少したが、これは、前回の調査以降、数多くの事業所においてすでにLED照明への切替えが進んでいることの証左であると見込まれる。

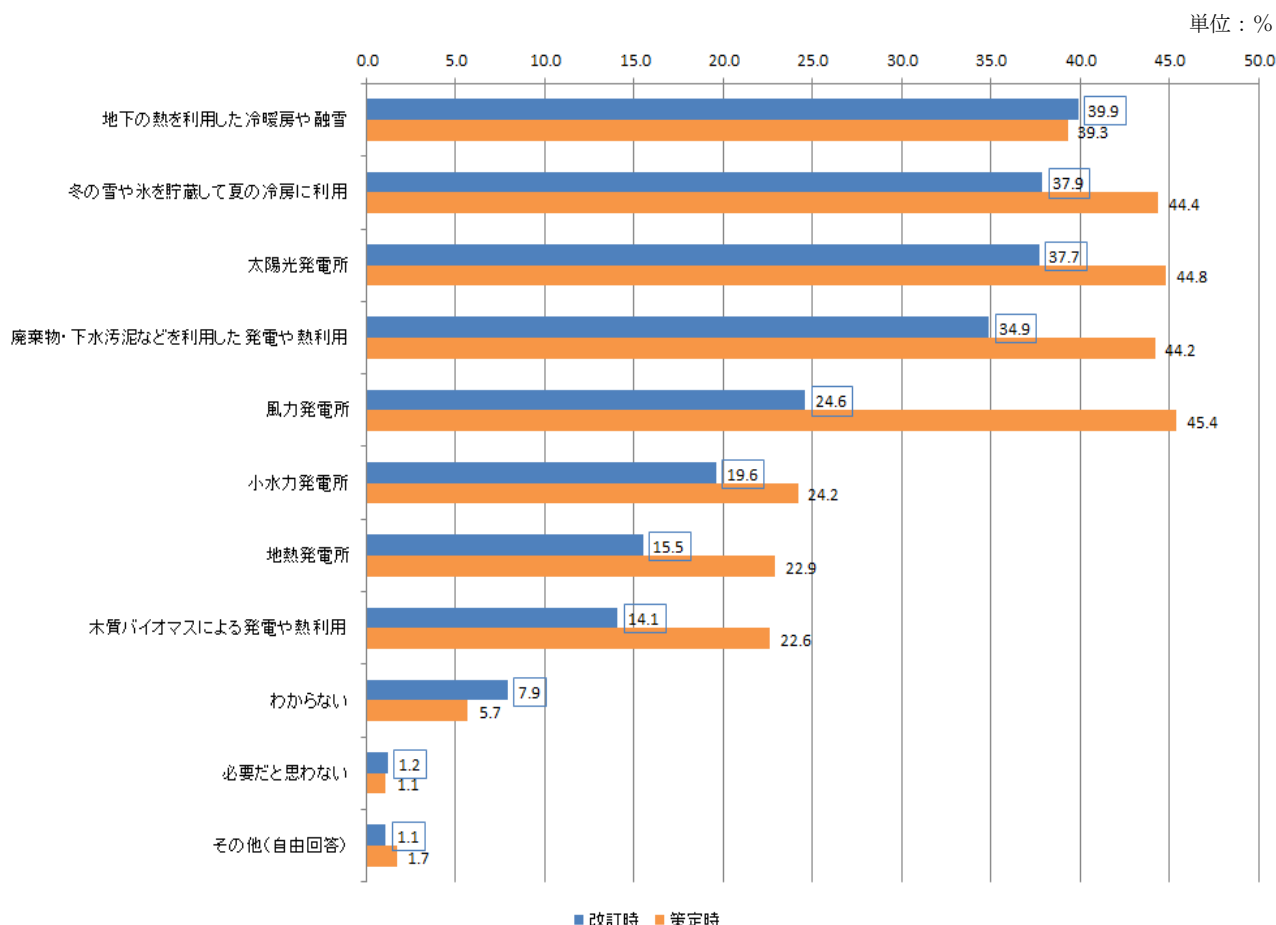
反対に、「電気自動車の導入」、「プラグインハイブリッド車の導入」の回答率は増加しており、事業者においては、計画策定以降、これら低公害車導入について検討が進んだものと想定される。

《市の再生可能エネルギーについて》

【問 1 2】再生可能エネルギーによる発電などが注目されており、本市においても河東町工業団地「木質バイオマス発電所」が、背あぶり山で「風力発電所」が稼働しています。

このような中で、市にあったほうが良いと思う再生可能エネルギーの活用施設・設備は何ですか。当てはまる項目を選んでください。いくつでも選べます。

＜対象：市民、区長、保護者、教員＞



～自由回答～

- ・動植物への影響が少ないものだと思います。【市民（40歳代）】
- ・太陽光は空き地などではいいが、森林などがある場所で、木を切ってやることはないと思います。【区長（40歳代）】
- ・地熱を利用し、雪国らしい融雪道路などの整備をしてほしい。せめて子供たちが使用する通学路（学校周辺）を観光客のためではなく、市民のためにもう少し考えてほしい。【保護者（小学5年）】
- ・豪雪地域として運動施設の暖房にゴミ処理などの熱利用はできないものか。【教員（中学校）】

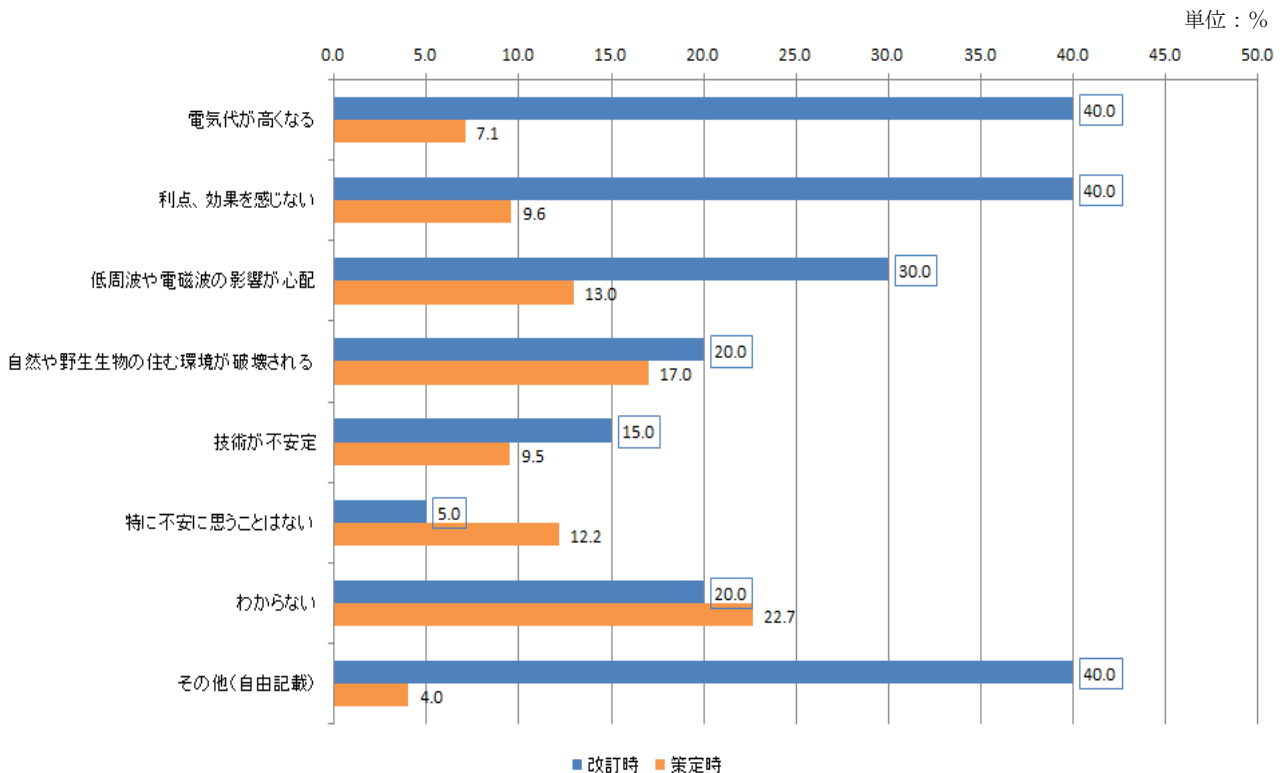
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と比較して、「風力発電所」の回答率が大幅に減少したが、これは、前回の調査後、市内の風力発電施設（会津若松ウインドファーム）が開設されたことが理由と見込まれる。

他方、「地下の熱を利用した冷暖房や融雪」、「冬の雪や氷を貯蔵して夏の冷房に使用」の回答率は、計画策定時の調査結果と変わらず、比較的回答率が高い。

【問13】問12で「必要だと思わない」と回答した方にお伺いします。

市に無いほうが良いと思う理由や、不安に思うことはありますか？いくつでも選べます。
 <対象：市民、区長、保護者、教員>



～自由回答～

- ・会津地方は雪が多いため、太陽光パネルの破損が心配される。日照時間も冬季にはあまり見込めないとされるため。【市民（40歳代）】
- ・コストとメリットが釣り合っていないから。【市民（20歳代）】
- ・太陽光発電、風力発電は住環境に影響を及ぼす（市街地の場合）。【区長（70歳代）】
- ・太陽光発電については、平地に設置されているが、自然災害（地震、台風、水害等）に対して、どの程度の安全基準があるか分からない。風力発電については、水源保護、土砂災害の防止を考慮する必要がある。【区長（70歳代）】
- ・税金で無理までして作る必要はない。民間でやるのは大いにいいと思う。【教員（中学校）】
- ・市で利用できる発電所があれば良いが、基本は東京に持っていかれるから。【教員（中学校）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

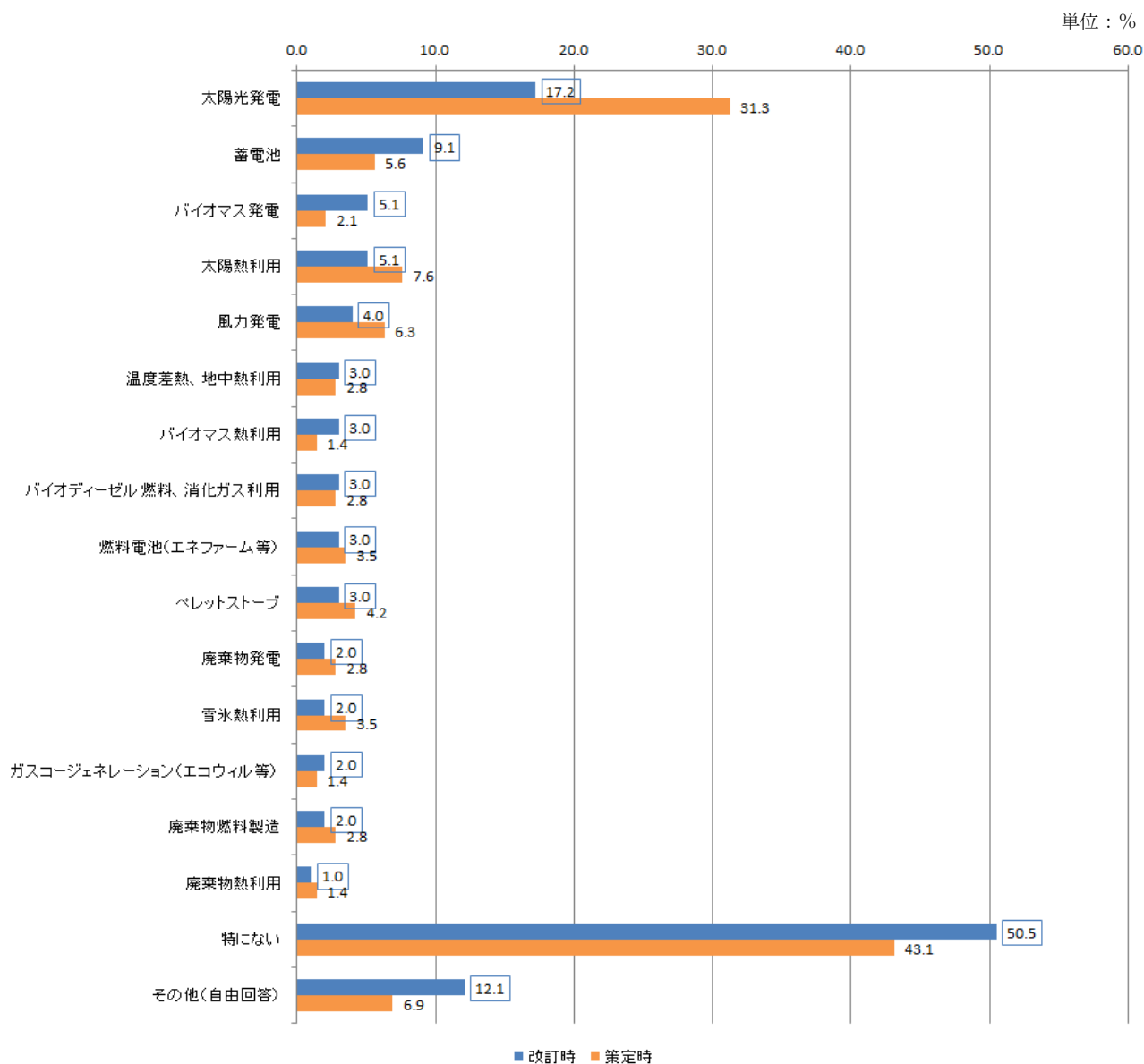
計画策定時の調査結果と比較して、「電気代が高くなる」、「利点、効果を感じない」、「低周波や電磁波の影響が心配」の回答率が大幅に増加した。

このほか、自由意見では、太陽光発電施設や風力発電施設の設置による住環境等への影響を理由とする意見が多かった。

《再生可能エネルギー等への取り組み（今後）》

【問14】貴社が、今後導入したいと考えている再生可能エネルギー設備またはエネルギー高度利用機器は何ですか？該当するものを選んでください。いくつでも選べます。

＜対象：事業者＞



～自由回答～

- ・バイオマスを使った再生可能エネルギー事業を計画している。【事業者（建設業）】
- ・モミガラの他用途利用。【事業者（農業）】
- ・本店対応であり不明。【事業者（金融、保険業）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

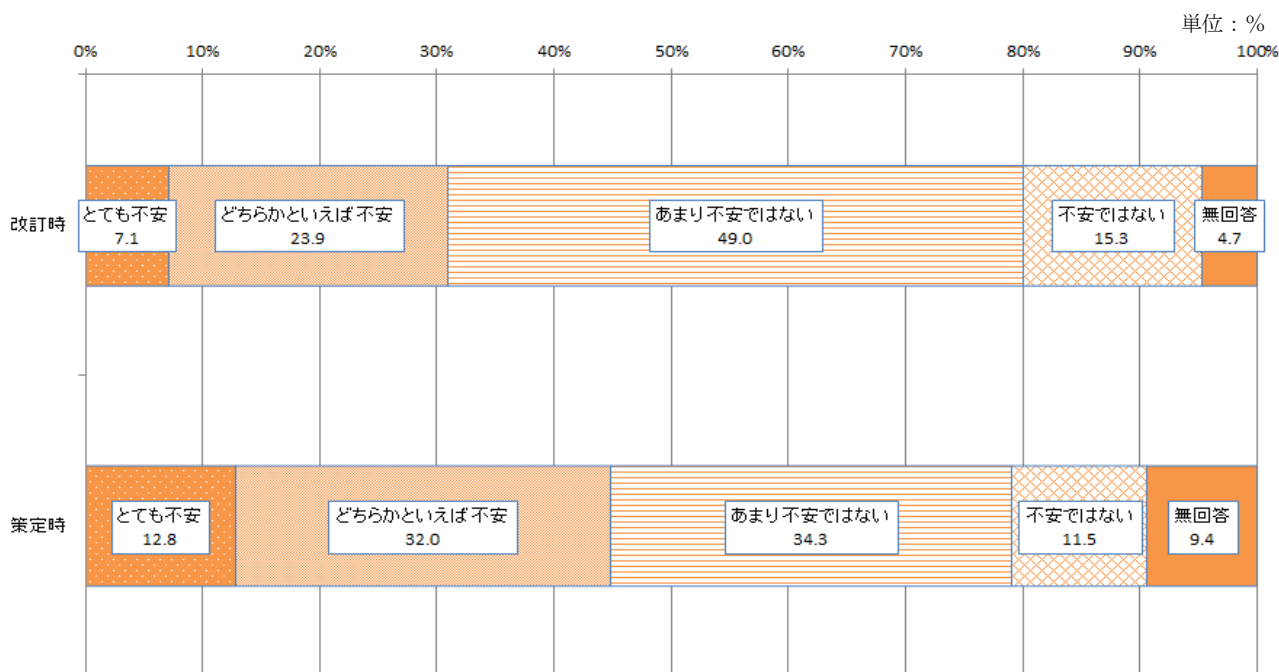
計画策定時の調査結果と比較して、「太陽光発電」が17.2%と大幅に減少したほか、その他の取り組みも10%以下となった。反対に、「特にない」という回答が50%以上と最も高くなっており、取り組みの難しさがうかがえる。

II 放射線について

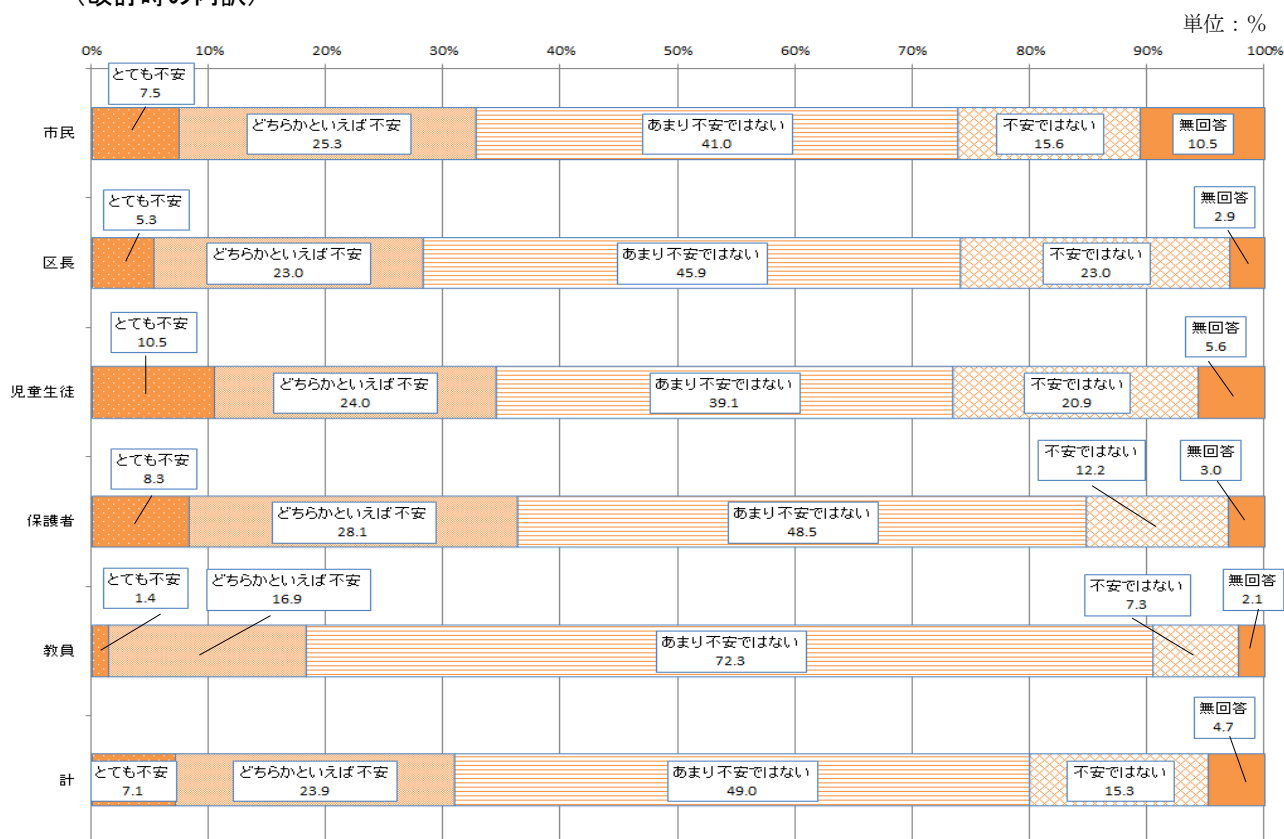
《放射線について感じる事》

【問1】本市の放射線量について、どう感じていますか。最も近いものを1つ選んでください。

<対象：市民、区長、児童生徒、保護者、教員>



(改訂時の内訳)



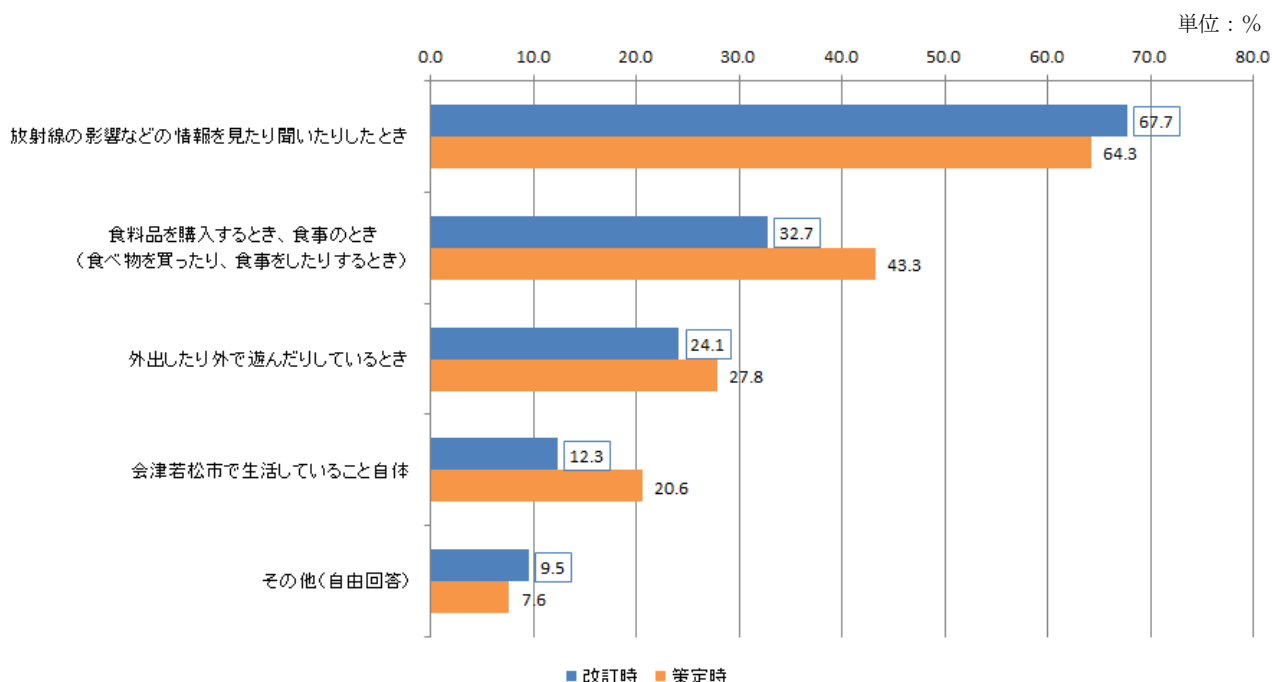
《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

「とても不安」と「どちらかといえば不安」の合計が31.0%で、計画策定時の調査結果と比較して13.8ポイント減少した。他方、「あまり不安ではない」と「不安ではない」の合計は64.3%で15.8ポイント増加した。

なお、児童生徒及び保護者のうち、「とても不安」と「どちらかといえば不安」と回答した方の割合は比較的大きく、依然子どもへの放射線の影響を懸念する声があることがうかがえる。

【問2】問1で不安と回答した方におたずねします。

あなたは、どのようなときに不安を感じますか。該当するものを選んでください。いくつでも選べます。
 <対象：市民、区長、児童生徒、保護者、教員>



※回答欄の（ ）内は、児童生徒用の選択肢

～自由回答～

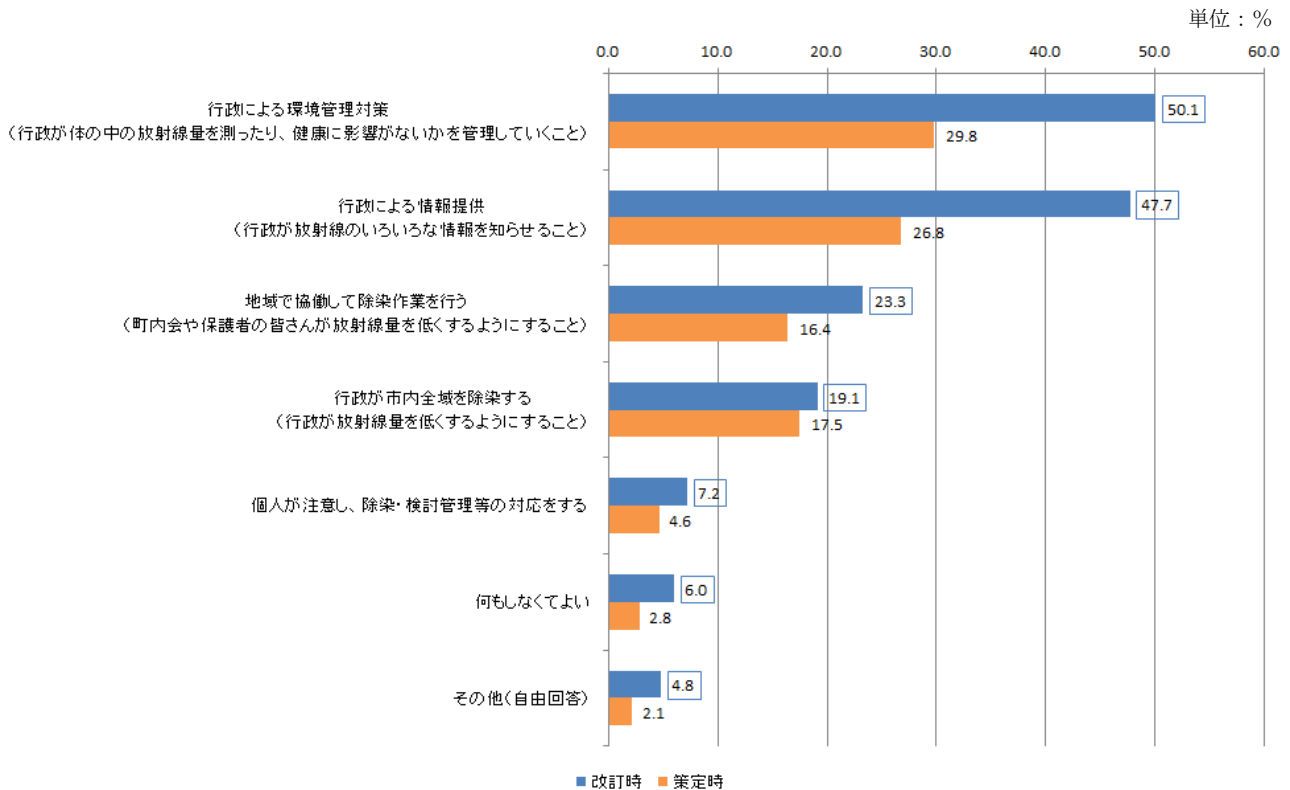
- ・子供が他県から帰省したいと言った時にふと大丈夫かなと思ひ、情報を取ったりしている。【市民(60歳代)】
- ・子、孫たちが放射能により差別を受けないか心配。【市民(60歳代)】
- ・楽しみにしていた山菜取りができない。【区長(70歳代)】
- ・放射線についての授業。【児童生徒(中学2年)】
- ・甲状腺ガンの検査が定期的実施されたとき、結果が心配になる。【保護者(小学5年)】
- ・放射線が目に見えないものであることや、国・県・市等からの情報が正しいものであるかの判断ができないことが理由であって、特に「どんなとき」ということではありません。【保護者(中学校)】
- ・子供たちが地産地消、あるいは、食材の産地が示されていない給食を食べるとき。除染されていない会津の学校で除草作業を行うとき。【教員(小学5年)】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と同様、「放射線の影響などの情報を見たり聞いたりしたとき」が最も高く、次いで「食料品と購入するとき、食事のとき」、「外出したり外で遊んだりしているとき」、「会津若松市で生活していること自体」の順となっている。他方、「外出したり外で遊んだりしているとき」、「会津若松市で生活していること自体」の回答率は減少した。

《放射線対策について》

【問3】あなたは、放射線対策として、今後何をすべきと考えますか。該当するものを選んでください。いくつでも選べます。 <対象：市民、区長、児童生徒、保護者、教員>



※回答欄の () 内は、児童生徒用の選択肢

～自由回答～

- ・行政が正しい情報を出し、それに対策していくこと。【市民 (40 歳代)】
- ・除染はこれ以上は不要。これよりも教育により今後を担う子供たちに正しい科学知識を。【市民 (30 歳代)】
- ・情報を提供し、市民に判断してもらうのがいいと思う。大切なのは判断する力を持ってもらうこと。【市民 (30 歳代)】
- ・除染もありますが、作物の測定 (米などの全袋検査) はもうしばらく続けてください。測定がないと買わないと思う。【市民 (40 歳代)】
- ・全ての原発の廃炉を進める。【市民 (50 歳代)】
- ・健康被害が疑われる場合の相談窓口を設置してほしい。【市民 (30 歳代)】
- ・行政地域が協力し合って活動するのが望ましいと思う。【市民 (60 歳代)】
- ・行政では、除染対策は特に行われていない森林など出来る限り取り組んでほしい。【区長 (60 歳代)】
- ・放射線量の公表ですが、この辺の地域だけでなく他の地域の線量も出して比較できるようにしてほしい。また、農産物の全量検査 (米の全袋検査) も同様、他の産地の数値を公表してほしい。【区長 (60 歳代)】
- ・「放射線対策」などという発想が間違っている。もしこれらを全て行ってもまだ不足である。つまり、原発を全てなくすこと、その姿勢を持たないならば不信しかない。【区長 (70 歳代)】
- ・関係のあるところがしっかりと研究を進めて、いつでも対応できるようにしていればいいのではないですか。【区長 (70 歳代)】
- ・放射線測定器をいろんなところにつける。【児童生徒 (小学 5 年)】
- ・食べ物の放射線量をパッケージに書き込む (そうすると安心して食べることができる)。【児童生徒 (中学 2 年)】
- ・放射線の正しい知識を持っていない日本の人々に正しい知識を伝える活動。【児童生徒 (中学 2 年)】

年)】

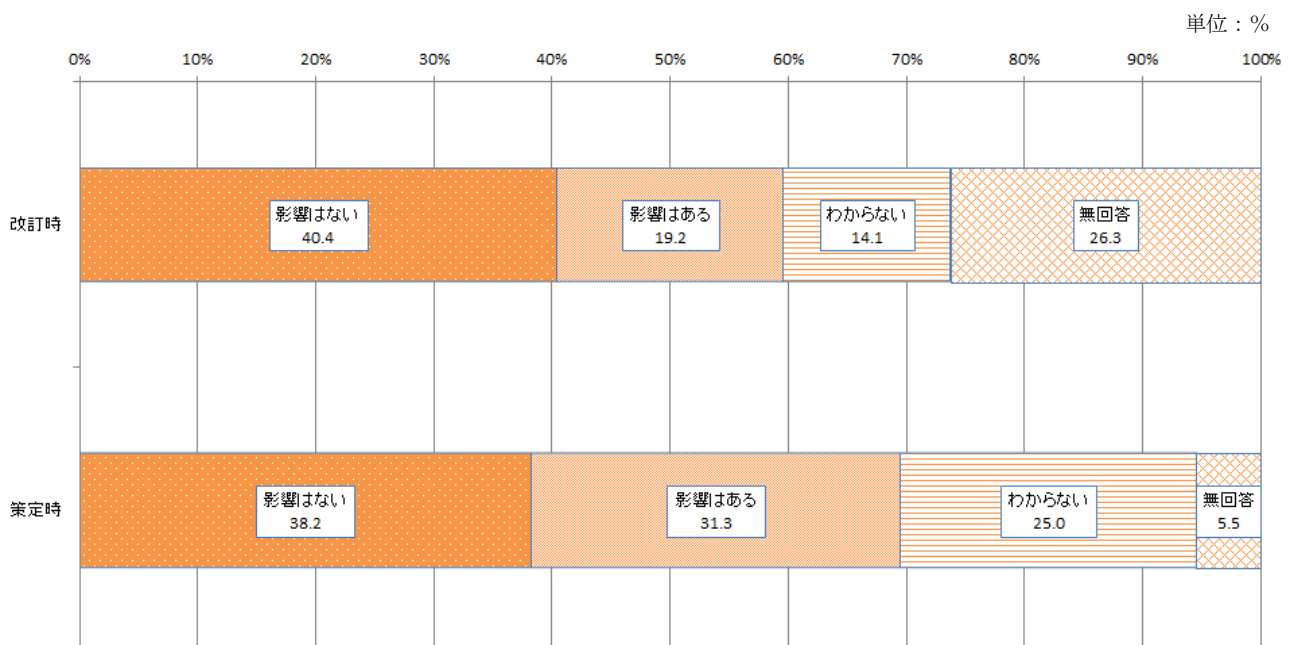
- ・本当のことを伝える。隠さずに。【児童生徒（中学2年）】
- ・早く安心して山菜川魚が食べられるように、山や川の除染。【保護者（小学5年）】
- ・もう少し予算を取って対応策を練ってほしい。【保護者（小学5年）】
- ・全域除染とまでは言いませんが、せめて溜まりやすい場所や子供が近づくところは定期的にしてほしいです。【保護者（中学2年）】
- ・国縣市に都合のよい情報ではなく、子供たちの将来を見据えた正しい情報の提供（信頼を回復してほしい）。【保護者（中学2年）】
- ・「何もしなくてよい」ではないが、この問題についてはできることがないと思っています。【保護者（中学2年）】
- ・他県での放射線に関する教育が必要だと思う。【教員（小学校）】
- ・県内市内ではなく、県外国外へのきちんとした情報提供（基礎知識）をすべき。将来県外へ出ていく子供たちがかわいそうな立場にならないように。【教員（小学校）】
- ・確実に線量の記録を残していくこと。様々な立場間の憎みあいをなくすこと（子供たちに影響が出ている）。【教員（中学校）】

《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と同様、「行政による健康管理対策」が最も高く、次いで「行政による情報提供」となっている。

《事業活動への放射線の影響について》

【問4】現在、貴社の事業活動に対する放射線の影響（風評被害を含む。）はありますか。該当するものを1つ選んでください。
<対象：事業者>



《調査結果から（計画策定時の調査結果との比較等）》

計画策定時の調査結果と比較して、「影響はある」の回答率が低下した。

Ⅲ 自由記載

自然について

- ・“水を大切に使うまち”のイメージが薄い。水が見えない、見えるところは汚れていたりする。【区長（60歳代）】
- ・都会と比べると水も空気もとてもきれい。この状態をそのまま続けてほしい。【児童生徒（中学2年）】
- ・田舎の割には自然と触れ合える場所が少なく、工夫もないと思っている。緑の多い公園や川遊びのできる環境ができれば、子どもにとっても良いと思う。今残っている自然をうまく活かして、暮らしやすい環境づくりをしてほしいと切に願う。【保護者（小学5年）】
- ・雑草が多く、また、森林も手入れされていないことが気になり。【教員（小学校）】

公害について

- ・観光施設であるお城周辺のお堀（特に東側南側）の汚さに驚く。もう少し美化活動もしくは予算を立て、綺麗にしてもらいたい。【市民（50歳代）】
- ・農地等に廃ビニールがそのままの方が見られますが、市などで取締りをしてほしい。朝、ゴミを燃やしている方もいます。【区長（60歳代）】
- ・若松市に移住して7年になりますが、犬の糞がとても多く感じ、マナーの低い地域だと思いました。夜間に散歩させる人が多く、袋を持ち歩く人が少ない。また、取った糞を用水路に捨て、悪臭の元になる。【保護者（中学2年）】
- ・市の環境というより、中国大陸からのPM2.5や黄砂の影響でアレルギーの症状が出るのでそれが一番困っている。【教員（中学校）】

省エネ・再生可能エネルギーについて

- ・せっかく会津大学とかICTオフィスとか頑張っている市なので、そういう技術を活かしながら、どんどん環境によいことを進めていただきたいです。【市民（40歳代）】
- ・再生可能エネルギーをもっと知りたいので、活用法など聞くことができればいいと思います。【市民（年代無回答）】
- ・会津若松市は再生可能エネルギーの利用をしっかりと行って、持続可能な社会を築いているところがすごいと思います。これからもっと再生可能エネルギーの施設を増やして、地球温暖化防止できるような市になったらいいなと思います。【児童生徒（中学2年）】
- ・省エネルギー機器の導入時、補助金を出してみるといいのでは。家庭により環境に対する意識が違うため、意識のある家庭に補助金を使うという考え方。【保護者（中学2年）】
- ・会津若松市は自然と人工とのバランスが取れていてとても素晴らしいと思う。今後は再生可能エネルギーのメリットデメリットを十分に考慮した上で、採用してほしい。【教員（小学校）】
- ・中学校にソーラーパネルがあってもよいと思う。再生可能エネルギーを学習するので、身近なところに使われていると、学習効果が高まる。【教員（中学校）】

放射線について

- ・会津若松市の放射線量は問題がないレベルであるが故に、意識の低下や風化が懸念される。放射線について正しく理解し、正しく恐れる力を育成できるように小中学校での放射線教育

を実効あるものとしてほしい。【市民（50歳代）】

- ・山の放射線量は時々大丈夫だろうかと思えます。山の恵みでおいしい水が飲めて、作物が作られているので。毎日テレビで数字を見ているが、平地のデータばかりなのでいつも変化がなくて、他は大丈夫なのかと心配になる。【市民（40歳代）】
- ・どのくらい身体に影響があるか分からないことが不安になる。これから成長していく子供たちには健康調査などを継続していく必要があるのではないかと思う。【市民（50歳代）】
- ・原発事故以前の放射線量はどのくらいあったのか、また自然界からの放射線量はどのくらいかを一般の人々に知ってもらい、必要以上に神経質とならないよう行政からの情報提供をやってほしいと思う。【区長（60歳代）】
- ・震災後7年になりますが、誰もが不安はあると思う。廃炉が終了しない限り、放射線の不安はつきまとう。【区長（60歳代）】
- ・市政だよりも地域の放射線値を知らせることを今後も続けてほしい。【区長（70歳代）】
- ・放射線は目に見えないものなので、どうすればいいか少し不安です。【児童生徒（小学5年）】
- ・放射線についての勘違い（どこにでもあるのに会津や福島県にしかないように扱われる）をどうかしてほしい。【児童生徒（中学2年）】
- ・震災から7年も経っているため、だいぶ減ったと思えます。これからも個人個人で検査して管理していくのも大切だと思いました。【児童生徒（中学2年）】
- ・若松市の放射線量は中通りや浜通りに比べて少ないのでそれほど不安は感じていない。でも引き続き子供たちの甲状腺検査は行って、情報は知らせてほしい。【保護者（小学5年）】
- ・モニタリングポストがあることで、目で見ることによる不安が少し取り除かれるので、今後撤去になるのは嫌です。目立つのであれば小さいものにするなどの対応で、なくさない方向でいってほしいです。【保護者（小学5年）】
- ・会津地区は健康への影響はほとんどないレベルであると思うが、子供たちが将来就職や結婚などで差別を受けるのではないかと心配している。【保護者（中学2年）】
- ・学校、保育園、公園等、子供たちが過ごす場所は除染すべきだったと感じている。会津は線量は低いとはいえ、そうでないところもあると思う。不安は消えない。【教員（小学校）】
- ・普段生活するときはあまり意識しませんが、メディアによって思うことが多々あります。子供たちには、そのメディアからの情報をどう受け止めるべきか学ばせる必要があると思います。【教員（小学校）】
- ・会津地方は放射線量が低いということに安心しているのではなくて、同じ福島県に住む者としてできることは何かを考え、実践することが大切だと思います。【教員（中学校）】

その他

- ・冬季の降雪や温泉など地域の特性を活かした環境づくり、エネルギー施設ができればよいと思います。【市民（30歳代）】
- ・良いものを取り入れることは大切だと思いますが、住んでいる人の考え方もありますので、ただ真似をするのではなく、そこに住む人の年齢とかも考えていただければと思います。【市民（60歳代）】
- ・市としての環境対策が目に見えてよくやっているとは思いません。国、県の焼き直しでしかないように思います。もっと真剣に取り組んでもいいのではないのでしょうか。当アンケートにしても、ありきたりで今後のための一つの材料といったところでしょうか。【市民（60歳代）】
- ・市が環境整備に力を入れ、市内の景観や自然環境は年々良くなっていると感じます。環境保全のため、また、スマートシティを目指した街づくりは必要と思います。その一方、若年層の地域離れ、町の中の空き家等も増えてきていると感じます。環境に配慮しながら、若者が都市へ流出せず、暮らしていきたいと思える街づくりに力を入れてほしいと考えます。【市

民（40歳代）】

- ・私の住んでいる場所は、夕方になると恐ろしいほどカラスの大群がやってきます。時期や時間帯によって当然変化しますが、かなりの数のように思います。また、電線に止まっているため、そこから落ちる糞も大量で歩道は糞だらけになってしまいます。対応に苦慮していることかもしれませんが、引き続き対策していただきたいと思います。【市民（30歳代）】
- ・会津若松市の環境活動についてもっとPRすべきだと思う。市ではどのような環境対策を実施しているのかわからない。【区長（60歳代）】
- ・今の人たちはゴミをポイ捨てする人が多いと思います。市役所でポスターなどを作ってくださいことはできませんか。【児童生徒（中学2年）】
- ・私の住んでいる地区は最近、犬の糞やゴミの放置が増えているような気がします。犬と散歩しているとき、沢山の放置された犬の糞がありました。私たち一人一人が気を付けないと、どんどん住んでいる地区が汚くなってしまおうと思いました。【児童生徒（中学2年）】
- ・いまいち市が環境についてどのような活動をしているのか、また、したいのか、市民に何を訴えたいのか伝わってこない。伝わる機会もない。本気で取り組みたいなら、もっと市民にアピールが必要かと。【保護者（小学5年）】
- ・街中景観だけでなく、自然環境の景観も良くすることに取り組み、訪れたい町、山、住みたい町にしていくことが必要なのではないかと思っています。【保護者（中学2年）】
- ・融雪などに、太陽光や地中熱などをもっと幅広く利用して道路の快適化に取り組んでほしい。老人や子供が歩きやすいなど市民が便利と思えば、コストが増すのは納得するのでは。【保護者（中学2年）】
- ・子供たちが環境を大切にする活動を身近に感じられるようなイベントをしてほしいです。【保護者（中学2年）】

【資料 13】市内事業者ヒアリングの概要

1 事業者ヒアリングの目的

- ・ 第2期環境基本計画の「事業者の環境配慮指針」を策定するにあたっての意見聴取
- ・ 先進的な取り組み事例の情報収集
- ・ 再生可能エネルギーの導入数値目標及び施策の参考
- ・ 省エネルギーによる温室効果ガス削減目標及び施策の参考

2 ヒアリング内容

- ・ 新エネルギー設備導入状況
- ・ 省エネルギー設備導入状況、省エネ行動への取り組み状況
- ・ 環境負荷低減の取り組みや社内体制
- ・ 新エネ導入・省エネ推進の課題
- ・ エネルギーに関する今後の事業計画

3 対象事業者（順不同・敬称略）

ヒアリング対象企業は、新エネルギー等検討会議委員が所属する事業者に加え、各事業分野（エネルギー、産業、民生業務及び運輸）毎に、エネルギー使用量が比較的大きいと考えられる事業者の中から依頼しました。

		分野	対象事業者
1	エネルギー	電力	東北電力株式会社会津若松支社
2		ガス	若松ガス株式会社
3			会津ガス株式会社
4	産業部門	スマートコミュニティ	富士通セミコンダクターテクノロジー株式会社
5		バイオマス	株式会社グリーン発電会津
6		製造業	三菱伸銅株式会社 若松製作所
7			会津オリンパス株式会社
8			株式会社三和化学研究所 FUKUSHIMA 工園
9	建設業	会津若松市建設業組合	
10	民生業務部門	小売・流通	株式会社リオン・ドールコーポレーション
11		病院	一般財団法人竹田健康財団（竹田総合病院）
12	一般財団法人温知会		
13	運輸部門		会津若松トラックセンター協同組合
14			会津乗合自動車株式会社
15	経済団体		会津若松商工会議所

4 主なヒアリング結果

(1) 新エネルギー設備導入または省エネルギー設備導入や省エネ行動についての取り組み状況

- ・ 太陽光発電設備を導入している事業者が数社ある。未導入の事業者については、既存施設のため屋根の荷重の問題や、投資回収困難との判断があるため。
- ・ 太陽光発電設備以外の新エネ設備については、導入が進んでいない。
- ・ LED照明は、初期投資がかかり投資回収が困難との声あり。ただし、ほぼ24時間使用する箇所については、投資回収可能との声もあり。
- ・ 省エネ設備については、初期投資の額と投資回収年数を検討し導入している。なお、投資回収年数は3～5年を目安としている事業者が多数である。
- ・ クール・ビズ及びウォーム・ビズについては、ほとんどの事業者が取り組んでいる。事業内容によっては、取り組みが困難な事業者もある。
- ・ エコドライブについては、必要性の認識はあるが取り組んでいない事業者が多かった。特に、業務時のエコドライブについては費用節減に繋がることから、更なる啓発を行う必要がある。

(2) その他、環境負荷低減のための取り組み状況

- ・ 地域の美化活動に積極的に取り組む事業者が数社ある。中には、周辺の道路清掃に長年取り組んでいる事業者もある。
- ・ ごみ減量化（特にリサイクル）に積極的である。中でも建設業界は、業界全体として取り組みが顕著である。

(3) 環境対策についての社内の推進体制

- ・ ISO14001取得事業者のうち、大規模事業者は環境対策専任者がいる場合が多い。
- ・ 設備導入について、社内で検討システムや基準を持つ事業者あり。その事業者では、省エネ設備等の導入進展が顕著である。

(4) 新エネルギー導入・省エネ推進を行うにあたっての課題

- ・ 初期投資回収までの年数により導入の可否を検討している。
- ・ 設備導入にあたっては、初期投資を回収できるか否かが特に重要である。

(5) エネルギーに関する今後の事業計画

- ・ コスト削減のため、省エネ等に取り組むとの声が多数。
- ・ 新エネルギーのうち、太陽光発電設備については、県の補助事業の要件であるため、取り組む事業者が数社あった。
- ・ 省エネ法における特定事業者に該当する事業者については、達成状況はまちまちである。
- ・ 省エネ対応が進んでいる数社については、今後の省エネ対策に苦慮しているとの声があった。
- ・ 省エネ対策を行う人材の育成について、問題意識があった。

【資料 14】市民ワークショップの概要

1. 目的

第2期環境基本計画の策定にあたり、現行の環境基本計画の振り返り及び今後の計画の方向性、課題達成のための市民の役割や行動について、意見を聞くために実施した。

2. 参加者

28名（自薦、推薦、環境審議会委員等）

3. 実施内容

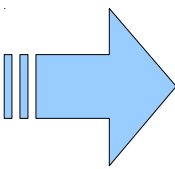
	開催日	内 容	検討テーマ
第1回	平成24年 (2012年) 10月11日(木)	現行の環境基本計画にある基本目標とそれを達成するための「5つの望ましい環境像」についての総括 (市民の立場からできたこと・できなかったこと のまとめ)	「人の健康を保護するまちをめざして」 ・大気汚染による健康被害の防止 ・公害の防止
			放射線に関すること
第2回	10月25日(木)		「人と自然が健全に共生するまちをめざして」 ・生態系の多様性の確保 ・多様な自然環境の保全・回復
			「自然と歴史を守り、人と自然が触れ合えるまちをめざして」 ・良好な景観の創造と保全 ・自然景観、歴史的景観の保全
第3回	11月8日(木)		「資源循環型社会をめざして」 ・省資源、省エネルギーの推進 ・新エネルギーの利用推進
		第1回～第3回までの総括	
第4回	11月29日(木)	今後の環境目標（望ましい将来の方向性）や市民の役割、行動について 検討	望ましい将来の方向性 環境目標
第5回	12月20日(木)		市民の役割
			ワークショップ全体の総括

第1～3回のまとめ

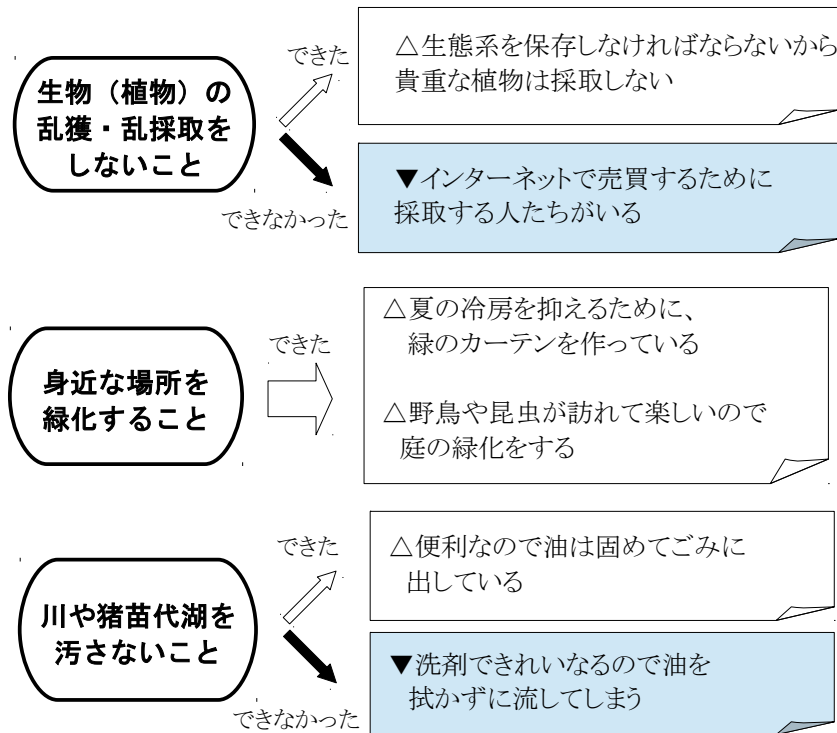
テーマ「人の健康を保護するまちをめざして」

<p>できたこと</p> <p>自動車からの排気ガスを削減すること</p> <p>できなかったこと</p>	<p>△燃費向上を目指して エコドライブを心がけた</p> <p>△環境と健康を考えて 自転車を使用した</p> <p>▼自動車のほうが便利なので 公共交通を利用しなかった</p>	<p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 用途によって交通手段を使い分ける ◎ エコドライブで運転マナー向上 ◎ 節約が数値で見えるとやりがいのなる
<p>できたこと</p> <p>野焼きやごみを自家焼却しないこと</p> <p>できなかったこと</p>	<p>△環境に悪いと思うから 自家焼却はしてない</p> <p>△市の補助で生ごみ処理機を 購入した</p> <p>▼機器の購入の機会を逃したから 生ごみを利用できなかった</p> <p>▼稲わらが肥料になると聞いて 焼却してしまった</p>	<p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自家焼却しない習慣を定着させる ◎ 自家焼却を見かけたら通報する
<p>できたこと</p> <p>近所迷惑となる生活騒音を出さないこと</p> <p>できなかったこと</p>	<p>△お互いに気をつけているので 生活騒音はなくなった</p> <p>▼仕事の関係で夜しか家事が できなかった(洗濯機や掃除機)</p> <p>▼工事の音が気になる</p>	<p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自治会などでルールを決める ◎ 予定している工事は前もって近所に伝えてもらう

テーマ「放射線に関すること」

<p>気にしていない</p> <p>△自分なりに線量を理解している</p> <p>△気にすると活動が制限されてしまう</p> <p>△健康被害がないことが科学的に 断定されている</p> <p>△ここで生活する以上どうしようもない</p>		<p>まとめ(今後必要なこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 信頼できる、正しい情報の発信 ◎ 市民レベルでの安全性のPR ◎ 出前講座等市からのアピール ◎ 情報をやり取りできる コミュニケーションの場の確保 ◎ 除染方針の見直し
<p>不安に思う</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼子どもたちへの影響が心配 ▼情報が多すぎて判断に迷う ▼市が除染を行わないから不安 ▼風評被害で農産物が売れない 		

テーマ「人と自然が健全に共生するまちをめざして」



まとめ

- ◎ 希少種の情報をも市民にPR
- ◎ ウォークラリーなど学習の機会を作る
- ◎ 学校教育の中に取り入れる

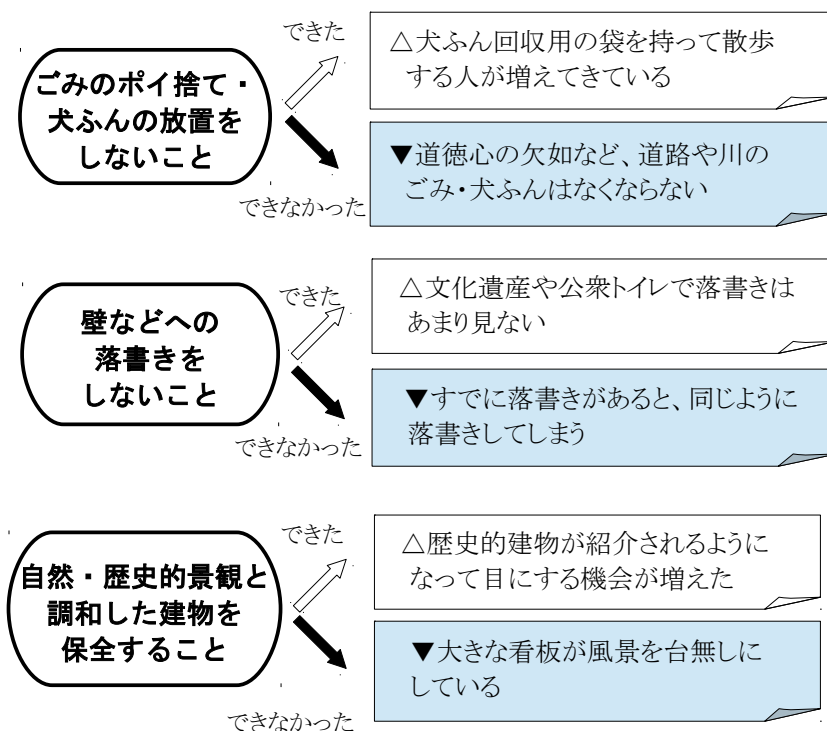
まとめ

- ◎ 取り組みの情報を市民に伝えたい
- ◎ 子ども頃から取り組む
- ◎ 暑さ対策や心を和ませる等緑化の良さを実感

まとめ

- ◎ ルール・マナーの徹底
- ◎ 下水道への接続を勧める
- ◎ 一人一人が油を拭く
面倒くさがらない

テーマ「自然と歴史を守り、人と自然が触れ合えるまちをめざして」



まとめ

- ◎ あいづっこ宣言を守る
- ◎ 1日1個、皆がごみを拾う
- ◎ 環境美化活動のPR
- ◎ 監視の目が必要

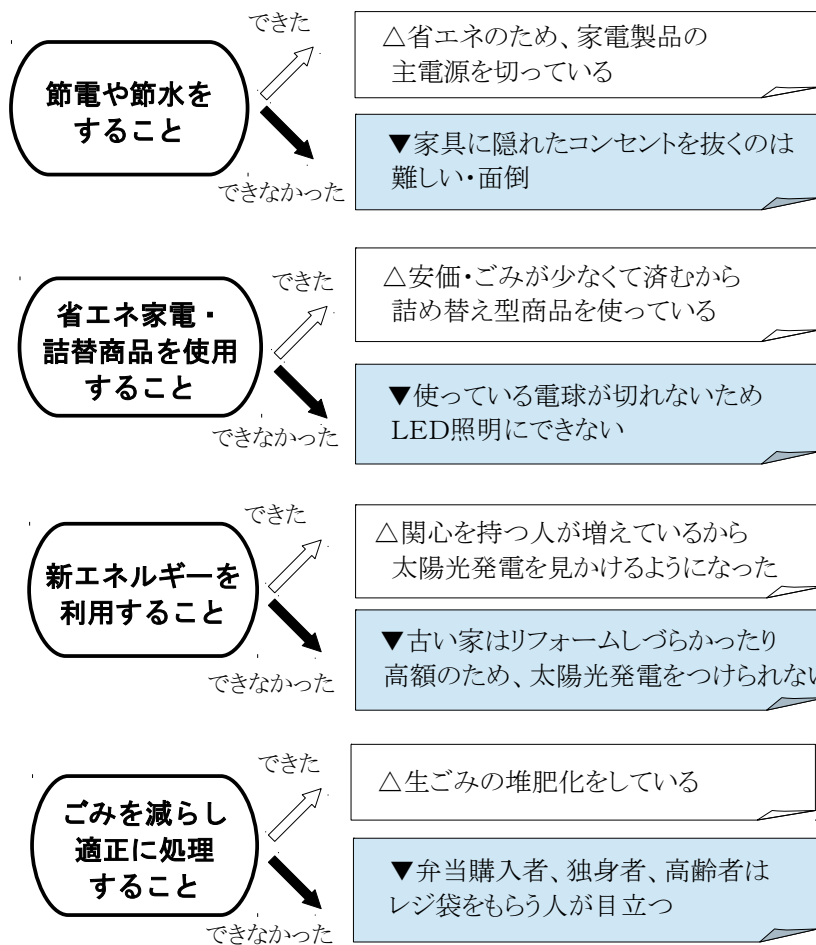
まとめ

- ◎ 落書きがない状態を保つ
- ◎ 落書きしにくい環境を作る（パトロールなど）

まとめ

- ◎ 市民自ら理解する取り組み
- ◎ 景観条例施行後よくなってきている
- ◎ 個人では解決できない

テーマ「資源循環型の地域社会をめざして」



まとめ

- ◎ 節電は手軽に取り組める
- ◎ 節水は自然の水の利用や少量で済ませる心がけ

まとめ

- ◎ 買い替えのタイミング、価格、補助がキーとなる
- ◎ エコ商品の良さ、経済性をもっと知らせていく

まとめ

- ◎ 正しい、嘘のない情報の公開
- ◎ 「省エネ」と「新エネ」は両輪

まとめ

- ◎ 効果の見える化
- ◎ 意識の改革が必要
- ◎ 常にマイバッグ・バスケットを持ち歩く



テーマ 「環境目標（望ましい将来の方向性）と市民の役割」

市民の役割・行動

- 自分ができること
 - ・徒歩、自転車での移動
 - ・エコな商品の購入
 - ・適切なごみの始末
- 町内会での取り組み
 - ・清掃、節水活動を行う
 - ・食用油の回収
 - ・野焼き、犬ふん放置はみんなで注意する

- 自分ができること
 - ・一家、一鉢（記念樹）活動
 - ・貴重な植物を知り、乱採取しない
 - ・食用油は拭いてから洗う
- 町内会での取り組み
 - ・公園を花でいっぱいにする
 - ・廃油の回収
 - ・川、側溝の清掃を行う

空気、土、水を汚さないまち

緑豊かなまち
水がきれいなまち

望ましい将来の方向性

皆で省エネを実現するまち

ごみの出にくいまち
自然にリサイクルしてしまうまち

- 自分ができること
 - ・家族と一緒に省エネに取り組む（一家団欒）
 - ・おじいちゃん、おばあちゃんの知恵で省エネ（もったいないの精神）
 - ・電化に頼らない生活
 - ・ものを丁寧に使う
 - ・厚着で寒さを乗り切る

- 自分ができること
 - ・ものを大切に使う
 - ・使い捨て商品を極力購入しない
 - ・修理して使う
- 町内会での取り組み
 - ・ごみの排出量を把握
 - ・廃油リサイクルボックス設置
 - ・リサイクルしたものを発表する場、機会を設ける

【資料 15】用語の解説

【あ行】

会津若松市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)

「ごみを減らそうプロジェクト 970」をスローガンに、ごみの減量やリサイクルの推進についての基本方針や具体的な取り組みについて定めた計画。平成 28 年(2016 年)4 月に策定され、計画期間は平成 28 年(2016 年)度～平成 37 年(2025 年)度。

会津若松市猪苗代湖水環境保全推進計画

平成 15 年(2003 年)2 月、本市における猪苗代湖の水環境保全のための対策を具体的、体系的に示す基本的な計画として策定し、平成 26 年度以降は本基本計画に含めることにより、効果的な進行管理を図っている。本計画に基づき、流域自治体の一員として、本市でもさまざまな施策に取り組んでいる。

会津若松市新エネルギービジョン

太陽熱や太陽光、風力などの新エネルギーを活用した、クリーンで環境負荷の少ないまちづくりを目指し、その導入に向けた施策等をまとめたもの。平成 15 年(2003 年)2 月に策定された「会津若松市地域新エネルギービジョン」を本基本計画の策定に併せて改訂し、効果的な進行管理を図っている。

会津若松市地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)

本市が市役所の全ての事務事業から排出される温室効果ガスを削減するために策定した計画(第一期計画は平成 18 年(2006 年)度に、第二期計画は平成 23 年(2011 年)度、第三期計画は平成 28 年(2016 年)度に策定)。温室効果ガスの削減目標や削減に向けた取り組み事項などが記載されている。

会津若松市総合計画

市政の総合的かつ計画的な運営を図るため、基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画等を内容とする本市の最上位計画。市の政策、施策及び事務事業は、総合計画に基づくことを基本とする。自治基本条例第 16 条の規定に基づき、平成 29 年(2017 年)2 月に策定。

会津若松市の環境

環境基本計画にかかる各種事業の実績報告書として、毎年 1 回発行している。市のホームページのほか、各庁舎、各市民センターなどで見ることができる。

会津若松市バイオマス活用推進計画

平成 26 年(2014 年)3 月に、バイオマス活用推進基本法に基づき策定した、本市のバイオマス活用の推進の取り組みなどについて定めた計画。本基本計画に含めることにより、効果的な進行管理を図っている。

会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 27 年(2015 年)4 月に策定した本市の地方版総合戦略。「自我作古(古いしきたりや前例にとらわれず、後の先例となるものを自らが作り出していくこと、の意)」という言葉のもと、アナリティクス産業・ICT 産業の集積や歴史・文化観光等による地域連携と交流促進などにより、「会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に掲げた「10 万人程度の長期的な安定人口の実現」を目指している。

赤井谷地沼野植物群落

(あかいやちしょうやしよくぶつぐんらく)

会津若松市湊町の猪苗代湖の西約 1 km に位置し、標高 525 m の高層湿原である。寒地性植物群落として、昭和 3 年(1928 年)に国の天然記念物に指定された。ツルコケモモ、ホロムイイチゴ、ホロムイソウ、ミカズキグサなど北方系の亜寒帯植物が自生している。

一次エネルギー

薪・木炭・石炭・石油・天然ガス・水力など自然採取されたままの物質を源としたエネルギーのこと。電力やガソリンは一次エネルギーを変換・加工して作られるため、二次エネルギーと呼ばれる。

一酸化二窒素(N₂O)

亜酸化窒素とも言う。温室効果ガスの 1 つで寿命は約 120 年、温室効果(地球温暖化係数)は二酸化炭素の約 300 倍。海洋や土壌から、あるいは窒素肥料の使用や工業活動により放出されるが、主に太陽の紫外線により分解されて消滅する。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき都道府県知事が設

置する、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を常時監視するための測定局。全国に約1,500局ほど設置されている。

猪苗代湖環境保全推進連絡会

平成13年(2001年)2月に猪苗代湖岸の郡山市、猪苗代町、本市が協力して猪苗代湖の環境・水質の保全をしていくために設立した。

主な活動としては、湖岸一斉クリーンアップ作戦、ビーチクリーナーによる砂浜清掃、流域の小学校(湊小・湖南小・翁島小)による子ども交流会などがある。

エコチャレンジ事業

県が家庭部門での温室効果ガス排出量削減に向けて実施している地球温暖化対策事業。

エコドライブ

省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。無駄なアイドリングはやめる、発進するときはゆっくりアクセルを踏むなど10の実施項目があり、実践すると約10~20%の燃料消費を抑えることができる。

エコファーマー

平成11年(1999年)に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当であるという認定を受けた農業者の愛称名。エコファーマーは環境に配慮し、農薬や化学肥料をできるだけ使用しない生産活動を進める。

エネルギー起源二酸化炭素

自動車等の燃料であるガソリンや軽油、電気や熱などのエネルギーを作るための化石燃料などを燃やした時に排出される二酸化炭素のこと。

エネルギー消費原単位

エネルギー使用量をエネルギー使用量の増減と密接な関係を持つ値で割った値のこと。数値が小さければ小さいほど合理的にエネルギーを使用していることになる。

平成21年(2009年)度に省エネ法が改正されたことにより、年間のエネルギー使用量が一定規模(原油換算1,500KL/年)を超える施設は、「特定事業者」に指定され、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の改善が求

められることとなった。本市については、市長部局及び教育委員会が特定事業者指定されている。

エネルギーの地産地消

エネルギー(電気)を自分たちが住む地域で生み出し、自分たちの地域で消費するという考え。

東日本大震災以降、化石燃料や原子力に代わるエネルギーとして、再生可能エネルギーが注目を集めており、太陽光やバイオマスなど地域の資源等を発電等に活用することが期待されている。

地域内で電力を発電することにより、安定的な電力の供給が可能となることから、災害時にも停電のリスクが少ない持続可能な社会づくりが可能となるほか、企業誘致等を含めた産業振興にもつながるものと期待される。

MPN(えむぴーえぬ)

大腸菌群数の計数方法のひとつ、最確数法(MPN法)により、試料の中にいる大腸菌群の数の、最も確からしい数値を確率論的に推計した値。

オゾン層

地球の大気中でオゾンの濃度が高い部分のところ。地表から20~25kmの高さのところ、最も密度が濃くなる。オゾン層は太陽からの有害な波長の紫外線の多くを吸収し、地上の生物を保護する役割をしている。近年、大気中に放出されたフロンなどの化学物質が原因となってオゾン層が破壊される現象が起きており、南極や北極の上空ではオゾンの濃度が極端に減少する“オゾンホール”が発生している。

汚泥消化ガス

主に下水処理場などで発生する汚泥(し尿や食物のくず、水処理過程で増える微生物等の固形物)を減量する過程で、嫌気性発酵(けんきせいほっこう)により発生するガスのこと。

円筒形や卵型の密閉されたタンクに汚泥を入れて38℃付近に加温すると、嫌気性(増殖に酸素を必要としない)細菌により、有機物が分解され60%程度のメタンを含むガスになる。

温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーは、地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー

(赤外線)が放出される。この放出された赤外線の一部を吸収し温室効果をもたらす気体の総称を、温室効果ガスと呼ぶ。温室効果ガスの種類には、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などがある。近代以降、電力や化石燃料などのエネルギーの使用により温室効果ガスが人為的に排出されたことで、温室効果ガスが増大し、これが地球温暖化問題の主な原因となっている。

温度差熱利用

河川水、地下水、海水等の水源や地中熱と外気温との温度差を利用し、ヒートポンプや熱交換器を活用し冷暖房のエネルギーとして利用すること。工場からの排熱や地下鉄からの排熱等の人工排熱も利用できる。

【か行】

学校版環境マネジメントシステム

本市の環境政策の1つ。環境マネジメントシステムを活用し、環境にやさしい学校づくりを目指す。次世代を担う子どもたちの、環境に対する自発的な活動意欲の向上を図っている。

合併処理浄化槽

し尿と併せて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。

下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷の排出は約1/8に抑えられる。

家庭版環境マネジメントシステム

本市の環境政策の1つ。環境マネジメントシステムを活用し、家庭において環境にやさしいライフスタイルづくりを目指し、資源の有効利用やごみの減量、省エネなどの環境に関する取り組みを行うものである。

カーボンフリー

製造から使用までの過程で二酸化炭素を発生させないこと。平成29年(2017年)12月に決定された国の「水素基本戦略」では、水素をカーボンフリーなエネルギーの新たな選択肢として位置づけている。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全す

る上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染及び地下水について定められている。

環境審議会

環境基本法第44条に基づき、その市町村の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるなどのために設置される機関。

本市では、市長の委嘱により、(1)環境行政に関心を持つ市民、(2)各種団体の代表者、(3)学識経験者、(4)関係行政機関の職員のうち12人以内で組織することが条例により定められている。

環境配慮指針

環境基本計画を有効なものとするために、市民・事業者が、日常生活や事業活動の中で行う、環境に配慮した行動を示したもの。

環境美化推進協議会

清潔で快適な生活環境の保全や整備、良好なまちづくりに寄与することを目的として設立された団体。清掃活動、廃棄物の減量化や不用品の再資源化のための事業、環境美化推進のための意識啓発などの事業を行っている。

環境フェスタ

平成5年(1993年)度から本市で開催されている環境イベント。市民の環境保全意識の高揚や、環境保全に取り組む市民団体・企業間の交流を図ることを目的とし、市民協働で開催されている。

環境負荷

人の生活や事業活動などが環境に与える負担のこと。環境基本法では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」と定義している。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のこと。

具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげ

られる。

環境保全型農業直接支援対策事業

環境保全型農業に取り組む農業者等に対し、国が直接支援する制度で、平成23年（2011年）度から開始された。

地域の慣行に比べ化学肥料等の使用を原則5割以上低減することに加えて、農業者等が実施する堆肥の施用や有機栽培などの取り組みの面積に応じて、交付金が交付される。

環境マネジメントシステム

(EMS=Environmental Management System)

市役所や事業者などが、自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、取り組みを進めるための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

間伐材

森林の成長過程で、一本一本の樹木が適度な間隔を保ち、太陽光が木の根本や地面まで十分に届く環境をつくるため、密集した木々の一部を間引きする、間伐という作業において発生する木材のこと。

気候変動適応計画

平成30年（2018年）12月、気候変動適応法に基づき、国が定めた計画。農業や防災など気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、気候変動影響による被害の防止・軽減、さらには、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指している。

気候変動適応法

平成30年（2018年）6月に公布された法律。この法律では、地球温暖化その他の気候の変動に起因して生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることを踏まえ、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割などを定めている。

気候変動枠組条約

平成4年（1992年）、大気中の温室効果ガ

スの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」が国連において採択され、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことが合意された。同条約に基づき、1995年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、温室効果ガスの排出・吸収の目録の作成、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている。

平成27年（2015年）に開催された第21回締約国会議において「パリ協定」が採択され、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えることなどが目標として掲げられた。なお、平成30年（2018年）にポーランドのカトヴィツェで開催された第24回締約国会議では、2020年からの各国の具体的な義務などを定め、「パリ協定」の実施指針となる「カトヴィツェ気候パッケージ」が採択された。

京都議定書

地球温暖化防止のための国際会議（気候変動枠組条約締約国会議）が、平成9年（1997年）に京都で開催され（COP3）、その時に採択された国際協定のこと。地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの削減量について、先進各国等に法的な拘束力のある数値目標を定めており、平成17年（2005年）2月に発効した。

約束期間が平成24年（2012年）までであったため、平成23年（2011年）に南アフリカで開催されたCOP17で、第2約束期間（平成25年（2013年）～平成32年（2020年））についても京都議定書を延長することが決まったが、日本は平成25年（2013年）以降の不参加を表明していた。その後、平成27年（2015年）に採択された「パリ協定」には日本も参加している。

グリーンツーリズム

都市住民等が農山漁村に長期滞在して休暇を楽しむ余暇活動のこと。従来の観光のように、名所・旧跡を訪ねて回る旅行とは異なり、その地域の自然・文化・農林漁業の体験や人々との交流などで休暇を楽しむ旅行のカタチである。

このような農山漁村と都市のさまざまな交流を通じて、人々の交流が活発になり、農林漁業の振興や、農山漁村の活性化が促進されることが期待される。

COOL CHOICE（クール・チョイス）

平成27年（2015年）7月から開始された、国が主導する地球温暖化対策のための国民運動。省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などを積極的に選択することなどを呼びかけている。

公園等緑化愛護会

快適で安心な緑あふれる公園や緑地を維持していくことを目的として、近隣の町内会や老人クラブ等が主体となって結成し、公園や緑地の維持管理を行政と一体となって行おうとする組織のこと。主な活動は清掃、花壇管理、草・芝刈り、敷地内の巡視など。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称。眼を刺激する有害物質であり、光化学スモッグの原因となる。

光化学スモッグ

大気中の光化学オキシダント濃度が高まって発生するスモッグのこと。日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められている、公共利用のための水域や水路のこと。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路等、その他公共で使われる水域や水路。

耕作放棄地

以前は耕地であったが、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。就農者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低迷などによる農業経営条件の悪化が主な要因とされている。

高度処理合併浄化槽

富栄養化の原因となる窒素やリンを処理水から除去できる機能を有する合併浄化槽。

固定価格買取制度（FIT）

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度で、平成24年（2012年）7月に開始された。電力会社が買い取る費用の一部は、電気の使

用者から賦課金というかたちで広く徴収されている。

コジェネレーションシステム

「熱電併給」ともいう。ガスなどを用いて発電し、その際に発生する排熱を冷暖房や給湯などに利用することにより、エネルギーを有効活用する仕組みのこと。

個人積算線量計

個人が長期間携帯し、本人がその期間中に被ばくした放射線量を測定する線量計。バッヂ式と電子式があり、通常1ヶ月程度携帯し、その積算線量から1年間の積算線量を推計する。原発作業者等はこの線量計で被ばく線量を測定している。

固定発生源

騒音・振動や大気汚染等の発生源のうち、工場や事業所など、発生場所が移動しない発生源のこと。自動車や航空機など、発生場所が移動する発生源は移動発生源という。

子ども交流会

会津若松市、郡山市、猪苗代町の湖岸地域の小学校の交流と猪苗代湖の環境保全意識の高揚を図るため、猪苗代湖環境保全推進連絡会が毎年開催しているイベント。連絡会を構成する3市町が持ち回りで開催している。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどエネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーのこと。

再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第2期）

平成28年（2016年）3月、県が策定した再生可能エネルギー普及推進のための計画。2040年ごろを目途に県内のエネルギー需要量の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーとするという数値目標を掲げている。

里山

確立している定義はないが、原生的な自然と都市との間に位置し、人の手が加わった雑

木林や農地、集落を含む地域のこと。広い概念として「里地里山」ともいう。

3R (さんあーる)

「リデュース (Reduce) =できるだけごみを出さない」、「リユース (Reuse) =使えるものはくり返し使う」、「リサイクル (Recycle) =ごみを再び資源として利用する」という3つの英語の頭文字を取った言葉。「リフューズ (Refuse) =不要なものは買わない」を加えて4Rと呼ばれることもある。

酸性雨 (酸性雪)

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分や雨に溶け込み雨水(雪)が酸性化したもので、通常はpHが5.6より低い場合を言う。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害なども生じている。産業活動に伴う化石燃料の燃焼や火山活動などが硫黄酸化物などの発生源とされるが、国内だけでなく、中国大陸からの影響も大きいと考えられている。

三フッ化窒素(NF₃)

半導体の製造過程で使用される物質。地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により平成27年(2015年)4月から温室効果ガスとして追加された。

温室効果(地球温暖化係数)は二酸化炭素の約17,200倍となる。

COD (しーおーでいー)

Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)の略。海域や湖沼の水の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚れを薬品(酸化剤)で分解するときに使われる薬品中の酸素の量をmg/lで表わしたもの。数値が高いほど水中の有機的な汚れが多い。

Sv (シーベルト)

放射線による人体への影響量を表す単位。1シーベルト(Sv)は1,000ミリシーベルト(mSv)、1ミリシーベルトは1,000マイクロシーベルト(μ Sv)。

資源循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。狭義には、廃棄物の発生

を抑制し、再使用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環利用する社会を指す。

次世代自動車

国では、「第五次エネルギー基本計画」(平成30年(2018年)7月策定)などにおいて、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などを次世代自動車として定義している。

自然探勝 (しぜんたんしょう)

従来は「優れた自然の風景地や名勝を訪ね歩くこと」の意味で使われていた。現在は、自然風景を鑑賞するばかりでなく「自然を科学的な目で観察し、学ぶこと」という意味でも使われる。

持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年(2015年)9月、国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で示された国際社会が2030年に向けて持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題をまとめたもの。

取り組むべき課題は、17項目のゴール(目標)とそれに付随する169のターゲットから構成され、エネルギーや水資源、気候変動などの環境面での課題だけでなく、貧困や保健、教育や経済成長など、幅広い課題が対象となっている。環境問題は、これらの経済的・社会的な課題と不可分であることが明記されている。

重金属

一般には鉄よりも比重の重い金属元素のことを指す。20世紀に、水銀、カドミウム、銅などが公害病の原因となったことから、毒性のある金属というイメージが先行しがちだが、亜鉛などのように体に必要な元素もある。

省エネ法

正式には「エネルギーの使用の合理化に関する法律」といい、工場の機械や器具等の省エネ化を進め、エネルギー(化石燃料)を効率的に使用することを求めた法律。平成21年(2009年)度に内容が大幅に改正され、対象が業務・家庭部門にまで広がった。

常緑針葉樹 (じょうりよくしんようじゅ)

年間を通して葉がついており、葉が針のように細長い樹木のこと。主にスギやヒノキなど。

新エネルギー

再生可能エネルギーの中でも、技術的には確立しているがコストが高く、普及のために支援が必要がエネルギーとして国が定めているもの。（例）太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電など。

森林整備地域活動支援交付金

近年、林業生産活動の停滞や、所有者の高齢化などで、森林整備が適切に行われなことが問題となっていることから、計画的にかつ適正な森林の整備を推進するため、森林の歩道の整備や森林情報の収集活動等を実施する者に対して交付する支援金のこと。

森林施業面積

森林の所有者等が一定のまとまりを持った森林について、5年を1サイクルとして造林や伐採等の計画を策定し、市町村長の認可を受けた面積。

水素基本戦略

平成29年（2017年）12月に決定された水素利活用に向けた国の計画。水素がカーボンフリーなエネルギーの新たな選択肢として位置づけられた。

水素ステーション

ガソリン車のガソリンスタンドと同様、燃料電池車への水素充填を行う施設。大きく分けて「定置式」と「移動式」の2種類があり「定置式」はさらに「オンサイト」方式と「オフサイト」方式に区分される。「オンサイト」方式ではステーション内で水素を製造し、「オフサイト」方式ではステーション外で製造した水素をステーションに搬送する。「移動式」は水素供給装置を搭載した大型トレーラー等が既定の場所に移動し、燃料電池車に水素充填を行う。

スマートメーター

電力を計測するメーターの1つ（電力消費測定器）。メーターに通信機能が備わっており、電気会社と利用者間で電力使用量などのデータをやり取りすることができ、より細かく電力消費量を監視・制御することができ

る。

平成22年（2010年）6月に閣議決定された「第四次エネルギー基本計画」において、2020年代の可能な限り早い時期に、原則全ての需要家に導入を目指すこととされ、平成26年（2014年）4月の省エネ法の改正によって、各地域の電力会社（一般配送電事業者）に設置計画を公表することが義務づけられた。

これをうけて、東北電力株式会社では、平成35年（2023年）度までにすべての需要家にスマートメーターを設置することを予定している。

生活環境保全推進員

ごみのポイ捨てや犬ふんの放置、自転車の放置の禁止などの周知、徹底を図るために担当地区を巡回し、情報収集やポイ捨ての禁止等についての啓発、指導などの業務を行うために、市から委嘱を受けた者。

清掃指導員

清掃思想（ごみの出し方、減量方法など）を市民へ普及する意識啓発と、市の清掃行政が円滑に進むように許可業者の指導、立入検査を行う職員のこと。

生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

生物多様性の保全

地球上には多様な種・遺伝子・生態系が存在しているが、自然破壊などの人間活動によって失われつつあるため、これらを保全するための活動のこと。（例：特定外来生物^{*}の防除など。）

雪氷熱利用（せっぴょうねつりよう）

冬期の積雪や氷を貯蔵施設等で保存し、公共施設やマンション等において夏期の冷房エネルギー、また農作物の冷蔵エネルギーとして利用すること。

ゼロエミッション

エミッションとは排出物・廃棄物を指し、ゼロエミッションとは「廃棄物ゼロ」という意味。一産業部門から出る廃棄物を他の部門

の再生原料として転換することにより、環境への負荷を一切なくすこと。1994年に国際連合大学が「ゼロエミッション研究構想」を発足させ、国際共同研究事業として研究が進められている。

【た行】

大気汚染物質

大気中に存在する有害な物質の総称。火山や黄砂など、自然に発生する場合と、工場の操業や自動車の排気ガスなど、私たちが社会活動を行うことによって発生する場合がある。

大規模HEMS情報基盤整備事業

平成26年（2014年）度から平成27年（2015年）度に経済産業省が実施した、全国14,000世帯にHEMS（Home Energy Management Systemの略で家庭用のエネルギー管理システムのこと。家庭内の電気製品の運転を制御し、エネルギー消費量の削減を図ることができる。）を設置する実証事業。

本市でも市内の約500世帯にHEMSが設置され、電気使用量のデータの収集・分析が行われたほか、家庭でもその情報が見ることができるようになった。

第五次エネルギー基本計画

平成30年（2018年）7月、閣議決定された国のエネルギーに関する基本的な計画。再生可能エネルギーを含むエネルギー政策全般について定めている。

第五次環境基本計画

平成30年（2018年）4月、閣議決定された国の環境政策に関する基本的な計画。SDGsの考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めるとしている。

太陽熱利用

屋根に設置した太陽熱温水器等で温水を作り、給湯や暖房等の熱として利用するシステム。太陽熱利用機器は、エネルギー変換効率が高く、設備費用が比較的安価で費用対効果の面でも有効とされる。

地域循環共生圏

国の「第五次環境基本計画」において提示された、環境・経済・社会の統合的向上の具体化に向けた考え方。同計画では、地域循環

共生圏は、「各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築することで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす」ものとされている。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。海水の熱膨張や氷河・氷床の溶解による海面上昇、気候変動に伴って生じる災害、食料不足等が危惧されている。

地球温暖化対策計画

平成28年（2016年）5月、閣議決定された国の地球温暖化対策の計画。2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減、2050年度には80%削減するという目標を掲げている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

平成10年（1998年）10月に公布された法律。この法律は、平成9年（1997年）に採択された京都議定書において、日本が温室効果ガスの排出量を平成20年（2008年）～平成24年（2012年）の間に1990年レベルよりも6%削減することを義務づけられたことを踏まえ、国や自治体に温室効果ガスの削減に向けた実行計画の策定、公表を義務づけ、地球温暖化対策の推進を求めたもの。同法律では、国民に対しても、日常生活における温室効果ガスの抑制・削減を求めている。

地熱バイナリー

一般に地熱発電は、温度が150℃以上の地下からの蒸気でタービンを回して発電するが、もっと温度の低い蒸気でも発電できるよう、水より蒸発しやすい流体（例：ペンタン、沸点36℃）を利用して発電するように工夫した。水とペンタンの2つの流体を利用することから、「バイナリー」の言葉が名称に使われている。採算性の発電を行う場合、現在の技術では約90℃以上の源泉温度が必要になる。

中山間地

都市や平地以外の山間地や、その周辺の地域等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域のこと。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車があげられる。次世代自動車とほぼ同義。

d B (デシベル)

音の大きさ(音圧)を表す単位で、数値が大きいくほど音が大きくなる。測定器で音の大きさを測ると20デシベルごとに10倍の大きさになる。

天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。本市では赤井谷地沼野植物群落、高瀬の大木(ケヤキ)などが指定されている。

電力の小売全面自由化

電気事業法の改正により、平成28年(2016年)4月から、電気の小売業への参入が全面自由化されるとともに、一般家庭や商店を含むすべての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになったこと。

自由化により、地域で発生する再生可能エネルギーによる電力を供給する事業者や自治体が出資した企業など、全国各地で新たな電力会社(新電力)が数多く設立されている。

東北都市環境問題対策協議会

東北6県の市で構成する協議会。大気汚染・水質汚濁・騒音・振動、その他環境問題に関する調査研究を行っている。

特定外来生物

日本在来の生物を捕食したり、これらと競合したりして生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与える、あるいはそのおそれのある外来生物のこと。

これらの生物による被害を防止するために、「特定外来生物による生態系等に係る被害の

防止に関する法律」では、「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定めている。

都市型・生活型公害

自動車や近隣住民の騒音、生活雑排水による河川の汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下など、まちの都市化や生活スタイルの変化によって引き起こされる公害のこと。

都道府県別エネルギー消費統計

都道府県における温室効果ガス対策の実行計画等を作成する上での参考資料として、国が公表している統計。石油・石炭・天然ガスなどのエネルギー源がどのように消費されたか、都道府県ごとに推計している。

平成28年(2016年)12月、精度向上などを目的に作成方法が変更され、数値が平成2年(1990年)度まで遡って改訂された。

【な行】

二酸化硫黄

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

二酸化窒素

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生するもので、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

Z E H (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

Z E B (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

住宅・建築物の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現したうえで、太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入することにより、年間に消費する正味(ネット)のエネルギー量を概ねゼロとすることを目指した住宅・建築物。

燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車（FCV）は水素ステーションで燃料となる水素を充填する。国内メーカーにより乗用車やバスが市販されているほか、フォークリフトなどの開発が進められている。

ノーカーデー

地方自治体や企業等で行われる、交通渋滞緩和と大気汚染抑制を目的としたキャンペーンで、一定の月日・曜日または期間について自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用等と呼びかける。本市役所では、毎月最終週をマイノーカーデーと定め、職員に公共交通機関の利用や相乗り通勤等と呼びかけている。

農業集落排水事業（施設）

農業用水路や河川などの水質保全と農村生活環境の保全のため、農業集落におけるし尿生活雑排水などの汚水を処理する事業（施設）のこと。

農地中間管理機構

担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業を行う団体で、県知事が指定した団体。機構は、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、担い手に対し、まとまりのある形で利用できるよう配慮して農地の貸付を行う。

野焼き

ドラム缶や旧式の焼却炉など、基準を満たしていない焼却施設や田畑等の戸外で廃棄物を焼却すること。ただし、公益上若しくは社会の慣習上止むを得ない廃棄物の焼却、又は周辺的生活環境に与える影響がわずかである場合は該当しない。

該当しない例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの（歳の神など）、農業、林業等を営むうえで止むを得ないもの（もみ殻、稲わら、せん定した枝など、ただし、農業用ビニール等は焼却できない）、焚き火、キャンプファイヤー等の軽微なもの、土手の雑草の焼却、薪ストーブなど、廃棄物の処理が

目的でないものがあげられる。

【は行】

パーフルオロカーボン(PFC)

半導体の製造過程で使用される物質。大気中に放出されてもオゾン層を破壊する影響は少ないが、温室効果（地球温暖化係数）が二酸化炭素の約7,390倍の強力な温室効果ガスであるため、地球温暖化を促進するといわれている。

バイオディーゼル燃料（BDF）

菜種油・ひまわり油などの生物由来の油や廃食用油から作られる軽油の代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。燃焼によって二酸化炭素を排出しても、大気中の二酸化炭素総量が増えず、カーボンニュートラルとなる。バイオディーゼル燃料は、従来の軽油に混ぜてディーゼルエンジン用燃料として使用できるため、二酸化炭素削減の手段として注目されている。また、従来の軽油と比較して、硫黄酸化物（SOx）がほとんど出ないという利点もある。

バイオマス

主に、再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料を除く）を指す。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。

バイオマスエネルギー

間伐材や稲わら、もみ殻、家畜の糞、生ごみなど生物体を構成する有機物をエネルギー源として利用するもの。木屑焚きボイラーやペレットストーブ等による直接燃焼や家畜の排せつ物等を原料としてメタンガスを生成するメタン発酵、食品廃棄物である廃食用油からバイオディーゼル燃料を作り出すエステル化などがある。

バイオマスタウン構想

地球温暖化対策、さらには地域経済の活性化のため、従来の化石燃料に替わり生物由来の有機性資源である「バイオマス」を有効利用してまちづくりを進めるための計画書。本市では平成20年（2008年）度に策定された。

バイオマス熱利用

バイオマス資源（生物由来の有機性資源）を燃焼して発電した際の排熱を利用したり、バイオマス資源の燃焼や発酵により発生したメタンガスを燃焼して利用すること。

バイオマス燃料製造

バイオマス資源（生物由来の有機性資源）からつくる燃料で、木質ペレットなどの固体燃料、バイオエタノールやバイオディーゼルなどの液体燃料、そしてバイオガスなどの気体燃料がある。

廃棄物起源二酸化炭素

廃棄物を焼却することで生じる二酸化炭素。

廃棄物系バイオマス

日常生活や産業活動によって生じる副産物や廃棄物を資源として活用したもので、生ごみ、下水汚泥、廃食用油などがある。

排出係数

エネルギー量（電気、ガス、石油など）あたりの二酸化炭素排出量を表した数値。例えば、ガソリン1リットルあたりの排出係数は2.32（＝2.32kgの二酸化炭素を排出）となる。電力については、1 kWhの発電に伴い発生する二酸化炭素の量を表しており、各電力会社により異なるほか、毎年電源構成が変動するため、排出係数も変動する。

東北電力株式会社の排出係数（調整前）

年度	排出係数（トンCO2/kWh）
1990	0.000403
2000	0.000425
2010	0.000429
2011	0.000547
2012	0.000600
2013	0.000591
2014	0.000571
2015	0.000556
2016	0.000550
2017	0.000521

ハイドロフルオロカーボン(HFC)

従来、冷蔵庫等の冷媒として使われていた

フロンがオゾン層破壊の原因になると問題視されたことから、それに代わるものとして普及してきた冷媒の一種。大気中に放出されてもオゾン層を破壊する影響は少ないが、温室効果（地球温暖化係数）が二酸化炭素の約1,430倍の強力な温室効果ガスであるため、地球温暖化を促進するといわれている。

パリ協定

2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みで、平成27年（2015年）12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された。世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えることなどが目標として掲げられ、主要排出国を含むすべての締約国が削減目標を5年ごとに提出・更新することなどが義務づけられた。

磐梯朝日国立公園

国が指定し、保護・管理を行う公園で、出羽三山から朝日連峰、飯豊連峰を経て、磐梯山、吾妻山、猪苗代湖からなる日本で3番目に大きな国立公園である。

pH（ぴーえっち）

水素イオン濃度指数のこと。水の酸性又はアルカリ性を表す指標であり、pH 7が中性、7より大きいものがアルカリ性、7未満が酸性となる。通常の河川のpHは6.5～8.5であり、この範囲を超えると魚類や農作物に被害を与えるようになる。

BOD（びーおーでいー）

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。河川などの水の汚れの度合いを示す数値。水中の有機物などを微生物が食べて（取り込み）、エネルギーに変えるときに使われる酸素量をmg/lで表したもの。数値が高いほど、水中の有機的な汚れが多い。

PDCA（ぴーでいーしーえー）サイクル

環境改善を進めていくための一連の流れ。PLAN（計画）→Do（実行）→Check（確認）→Action（改善）を継続的に繰り返しながら、環境への負荷の低減や、より良い環境を目指す。本来、企業の業務向上（品質向上、経費削減）などのために用いられる管理手法。

ppm（ぴーぴーえむ）

ppm (parts per million の略) は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント (%) が百分の1の割合を指すのに対し、ppm は100万分の1を意味する。

例えば、空気中1 m³中に1 cm³物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg中に1 mgの物質が溶解している場合、この物質の濃度を1 ppm という。

非飲用地下水調査

地下水の有機塩素化合物による水質汚濁の状況を把握し、今後の水質保全等にかすために、昭和61年(1986年)より市内130箇所以上の融雪用等の非飲用地下水について調査・監視している。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が2.5マイクロメートル(マイクロメートルは、1mmの1000分の1)以下のものをいう。

福島議定書事業

県が実施している地球温暖化対策事業。事業者や学校が福島県知事と議定書を取り交わし、省資源・省エネルギーなどの地球温暖化対策に取り組む。

福島県猪苗代湖・裏磐梯湖沼水質保全推進計画

平成14年(2002年)3月に施行された「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、同時期に策定された猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境の保全の推進に関する基本的な計画のこと。

福島県地球温暖化対策推進計画

平成29年(2017年)3月に見直しが行われた県の地球温暖化対策計画。2020年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を25%削減、2030年度に45%削減するという目標を掲げているほか、「気候変動の影響に対する適応策」の章を設けている。

福島新エネ社会構想

平成28年(2016年)9月、福島県内での新エネルギー(再生可能エネルギー)推進のために国が策定した構想。再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現のモデル構築、スマートコミュニティの創出を掲げている。

フロン

正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称。冷蔵庫などの冷媒や電子部品の洗浄剤、発泡剤等に使われている。大気中に放出されると、オゾン層を破壊し、また、強力な温室効果ガスであることが明らかになったことから、今日では様々な条約・法律によって使用するのに大幅な制限がかけられている。

分類1の取り組み

本市の環境マネジメントシステムでは、環境改善を目指し、市役所の各種事業を分類1~5に分けて進行管理しており、分類1はその一つ。分類1に該当するのは、環境基本計画に関連する事業で、「環境に良い影響を与える事業」が該当する。(例:ごみの減量化環境教室の開催、再生可能エネルギーの導入など)

HEMS (へむす)

Home Energy Management Systemの略で家庭用のエネルギー管理システムのこと。家庭内の電気製品の運転を制御し、エネルギー消費量の削減を図る。

BEMS (べむす)

Building Energy Management Systemの略でビルエネルギー管理システムのこと。ビルの設備等の運転管理を制御し、エネルギー消費量の削減を図る。

ペレットストーブ

木質ペレットを燃料として利用したストーブのこと。木質ペレットは間伐材などの不要物などを原料としており、燃焼によって二酸化炭素を発生するが、木が生長する過程で光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するため、全体としては大気中の二酸化炭素を増加させず、地球温暖化対策に貢献しているといわれる。

ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議

本市では平成12年(2000年)に、「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」において、ポイ捨て・犬ふんの放置の禁止を定めたが、依然として市民からの苦情が減少しないため、平成20年(2008年)8月に市や区長会、環境美化推進協議会など各種団体と「ポイ捨

て・犬ふんマナー向上市民会議」を設立し、マナー向上に係る啓発活動や美化活動を行っている。

放射線管理アドバイザー

正式には「会津若松市放射線管理アドバイザー」。平成23年（2011年）3月の福島第一原子力発電所の事故以降、放射線に関する様々な指導と助言をいただくため、市で委嘱した放射線の専門家。

ほ場整備事業

耕地や用排水路、農道の整備、土層の改良などを実施することによって農作業等にかかる労働効率の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。

【ま行】

未利用バイオマス

現状では有効に活用されていないバイオマスのこと。農作物の非食用部分である稲わら・もみ殻などや、未利用間伐材などがある。

メタン(CH₄)

1個の炭素原子に4個の水素原子が結合した分子。天然ガスの主成分である。メタンは強力な温室効果ガスで二酸化炭素の21～72倍の温室効果（地球温暖化係数）をもたらすといわれている。

面的汚濁

市街地や裸地・開発地に降った雨により、汚れや土砂が河川等に流されたり、水田や畑などで使用された肥料や農薬等が農業排水や雨により河川等に流れ込むなど、汚濁の排出点を特定できない水質汚濁のこと。反対に特定の工場排水による汚染は点（源）汚染源という。

【や行】

有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物などが国境を越えて移動し、発生国以外の国で処分されること。廃棄物の有害性が高かったり、移動した先で適正に処分されず、環境汚染につながる例も多い。現在は、バーゼル条約により、有害廃棄物は発生国において処分することを原則としたうえで、やむを得ず移動する場合は条約の規則に従って適正

に処分することを求めている。

有機塩素化合物

一般的に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、水に溶けにくく、油に溶けやすいため、動植物の体内に蓄積されやすい特徴がある。主に金属・機械部品などの洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使用されており、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどがある。

遊休農地

耕作のために役立てられておらず、今後も耕作しないと見込まれる農地。または、農業上の利用状況がその周辺の地域と比べ、著しく劣っている農地。

余剰電力買取制度

出力500kW未満の太陽光発電について、自家消費分を除く余剰電力を電力会社が一定価格で一定期間（10年間）買い取る制度で、平成21年（2009年）7月に開始された。固定価格買取制度創設後は、同制度に統合された。

【ら行】

落葉広葉樹林

生育に適さない季節になると全ての葉を落とす樹木のこと。乾季の乾燥に応じて葉を落とす例と、冬季の低温に対応して葉を落とす例がある。ブナやミズナラ、カエデなど。

リサイクル（=再循環）

製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。リサイクルによって、古紙がトイレットペーパーに、食用油が石けんに再利用されるなどの例がある。

リスクコミュニケーション

有害物質などを扱う事業場で事故が起きた場合や、突発的に自然災害等が発生したときのために、想定される被害や安全対策、協力的体制などについて事業者や専門家、住民、行政等が話し合い、情報の共有化と意思疎通を図ること。

リデュース（=廃棄物の抑制）

ごみの発生を減らすこと。マイ箸やマイバッグの利用、詰め替え商品を購入するなど

資源そのものの利用を抑えること。

リユース (=再使用)

繰り返し再使用すること。ビールびんなどが代表例であるが、広告用紙の裏をメモ用紙として利用するなど再使用の一つである。

リン

通常、酸素と結びついたリン酸という形で存在し、化学肥料や農薬の原料として使われる例が多い。生体内では遺伝やエネルギー代謝に欠かせない物質でもある。湖沼や海で水中のリン酸が多いと、アオコなどの植物プランクトンが異常に増殖し、赤潮が発生することがある。

六フッ化硫黄(SF₆)

1960年代から、電気および電子機器の絶縁材などに広く使用されている化学物質。近年需要量が増えている。

温室効果（地球温暖化係数）は二酸化炭素の約22,800倍にもなり、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの1つとされた。